

しむ。是より先天平神護元年朝廷詔を發して諸臣若し「淡路に侍り坐する人」を率ゐ來つて更に帝となさんとするものあらば、嚴罰せんと豫防せしめ、和氣王の人望あるを以て、諸臣或は之を擁立せんことを恐れ「己の怨むる二人あり之を殺し給へ」と鬼神に祈りしとなして謀叛律に問うて之を殺し、王の平生善くする所の參議近衛員外中將兼因幡守栗田道麻呂、兵部大輔兼美作守大津大浦式部員外少輔石川長年等を奴として、その怨家に與へて之を殺さしむ。遂に淡路守佐伯助等をして淡路の廢帝を弑せしむ。而して道鏡大臣禪師より更に太政大臣禪師となり、百官百僚は其前に跪服して拜賀す。此年の冬、大新嘗を行はんとする時、稱徳天皇をして明に佛を揚げて神を抑ふるの宣命を發せしめ翌二年に至つては使を伊勢の大神宮寺に遣はして、丈六の佛像を其處に建てしめたり。斯の如く爲さんと欲して成らざるなきや、彼は更に一步其大望を進め、此年、進みて國初以來未だ曾てあらざる法王の位につき、月料供御に准じ、圓興禪師に法臣の位を授けて大納言に准じ、基眞禪師に法參議の位を授けて參議に准す。僧侶政府の形此に全く成る。孝謙帝、道鏡の爲に之を辯じて曰く、禪師此の世の位を求むるにあらず、朕が之を敬するの心より然るなりと。然れども此時藤原仲麻呂、已に誅せらるると雖も藤原氏の一枝の滅びたるのみ、其連枝末葉は漸く勢力を回復し來りて朝廷の周圍に林立し、吉備眞備また一代の老儒を以て、制作・立法の事を專らにして、内外に敬重せられ、才識、勢力恐るべ

天平寶字四年歸化  
の新羅人一百三十  
一人を武藏に置く

此年近江十二部を  
封じて淡海公と  
稱せしむ  
此年七道巡察使の  
報告を見るも一  
國守の政意法に合  
ふものなし

天平寶字五年、此  
時唐に安祿山の亂  
あり、唐帝兵器を  
作らんとして牛角  
を缺き日本の使者  
に之を求むるな  
り。是に於てか東  
海、山東、北陸、山  
陰、山陽、南海諸山  
に命じ牛角七十八  
百隻を貢せしむ。八  
同七年、實眞死す。  
同八年、實眞死す。  
同九年、實眞死す。  
同十年、實眞死す。  
同十一年、實眞死す。  
同十二年、實眞死す。  
同十三年、實眞死す。  
同十四年、實眞死す。  
同十五年、實眞死す。  
同十六年、實眞死す。  
同十七年、實眞死す。  
同十八年、實眞死す。  
同十九年、實眞死す。  
同二十年、實眞死す。  
同二十一年、實眞死す。  
同二十二年、實眞死す。  
同二十三年、實眞死す。  
同二十四年、實眞死す。  
同二十五年、實眞死す。  
同二十六年、實眞死す。  
同二十七年、實眞死す。  
同二十八年、實眞死す。  
同二十九年、實眞死す。  
同三十年、實眞死す。  
同三十一年、實眞死す。  
同三十二年、實眞死す。  
同三十三年、實眞死す。  
同三十四年、實眞死す。  
同三十五年、實眞死す。  
同三十六年、實眞死す。  
同三十七年、實眞死す。  
同三十八年、實眞死す。  
同三十九年、實眞死す。  
同四十年、實眞死す。  
同四十一年、實眞死す。  
同四十二年、實眞死す。  
同四十三年、實眞死す。  
同四十四年、實眞死す。  
同四十五年、實眞死す。  
同四十六年、實眞死す。  
同四十七年、實眞死す。  
同四十八年、實眞死す。  
同四十九年、實眞死す。  
同五十年、實眞死す。  
同五十一年、實眞死す。  
同五十二年、實眞死す。  
同五十三年、實眞死す。  
同五十四年、實眞死す。  
同五十五年、實眞死す。  
同五十六年、實眞死す。  
同五十七年、實眞死す。  
同五十八年、實眞死す。  
同五十九年、實眞死す。  
同六十年、實眞死す。  
同六十年、實眞死す。

きものあるがため、道鏡は法王の尊號を專有するの危険を知り、同時に藤原永手に左大臣を授け、吉備眞備に右大臣を授けて其の口を噤せんとし、藤原仲麻呂を擊破したる近衛將曹以下の功を賞し、美服、光榮、容儀を以て他に標異せざるべからずと爲し、其の職事を帯ぶるものは常格を破りて牙笏を執り、銀装の刀を帯ぶるを許す。已にして茲に法王あれば、法王宮職なかるべからずとて、新に之を設け造宮卿但馬守高麗福信を以て其大夫を兼ねしむ。福信は唐の李勣の屬將福徳の後にして武藏の高麗郡に生れ、歷代朝廷の近畿に事あるや常に其爪牙たり、坂東兵士の心を得たるを以て武勇を以て朝廷に用ひらる。福信にして法王に隨屬する斯の如し、以て滿朝の士大夫、如何に道鏡の鼻息を伺ひしかを見るべきなり。道鏡の威斯の如し、其下にある法參議基眞の如きは、詐つて童子を呪縛して、教へて人の陰事を云はしめ、佛神の冥託に事よせ人を指揮して忌憚する所なし。道鏡基眞を畏れ避くること乳虎の如し。基眞また毗沙門天の像を作りて數粒の珠數を其前におきて、佛舍利を發見せりと爲して道鏡の徳を頌す。道鏡因つて天下に大赦し、基眞に與ふるに物部淨志の朝臣の姓を以てして、八人の隨身兵を與ふ。是に於てか神護景雲三年、太宰府の主神習宜の阿曾麻呂、道鏡に媚びて八幡の神託を偽つて曰く、道鏡をして皇位に即かしめば、天下泰平ならんと。舉朝之を聞きて驚き、道鏡の榮華に醉へるものも、始めて醒めぬ。平生、道鏡に迷へる稱徳天皇も、其神託の或は實ならざらんことを恐

二百五十具を作る  
一に唐制に倣ふ  
各五行の色に象り  
四千五百具とす  
此年伊勢、近江、  
美濃、越前の郡司  
の子弟及び百姓の  
年四十以下二十以  
上、弓馬に習へる  
者を召して健兒と  
なし、其身の田租  
及び鎌、鋤の半ばを  
免す

天平神護元年、先  
きに伊田を私と  
せしより田園大に  
開け、勢力の富に  
百姓を賤役の家は  
一切に至る。因つて  
一切加繁するを禁  
ず。此年和氣王の黨を  
道鏡に與へて其の  
奴となす

天平神護二年、太  
宰府に舊の如く東  
宮の御所を築き、  
兵の不足を補ふ  
のみに、東宮に補  
人を用ひしむ。千  
私に錢を賜ふ者  
を、錢司の奴とし  
て、銚を其首に附  
して、逃走を備ふ  
六等以上七位を有  
は、笏を取らざる  
帶刀を用ふるを許  
す。東宮の玉殿成  
るに、瑠璃の瓦を  
文を以てす。時、  
神西宮二年、孔  
子を文宣王とす。  
道鏡西宮前殿に居  
る。道鏡自ら壽詞を告  
ぐ。北年、縣大、養  
姉女等、水上の鹽  
燒の子を立て、帝と  
せんとして、稱徳  
天皇を唱ひ、其妻  
を偶縁に盛つて、配  
せらる。

平城時代(下) 諸藤光仁を擁立す

れ、其近侍、法均尼をして更に神託を受けしめんとしたれども、婦人の身、過あらんことを恐れ、法均の兄、和氣清麻呂をして、代つて神託を受けしむ。清麻呂は其先、垂仁天皇の皇子鐸石別命に出づ。景雲三年輔治能真人の姓を賜はり、稱徳天皇の殊遇を被りしものなり。清麻呂の發せんとするや、道鏡、我運命此一舉にありとなし、募るに重爵を以てす。然れども藤原氏も運命また此一舉にありとなして、深く清麻呂に結ぶ。清麻呂字佐より歸るや、意氣堂々、神託に事よせて奏して曰く、我國家開闢以來、君臣の分定されり、臣を以て君とすること未だ曾つて之あらず。天の日嗣は必ず皇儲を立てよ、無道の人宜しく早く掃除すべしと。稱徳天皇大に憤りて曰く、清麻呂妄語を以て神託に託し、法均と共に朕を欺かんとす。朕之を鞠して其神託にあらざるを知る。臣にして君を欺くは、是れ天地の大罪なり、宜しく其姓を別部となし、其名を穢麻呂とすべしと。清麻呂は其兩脚の筋を絶ちて大隅に配せられ、法均尼は備後に流さる。然れども藤原百川が私かに之を養ふによりて飢えざるを得たり。

諸藤光仁を擁立す

道鏡の非望は、確に清麻呂の爲に大打撃を蒙れり。其の半生の野心は全く水泡に歸し、藤原氏以下百官、皆手を拍つて私に相賀す。是より後、道鏡猶ほ用ひらるると雖も、怏々として不平の中にあるのみ。「怨」の字を金泥にしたる教帯を五位已上のもに與へて衆心を和げんとするも

及ばず。大勢已に衰へて、衆皆孝謙百歳の後、如何にして道鏡を除かんかと思ふのみ。已にして神護景雲三年十月、孝謙、道鏡を由義宮に見て病を得、月を経て愈えざるや、藤原百川・同繼繩・同永手・同宿奈磨・同藏下磨・吉備眞備・石上宅嗣等、相議して藤原永手をして、近衛・外衛・左右兵衛の權を執り、眞備をして中衛・左右衛士の事を攝せしめ、内外の兵權を反對黨の手中に握りて萬一に備ふ。已にして稱徳天皇の崩ずるや七人相議して繼嗣を議す。此時に方つて宗室多く嫌疑を以て罪せられ、また皇子なし。ある所のものは天智天皇の皇孫白壁王と、天武天皇の皇孫前大納言文室の淨三、及び其弟參議文屋大市のみ。衆議文室淨三に決して之を報ずるや淨三辭して受けず。是に於てか吉備眞備等主として文室大市を冊立せんと主張して宣命已に成る。然るに皇太子冊立の宣命公けにせらるゝや、何ぞ圖らん、白壁王こそ皇太子たるを見たりしかば、眞備等愕然として驚く。是れ蓋し藤原百川・良繼・永手等の計謀に成る。已にして白壁皇子、帝位に上る。之を光仁天皇とす。

吉備の眞備歎か

光仁の登極するや第一に無道なる道鏡を廢黜して造下野藥師寺の別當とし、悉く

其一族を退けて和氣清麻呂を召還し、かくて道鏡の施設によりて國民の憤怒を買ひし者稱徳天皇の勅詔にして寺院に濫惠するが如きもの、皆之を廢して民心に添はんとせり。斯の如くして皇室は道鏡の手を脱し得たり。然れども却つて藤原氏の孤柱となりぬ。道鏡は其の盛時に於てすら、猶ほ其一族徒

平城時代(下) 吉備の眞備歎か

神護景雲三年、唐の隋化人食野野を日守とす。三重の小塔一高四寸五分、徑二寸五分、土毛を以て、朝貢を呈すと云ふ。新羅の使來る朝貢を呈すと云ふ。寶龜元年、渤海國を以て、國禮を失すと云ふ。使高麗等、渤海國に遣はす。常陸に安撫す。

寶龜元年、阿倍仲麻呂に卒す。因幡國造淳成が女を、その國の造とす。

寶龜三年、渤海國の書無禮也、因幡國造淳成が女を、その國の造とす。

寶龜五年、二位以上は必ず中紫服を着けしむ。此年、新羅國使沙金三玄以下二百三十五人、太宰府に至り、來聘の故を問ふ。めで、毎に相問ひて、朝貢せんと欲すと、朝廷

平城時代(下) 吉備の眞備歎か

黨の少きが爲め、他の大族と并立するを辭せざりき。藤原氏に至つては然らず。其勝つ所以は其の族黨多きによるものなるが故に、藤原氏の勝利は他の黨與の排撃を意味す。是に於てか道鏡排斥に力を假したる吉備眞備すら、光仁天皇の寶龜二年に於て位を退くの已むを得ざるを感したり。眞備は一代の老儒たるのみならず、また當時に於ける唯一の族黨的ならざる安民の志ある政治家なりき。靈龜二年、二十四歳にして遣唐留學生となり、翌養老元年に入唐し、阿倍仲麻呂と共に唐人と才を闘はし、天平七年四十三歳にして歸るや、大學助を以て孝謙天皇の師となり、漢書・禮記を講じて寵幸を受く。是より一進一退ありしと雖も、族黨の助なくして朝野有數の大匠となりしもの眞備の如きは少なし。孔明の八陣も彼より傳へられたり。禮文・立法彼によりて傳へられたり。怡土城の築造も彼によりて爲されたり。藤原仲麻呂の叛するや、その必ず近江に走らんことを謀りて、遂に要撃して之を敗りしもまた彼の策なりき。其の他刑法の中に安民保育の精神を入れ、文教を振作したるが如きは彼の力によりざるものなし。仲麻呂の誅せらるるや、其功を以て參議兼中衛大將となりて、遂に道鏡の政府に於て右大臣に昇り、道鏡の黜罰せらるるや、單身孤立の身を以て、太子冊立の事を謀る。滿朝是れ族黨政治家の中に立ちて、眞備の如きは眞に個人的力量を以て進みたるものなりき。然れども已に皇孫文屋大市を皇太子に立てんとの議を決して、而して藤原氏の爲に、私に其議を翻され、藤原氏の力により

て立ちし光仁天皇即位後の叙任に於て皇太子冊立の議に與かりしもの、袂を并べて顯榮の地に上るに眞備のみは何の報酬をも與へざりき。是れ、明に藤原氏の爲に陥穽せられたるものなるが故に、彼遂に其職を擲つて退く。是より朝廷は全く藤原氏のものとなりぬ。藤原氏以外に盛名あるものは、和氣清麻呂等にして、道鏡排斥の功を以て大納言正二位に進みしと雖も、之を他にして、滿朝悉く藤原氏の隸屬を以て充されたり。

剛膽なる諸藤

中につきて内大臣藤原良繼・太宰帥藤原百川最も勢威を逞しうし、陰謀秘計多く其手に出づ。蓋し此時に方つてや、藤原氏は後世の想像するが如き佞官的の性質を有するのみにあらず、勇肝・剛膽、險を冒し危を踏むを辭せず。聖武帝の朝、藤原廣嗣の兵を筑紫に擧ぐるや、良繼等其弟を以て遙に力を併せて橘氏、僧玄昉等を傾げんとして伊豆に流され、二年を経て免されて京に歸るや少判事を以て出身せしが、其同族仲麻呂已に朝權を專にして、其子三人、並に參議となりて眼中良繼等なきを憤り、佐伯今毛人・大伴家持等と兵を擧げて、仲麻呂を殺さんとし、弓削男廣の告ぐる所となりて敗る。仲麻呂之を鞠すれば即ち傲然として曰く、是れ僕一人の企のみと。遂に實を白さずして姓氏官爵を奪はる。居ること二年仲麻呂道鏡と争うて兵を擧ぐるや、また數百の兵を擧げて仲麻呂を撃ち功を以て參議に任じ、また道鏡等と相對抗す。其剛骨膽氣、殆ど後世の源氏の如きものあり。

平城時代(下) 剛膽なる諸藤



### 第十三章 平安時代の曙色 (神武紀元千四百四十二年 より千四百七十年に至る)

平城時代の當初に於ける國民の思想及び生活

孝徳天皇の時大化の革新ありしより一百二十年、光仁・桓武兩

天皇の際に至りては、國民の生活、思想に於て絶大なる變化を生じ、殆ど一の「新しき日本」を現出したり。國民的の文字を有せざりし國民は、眞假名文字を得しかば、啞者の始めて語るが如き自由を得て此自由は更に翻つて國民の思想を刺激したり。曾つて一の大聖大賢を有せず、政治に於ても、思想に於ても、國民の隨從すべき立法家を有せざりし國民は、支那の聖人孔子を釋奠して、文宣王とするに至り、異邦の聖人は小數ながらも、學問ある階級の思想上の帝王となり、太宰府の如きは五經のみを讀むを以て足れりとせず。朝廷に上書して、史記・漢書・後漢書・三國史・晉書各一部を求むるに至り、是より文教蔚然として起り、漢學を修むるは、貴族の常法にして背くべからざる者の如くなり、貴族の外、學問を以て一家を起す者あり。朝廷の詔令も、魏晉六朝の文に迫るに至りぬ。佛教は神道と和して、從來、佛を以て異邦の神となしたる神官も、今は神を以て佛の權化となして、之を讚美するに至れり。佛教も其初めて來たるや、佛像に禮拜して、罪の報を避け、後世の安樂を求むる小乘に

神護景雲二年大佛  
助教 藤原大  
其唐に留學せる時  
の樣を傳へて孔子  
を文宣王とせんと  
云ふ之を許す。

大佛は百濟入の子  
孫國中連公麻呂等  
の手になる。  
天平十六年、道慈  
法師死す。最も工  
藝巧にして大安  
寺改造を設計す。

過ぎざりき。其後高麗の僧、慧灌、三論宗を唱ふと雖も、天下未だ大乘の眞味を解するの識力なく、已にして法相宗また盛なりと雖も、唯堂塔・伽藍の建立に忙はしくして、深奥なる宗教的思想を傳ふる能はざりき。然るに聖武・孝謙兩天皇の頃よりして貴族の思想發達すると共に、僧侶もまた餘裕を得たるがため、往々にして高尚なる宇宙觀の説かるゝありて、物質的に宇宙を觀るの外なき國民も、上玄若しくは眞如と云ふが如き深秘的虚靈的文字を味ふに至れり。入唐使の歸る所、唐僧の來る所、渤海國使の齎らす所、新羅使人の朝貢する所、綾羅・金繒・金銀・珠玉の貨物は、貴族の生活を刺激し、而して三韓、漢唐の歸化人は、また能く此の驕奢に應ぜんとして、此等の物品を製作するに至りぬ。斯くて歷朝堂塔・伽藍の作多くして、國內の工藝・美術を刺激したる後、聖武天皇の朝に至りて、大佛の鑄造と大安寺改造との事業は、工藝美術に絶大の刺激を與へ、この製作を期限として、美術上に一大進歩を畫したり。製作美術已に進み、貴族の生活も、また進むや、是等の需要に應ぜんが爲め金・銀・珠玉・銅・鐵・鉛・錫は續々として採掘せられ、是れよりして稱徳天皇の世には、近衛の將士をして、銀裝の刀を帯びて、殿前に徘徊せしめ、東院の新殿を建て、瑠璃の瓦を以て屋を葺き、畫くに藻繪の文を以てし、時人之を名けて、玉の宮と云ふに至る。孝徳天皇が群臣を大槻の下に會したるに比して、如何に絶大の進歩なるぞ。生活此の如く進みたるがゆゑに、社會の快樂もまた飲食男女の外に進み、聖武天皇の頃より

其歌に曰く  
乙女に男たち  
ひふみならす西  
都は萬代の宮、ま  
た歌うて曰く、淵  
もせもきよくさ  
けしはかた川、千  
年をまちてすめ  
節かとも、と歌の  
節ごとに扶をあげ

して、内教坊なるものを作りて、女樂を設け、采女をして之に當らしめ、踏舞を始めたりしが、その公會には唐樂あり、吳樂あり。唐人、李元環・袁晋卿・皇甫東朝等、次第に朝廷に用ひられぬ。諸國の風俗を見んがために復興したる歌垣は、一種の宮廷の行樂となり、稱徳天皇の世には、數百の供奉、青摺の細布衣を着けて、紅の長紐を垂れ、男女相並び道を分つて行く／＼歌ひ、五位以上、及び内舍人、女嬬に詔して、歌垣に加はらしむるに至りぬ。是れ皆應神天皇の頃に於ては、夢にも存せざりし新顯象なり。

貴族と寺院、平民を壓す

然れども是等の新顯象は是れ貴族・朝官、及びその威權に附隨せる社會のこのことのみ。百姓・奴婢は依然たる百姓・奴婢にして、其生産力は以前より加ふる所多きにあらず。聖武天皇の朝、人民に墾田・私有の權を與へてより、新田開墾の業、靡然として盛に、王臣・貴族・寺院等、百姓を驅使して山林を開くや、朝廷見て以て百姓に害ありとして、墾田私有の權を廢したりしが、後また之を許せり。これがため、人民の生産力少しく發達したりしも、朝廷・貴族の驕奢は、非常の速力を以て進みしかば、生産の進歩は之に伴ふ能はずして、また人民の疲弊となりぬ。唯だ此際上下を通じて一なりしは佛法に對するの信仰にして、歷朝、國財を以て佛法を獎勵したる結果として、此頃漸く民間の信仰となりて、人民の新しい子を産むや、佛・菩薩の名を以て其子に附するが如き風となり、稱徳天皇の

時には對馬の偏僻にすら、已に夫死するの後、應を墓側に結びて、毎日齋食する婦人を生じたり。去れば堂塔・伽藍を立つるの風は、獨り貴族の間のみならず、民間また靡然として之に倣ひ、佛に奉じ、寺院を建つるは、一の社會的榮譽となりしかば、人民もまた之がために疲弊しぬ。疲弊は彼等をして豪族・寺院より、稻を借り、錢を借るの止むを得ざるを感せしめたり。而して之を借るや、已に田園を抵當とするにあらずんば、貸すものなし。之を抵當とするや、其高き利子の爲に追はれて、遂に田園を豪族寺院に收めらるゝに至る。斯くの如くして小民は寺院と豪族の爲めに驅使せられ、押領せらるゝのみならず、また經濟上の陷穽に陥りて、滔々として相率ひて墮落す。此の間にも精苦力行の民は勝を制しつゝありしかば、聖武・孝謙兩天皇以後、奴婢の自ら訴へて良民となり姓を得るもの、續々相襲ぎぬ。前代に於て如何に多くの良民が奴隸に墮ち、此頃に至りて如何に多くの奴隸が向上しつゝありしかを見るべきなり。然れども百姓・奴隸の發達は一部の事なり、社會の疲弊は全體の事なり、之がため盜賊は四方に起りて、山賊・海賊、隊を爲して横行するに至れり。

政制紛亂、豪族上下を欺く

國狀の發達變遷斯の如くなれば、制度・政體の之に伴うて變ずるも必然の勢なり。孝徳天皇の時の大化の變革には、國司・郡司・京官・豪族の私領・私民を廢して、土地を公有となし、私民を公民となししも、反動幾たび起りて、國司・郡司、兼併の勢益々甚しく、私民私領の弊

熊撫使は聖武天皇の時

平安時代の曙色 政治紛亂、豪族上下を驚く  
愈甚しく、この點に於ては、大化革新の實は、少しも擧らざりき。然れども、國司を世襲とする封建制度となさずして、中央より任命すべきものと定め、政權を中央に集むるの一事は、確に成功したり即ち成功せりと雖も大化革新のまゝには成功せず。先づ按察使を置きて、國郡司の施政を觀察せしめ、次には鎮撫使なるものを置きて、國郡司を督勵せしめたるに因る。而して此按察使は、各二國以上四國以下を管領し、鎮撫使に至つては、一人、一道若しくは兩道を管したり。しかして其按察使、鎮撫使、皆參議以上の大官よりして之を兼ね、巡察終るや、其黨與を以て國司郡守となし、かば、前の國司・郡司、朝廷に訴へて已まず。争訟の氣、中央を恐れ且つ怨むるの風、雜然として増加しぬ。故に當時の政治は、郡縣なるも、實に於ては、往々大族の權勢を増加し、一種の封建類の如きものとなりぬ。而して中央權臣の勢力増加すると共に、其門に出入する地方豪族の數愈多く、器玩を獻じて其門に媚び、奴婢を納れて其家に誂ふより、權臣の勢愈甚しく、權臣もまた地方の豪族を誘うて、其門戸を張らんとするより、權臣と地方豪族の間愈親密にして、朝廷と地方豪族の間愈離隔しぬ。是に於てか國司・郡司は其の部内の租税を私して、人民未だ之を納めずと號して、上を欺き、或は自ら正倉に放火して、火災の爲、正租を失したりと爲し、其實之を私し、或は物品の良きものを己に收めて、粗惡なるものを以て之に代へて、納官するに至る。而して過失ありて之を責むるや、國

孝謙天皇の天平長安元年、諸氏の長字元年、諸氏の長公事、諸氏、長字元年、諸氏の長族、諸氏、長字元年、諸氏の長馬、諸氏、長字元年、諸氏の長京、諸氏、長字元年、諸氏の長持、諸氏、長字元年、諸氏の長中、諸氏、長字元年、諸氏の長集、諸氏、長字元年、諸氏の長皇、諸氏、長字元年、諸氏の長仁、諸氏、長字元年、諸氏の長也、諸氏、長字元年、諸氏の長女、諸氏、長字元年、諸氏の長其、諸氏、長字元年、諸氏の長純、諸氏、長字元年、諸氏の長陀、諸氏、長字元年、諸氏の長太子、諸氏、長字元年、諸氏の長子

司は、凡て之を郡司に負はしめて、自ら責任の外に立ち、或は國司にして京に入りて任に歸らず、徒に其所得を貪るあり。或はまた班田する時に際しては、不毛の田を以て民に與へ、良田のみを公廩に具ふるあり。國司の專權は獨り人民を苦しむるのみならず、また中央政府をも蔑如して、殆ど眼中には存せざるもの、如くなりき。而して其恃ひ所は中央の權門なり。是に於てか權家は朝政を見ず、一族郎黨を集めて私事に汲々として、法律に背きて良馬の數を増し、隨身の許可なきに諸國の壯士を招きて護衛となし、威儀堂々京中を縦横するに至りしかば、武官ならざるものに帶刀を禁じたる天武天皇以來の法令は、元正・聖武兩天皇の頃より全く地を掃うて空しく、朝廷の權門に對するや、斯の如く事實に於て擴張せられたる威權を認識するの外なくして、隨身兵仗を賜ふに至りぬ。桓武天皇は斯の如き權臣と、斯の如き形勢とに圍繞せられて一千四百四十一年に即位す。  
大皇帝桓武の性質 桓武天皇の立つや、實に百川・良繼等に負ふ所厚かりしが故に、其妃を立つるや、良繼・百川二人の女を納れしと雖も、桓武は、藤原氏戚姻の力に制せられんには、其の資質、餘りに偉大なりき。實に國朝の聖主賢君、歴代少からざる中にも、桓武は其の最大なるもの、一にて在はしき。是れ其の故なきにあらず。内には空拳を振つて權臣強族を夷平し、外には三韓の彼方に威武を輝かし、功名、大業、自ら喜ぶ所の大皇帝天智天皇は、實に桓武の曾祖父にして、其脈管には動きて已まざる

の曾祖父の血液充ち、其の胸臆には、雄才大略を好むの氣満ちたればなり。加ふるに天智天皇在位の時と同じく、桓武の時は、此大皇帝をして、その雄邁の氣を鼓して、大業を計畫するの已むを得ざるを感ぜしめたりき。

蝦夷の背叛

是より先き、北方蝦夷の侵略するもの、數ばなりしも夷平せられて、一戰ごとに、皇威益々遠きに及び、光仁天皇の時、陸奥の夷俘伊治公皆麻呂、王化に入つて、陸奥上治郡の大領となり、陸奥の按察使參議紀廣純の下に屬す。廣純之を用ふるも、其部下人種的輕侮を示すを免れざるより、皆麻呂、憤慨、時を待つて報復せんとす。寶龜十一年、廣純新に覺驚城を作り、蝦夷の歸服せるものを率ゐて之に臨むや、皆麻呂遂に蝦夷を煽揚し、内外相合して廣純等を攻めて之を伊治城に殺す。獨り介大伴眞綱、一角を破つて逃れて多賀城に入る。多賀城は重鎮にして、積年蓄ふる所の軍器糧食勝けて算ふべからず。蝦夷已に攻め來ると聞きて、城下の百姓、入つて城を守らんとす。眞綱、及び椽石川淨足等蝦夷を恐れ潜に去りしかば、百姓、頼る所なく禽奔獸散し、北方の重鎮遂に虜有となる。是に於てか藤原繼繩を征東大使として、大伴益立・紀古佐美を副使とし、大伴眞綱を陸奥鎮守府副將軍とし、安倍家麻呂を出羽鎮狄將軍として之を征せしむ。已にして風聞あり。靉靄大に日本に寇せんとす。是に於てか沿海の諸國に令して、守備を嚴にし、諸國の兵庫の武器を磨洗し、鐵甲の腐蝕し易

きを改めて革甲となさしめて、以て之に備へ、また征夷の將帥を督して戰を決せしむ。戰は數ば行はれたり。然れども多くは勝利にあらざりき。桓武の光仁に嗣ぎて位に即くや、斯の如き國難に際す。假令ハ大皇帝の血液を遺傳せざらしむるも雄大の經綸なき能はざりしなり。

桓武の宗教及び革弊

天皇は斯の如き内憂外患の際に即位し、先づ國狀變革の已むべからざるを見た

り。國狀變革の第一着手は朝廷をして佛教寺院の羈絆より脱せしめ、外に立ちて之を鞭撻し、之を發奮せしめ、以て教化の効を擧げしむるにあるを見たり。是に於てか先づ令を下して僧侶の不法を戒しめ、漫に寺院を建つるを禁じ、寺院が豪族と共に、名を貸借に託して小民の土地を兼并するを禁じたり。而して其の最も著しきは滔々たる佛教信仰の世にありて、獨立亭々として上帝を祭り、燔祭を捧げ、自ら上帝の前に臣と稱したるの一事なり。桓武天皇の所謂上帝は、何者なりし乎。天照大神乎。儒者の造物乎。抑々歐洲傳來の思想乎。之を今日に判定するは容易にあらざりと雖も、其西方亞細亞より四方に傳來せる燔祭の禮を用ふと云ふを見ては寧ろ猶太思想若くは陰陽道に近きものたるを思はずんばならず。次に桓武天皇は、また政弊を改革せんとして人の爲に官を置くの弊を改め、一切の官員員外を置くを廢し（郡司軍毅は此限にあらざり）、奸官汚吏の甚しき者を選びて、之を貶黜し、藤原氏の頭領にして太宰帥參議兼侍從たる藤原演成すら、善政なしとして員外の帥に貶せられぬ。桓武の主は

延暦六年十一月、天神を交野に祭る。其文に曰く、維新の年、十一月、天照大神を祀り、皇祖天神の靈を奉り、國難を濟すべしと云ふ。此の如き神事、桓武天皇の政治の特色を知らしむるに、最も有益なるものなり。



によつて四海晏然  
 萬姓康寧也方今大  
 明南昇り敬んで長  
 初祀の義を采つて  
 修んで報徳の典を

朱雀門を中心とし  
 八戸をとし四町を  
 町をとし四町を保  
 四坊を併せ二京  
 各九條あり合せて  
 二萬八千四百三十  
 二戸の大都也  
 京都に太秦寺あり  
 恐らくは是れ耶蘇  
 教の寺にあらざら  
 羅馬教の神と云ふ  
 羅馬教の神と云ふ  
 羅馬教の神と云ふ  
 羅馬教の神と云ふ  
 羅馬教の神と云ふ

平安時代の曙色

桓武天皇の政策、皇室を平人の上に立つ  
 また兵制の不完全を見ざる能はず。坂東八國の郡司の子弟及び浮浪等、軍事に堪ふるもの、毎國一千  
 以下より五百以上を集めて、兵法を習はしめて、以て有事の日に備しめぬ。而して是等の事を行ふに、  
 桓武は自家自ら自家の宰相にして自ら之を行ふたり。是れ藤原氏の頭領にして定策の功あるもの、已  
 に多く死したるが故なり。

桓武天皇の政策、皇室を平人の上に立つ

而して是等のことを行はんには、桓武は中央集権の制なかるべか  
 らざることを見たり。中央集権は已に破れたり。如何にして之を回復せん乎。桓武は、其曾祖父天智  
 天皇の爲したるが如く、先づ都を遷して、國人の耳目を一新せんとし、初め延暦三年に、山背國乙訓  
 郡長岡村に遷都せしが、更に和氣清麿の奏議により、延暦十三年、同國葛野郡宇多村の形勝を卜して、  
 都城を經營せしむ。平安京是なり。新京の大、東西千五百八十丈、南北千七百五十三丈、大街衢の數  
 一千二百十六。紫宸・仁壽・承香・常寧・貞觀・春興・宜陽・綾綺・溫明・麗景・宣耀・安福・校書・清涼・後涼・  
 弘徽・登花の十七殿は、峨々として高く聳え、陽明・待賢・郁芳・美福・朱雀・皇嘉・談天・藻壁・殷富・安嘉・  
 偉鑿・達智の十二門は、堂々として壯大を競ふ。是に於てか待ち設けられたるが如く、國人の耳目は、  
 驚駭の間に一新せられ、奈良の都は、古事の如くに思はれぬ。桓武はまた、國家の最下級たる百姓の  
 上に注ぎたり。その曾祖父と同じく、京官・王臣・皇族・地方官・豪族は、天皇と人民との間に立ち、上

平安時代の曙色

胡に入るや昔の末  
 天啓の年漢の意あり  
 市より一石の舊  
 發掘するに太秦の  
 碑も流石は漢文に  
 成りて上部に十  
 字架を刻し下部と  
 一字あり元先づ三  
 一妙身無元主三  
 よりて天地の指三  
 の阿羅本なき高國  
 の聖經を傳り高國  
 の迎ふるの願未之  
 叙す此等事未之  
 一寺も此等事未之  
 の起る内ならざる  
 の河勝の建や但し  
 のなりと云ふ想も  
 ば時代真の合せし  
 難も前相の二回火  
 災にか後二回の火  
 元年中の建の保存  
 と云へ其起源なり  
 且現に言宗の源も  
 と云ふ言宗の源も  
 の當ふ言宗の源も  
 役は其起源なり

を欺き、下を虐ぐるに過ぎざるを見たり。是に於てか其政治の大眼目は曾祖父天智天皇と同じく、天  
 皇と、人民とを連結して、其間の勢力を抑ふるにありしと雖も、時勢、已に天智天皇の時と異なり、  
 一回の經驗は人民をして、直ちに國家に隸せしむるの難事たるを見しかば、國家の官吏の最下級なる  
 郡司を護育し、其勢力に倚らんとしたり。實に國家の機關たる凡ての官吏は、國家を傷くるもののみ  
 となりし當時に於て、郡司のみは、最も國家の機關たる凡ての官吏は、國家を傷くるもののみ  
 の名残りなり。舊人種の有力者なり。新人種の驕悍ならざるものなり。土著にして其職を世々にするが  
 ため、最も人民に親しく、恩あるものなり。而して其権力の微なるがため、國司に苦しめられて、半  
 ば治者の性質を失つて、被治者の性質を得つゝありき。地方の租税に缺怠あれば、國司は一物をも失  
 はざるに、郡司は其の所得を割きて之を償はざるべからざりき。地方の政治に過失ありて、中央より  
 之を責むれば、國司は之を郡司に推諉して顧みざりき。而して國司は自ら正倉を燒きて神災と稱して、  
 租税を私するの跡をかくし、或は京に出で、豪族に倚りて、國に歸らず。猶ほ封祿を受け、治民の  
 政績の如きは、殆ど其の記憶に存せざるに至りぬ。是に於てか數ば勅を下して、國司・郡司の專横を占  
 め、民田を妨ぐるを禁じ、また郡司たるものは、其家系によらず、其人物によりて採用するの制を定  
 めて家長主義の古制を打破して、國司罪あれば以下の諸官、郡司等もまた同じく其職を失するの法を

定めしむるの止むべからざるに至りしと雖も、猶ほ地方官・豪族・王臣・僧侶の専横は、遂に全く之を革むること能はざりき。何となれば世は已に天智天皇の時にあらずして、國司の勢力、牢乎として拔くべからず。郡司等が其非行を告げざるによりて、政弊あるにあらず。政弊は、彼等が中央の貴族と連續するに存したるが故なり。而して京官、益貧にして地方益富み、京師錢なくして地方に散ずるより、令を發して之を禁ずるに至りき。政弊此の如く牢乎として革むべからざるに加へて、外寇は賢宰なき桓武をして意を内政に專にせしむる能はざりき。

北狄種祖と應じ大舉して叛く

桓武の未だ立たざるに、韃靼來襲の風説ありき。桓武天皇即位の初年陸奥按察使藤原小黒鷹蝦夷を伐ちて凱旋せしが其動亂尙熄まず。蝦夷は實に韃靼人の結託によりて煽揚せられて起りしもの如し。故に虜勢、強大、容易に鎮壓すべからず。是に於てか東海・東山・北陸の諸國並に陸奥國に糧を多賀城に輸せしめ、また東海東山坂東諸國の歩騎五萬二千八百餘人を發して之を征す。紀古佐美、征東大使たり。多治比濱成・紀真人・佐伯葛城・入間廣成、之が副使たり。天皇、征東大使に謁を賜うて曰く、坂東の安危、此一擧にありと。以て其如何に朝廷を震驚せしめたるかを見るべし。古佐美等の朝廷を出でしは延暦七年の十二月にあり。其多賀城に入りしは八年の三月にあり。已にして類に軍を出すと雖も、虜勢強盛にして、五月官軍猶ほ衣川に逗遛す。朝廷書を發して之を

皇十二神將なるものを見るに衣冠武の如し此の如きも大和の法隆寺とみなりと云ふ而して太秦寺に存するの秦氏の古語拾遺に呼ぶより朝貢大に増して堆高きを以てウアマサと呼ぶと云ふ然れども是れ牽強附會ならんのみウアマサは何等の意味なるべからず太田部城もまた曾て此城あり蓋し支那の西北人種多く爾太政の感化を受く等常書史の傳ふる外に出づ其文化を受くし日本に受けるしものか桓武が陸奥の古風の如く感服し天智の歴代の天皇は其宮號と尊號とを稱せしが尊號を奉るは桓武の時より初ま

て大將軍とし退治あり太子は桓武天皇也八幡恩恵記に云ふ桓武天皇の六年吳敵四十萬人來襲すと和漢合運録に云ふた事國來襲の事を云ふ

督促するや、六月初めて川を渡りて虜地に入る。已にして官軍虜の謀る所となりて敗れ、死傷四千餘人全軍殆ど轉覆す。是に於てか古佐美等、上表して暫く軍を撤せんことを請ひ、遂に師を班す。朝廷其怯を責めて其職を奪ふ。是れ延暦八年九月にあり。然れども大軍一旦にして頓覆せるを以て、再び大軍を起すは容易にあらず。唯だ所々の守備を嚴にして、以て其の來襲を防ぐのみ。而して其の間の戎事、負擔一に坂東八國の民にかゝりしかば、日本全國に令して甲冑を作りて以て之を助けしむ。斯くて兵器軍糧を蓄ふること一年。十年正月に至りて、百濟王俊哲・坂上田村麿呂を東海道に、藤原眞鷹を東山道に遣はして、軍士を簡閲し、戎具を檢せしめ、此年七月大伴弟麻呂を征東大使とし、百濟王俊哲・坂上田村麿呂・多治比濱成・巨勢野足を副使とし、更に東海・東山諸國に征箭三萬四千餘具を作らしめ、坂東諸國に軍糧十二萬餘斛を辨せしめて、再び征夷の師を起す。かくて征夷の諸將相つぎて發し、弟麻呂も亦十三年正月を以て出征の途につく。是より交戦已むことなく、民は轉運に勞れ、兵は鋒鏑に死するもの三年。十六年に至り、遂に坂上田村麿呂征夷大將軍に任ぜられて其全權を握ることとなりしが、桓武天皇の選拔は實に過たず。田村麻呂等が東北に向つて、征戦を起すや、光仁天皇の寶龜十一年以來、二十三年の間、東北の間に盤桓したる蝦夷の力弱し、土酋、大墓公阿氏利・爲盤具公母禮等相率つて來降す。

天應元年、八幡大神の禰宜爲り奉りて曰く、神託あり目ら大菩薩と稱せりと欲すと、之より大菩薩と號す。

延暦元年正月、阿倍祖足を駿河守と守上川繼を因幡守とす。已にして水上川繼の謀叛はれて伊豆に流さる。川繼は鹽竈王の子にして、私に自立せんとし、蘇原瀧成の女を娶りて、濱也妻たるを以て濱也と號す。

成また官職を掌はれ、三方王も黨與に貶せらる。大伴家持坂上刈田磨伊賀繼彦其他三十餘人皆坐して貶謫せらる。此年三月三方王、其妃弓削女王、山上船主等桓武天皇の垂興を厭離して貶謫せらる。

平安時代の曙色 詩采とすべき大皇帝 北征、北人を崛起せしむ

桓武天皇は其の恩讐の念を忘れて、臣下を重用しぬ。坂上田村麿呂の如きは、漢人の裔刈田麻呂の子にして、刈田麿は、實に當時の不平家なる大伴家持等と相闘り、鹽燒王の子氷上川繼を立て、帝とし、桓武天皇を廢せんとして、貶謫せられしものなり。其父の廢立の陰謀を忘れて、其子に委ぬるに最上の武權を以てす。大伴家持また其罪を宥されて參議東宮大夫に復し累進中納言となりぬ。桓武天皇は其武功に於て偉大なりしのみならず、其の人品に於てまた實に偉大なるものあり。之を前にしては天智天皇、之を後にしては後醍醐天皇の外、多く其の比を見ず。皇室の歴史に於ても、國民の歴史に於ても誇榮の念もて記憶せらるべき一大皇帝にてありき。古今の歴史中、其治世が宗教に於ても、政治に於ても、最大作期的の治世たりしもの、また偶然にあらざるなり。郡司の上に國家を立んとしたる政制の改革が失敗したるものは、是れ政策の過にあらざりて時勢横流の罪のみ。

北征、北人を崛起せしむ 然りと雖も、北虜排撃の一舉は、甚だ高價なりき。初め桓武天皇の位に即くや、聖武天皇濫惠の後を承けて、朝廷の貧、國民の困窮、已に業に著しかりき。然るに桓武に至り、蝦夷の征伐前後二十三年の久しきに及び、兵は鋒鏑に死して、民は運輸に勞れぬ。況んや桓武また遊戯造營を好みて已む時なく、二十七年の治世中遊獵一百回以上に及び、初めは延暦三年、都を山城の長岡に遷さんとして之が經營を起し、同十年に至りて猶完成せざりしが、更に十三年に至つて平安宮を造營し、其他比叡山延曆寺等も桓武の爲に建てられぬ。朝廷已に斯の如し。數は令を下して寺院道場を建つることを禁ずるも、争でか行はれん。貴族・豪族は、各々其私門の爲に壯麗なる寺院を建てぬ。是に於てか征戰に勞れたる國民は、更に奉公に勞れて、最早や上に奉ずるの力なきに至り、耕鋤を懷きて徒に空谷に泣き、公民の榮を去つて奴隸となり、以て賦課を逃れんとする者を生じぬ。桓武天皇は此の悲惨なる光景を見て、藤原緒嗣の議を容れて造營・遊戯を廢しつゝ、遂に大同元年を以て崩せしが、其賜として上には平安朝なる光華ある貴族の社會を生じ、下には坂東武者をして初めて南人に代りて政局の重位を占めしむるの端を開く。蓋し坂東武者武力の發達は由來一日に非ず。蘇我氏が壯士として恃む所も、坂東武士にてありき。天智天皇の時、防人として太宰府の命を奉じて沿岸を守れるもの多きは坂東の民にして、歴代隨時蝦夷を征するものも、また坂東の兵なり。天武が近江の朝廷を覆したる兵力も、また東國の兵少なからずして、聖武天皇が孝謙天皇に遺詔して朝廷を守らしめたる兵もまた坂東兵なりき。曰く「朕が東人に刀を授けて侍らしむる事は、汝の近き誰として護近よと念ひてなも在り、是の東人は常に云く、額には箭は立つとも、背には箭は立たじと云ひて、君を一つ心を以て護るものぞ」と。唐の李勣の屬將の後なる高麗福信が歴代の朝廷に重用せられたるも、

平安時代の曙色 北征、北人を崛起せしむ

其東人の心を得たるがためなりしなり。斯の如き雄武なる東人も從來唯だ一の爪牙として使役せられしに過ぎざること、恰も日耳曼の兵が羅馬の貴族に招かれしが如くにして、政治上の勢力となりしものにあらず。朝廷の上に勢力を有したる者は、五畿内に住居する貴族及び山陽・南海の民にして、法令・學問・宗教・美術・會計・詩文等、多くは是等南人の専有する所となりしが、今や坂東永く戰場となり、其武幹發達し、其人物輩出し、其野心大に、其政局を見ること明白なるが爲、天下は力征を以て經營すべきものなるを知らしめぬ。加之其土壤膏沃、平原縱横なることを見しかば、公子・王孫・大官貴族競うて采邑を此地に求め、土豪と婚を通じ、風を習ひ、其心を收攬するに至りしが、其中源平の二氏最も大なり。其大なるは皆東人の心を攬りて之を後楯とせるが爲なり。是れより政局一變、南人の隱謀時代去つて、東人の腕力時代來るの端を開く。

坂上氏起つて藤原氏と抗す

自家の宰相たりし桓武は崩じて、皇子平城天皇は藤原氏と坂上氏との権力の間に遺されたり。坂上田村麿呂は日本に歸化したる外來大族の後胤にして、其祖先は後漢の靈帝に出づ。代々武幹あり。常に時の執權者の爪牙たり。蘇我氏のために崇峻天皇を弑したるも其族なり。天武を助けて弘文天皇を攻めたるも其族なり。藤原仲麻呂の叛したるとき之を攻めたるも其族なり。道鏡の權地に落ちんとするや、其奸謀を發きたるも其族なり。斯の如くして外國歸化人の裔なる刈田麻呂は漸く勢力を得て、藤原氏と相抵抗せんとし、大伴家持等と相計つて桓武天皇を廢し、氷上川邊を立て、帝と爲さんとして貶謫せらるるに至る。坂上田村麿呂は刈田麻呂の第二子なり。光仁天皇より桓武天皇に至る間、北夷、韃靼と相應じて騷擾するもの年あり。幾多の將軍は征討の命を蒙り、幾たびか功なくして歸り、選擇は遂に百濟王俊哲と坂上田村麿呂の上に落ちぬ。而して田村麻呂最も功あり、北夷、よく夷きたるは其力による。是に於てか其京に歸るや、聲名隆々朝廷を壓し、外國歸化人の裔なる大族を以て參議に進み、其女は桓武天皇の妃となる。葛井親王は實に田村麻呂の女の生む所たり。此時に方つて藤原氏は已に皇室の外戚たりと雖も、天皇自ら宰相たる桓武の下に於ては、其勢威を逞しうする能はず。加ふるに同族權を争ひ、人材また多からず。平城天皇の朝となりては僅に四五の人物あるのみ。平城天皇即位の歲、初めて六道觀察使を設く。而して藤原氏の一門、其三道を占むと雖も、同族互に權を争ふこと甚しく、後、藤原冬嗣をして山科に南圓堂を建て、藤原氏の再び榮えんことを祈るの已むを得ざるを感ぜしめたり。翌大同二年、近衛府を改めて左近衛とし、中衛府を改めて右近衛となすや、大納言藤原内麻呂の左近衛大將たるに對抗して、中納言坂上田村麿呂は右近衛大將となりぬ。

藥子仲成の亂

平城天皇の立つや、其同母弟神野親王を立て、皇太子とす。是れ其最も年長なりしが

七月復舊の故を以て、陰陽寮神祇官並に云ふ是天皇喪に服す及び諸社樂を爲すかざれば天皇不豫を致さんと因つて延暦二年正月、詔して内親王及び内外命婦の服色限あるに比來有司禁制せざるがため市貴族に禁色を着けずて嚴に之を禁ぜしむ。二月故藤原百川に右大臣を贈る。八月詔して坂東八國に將軍を以てふに、將軍に代ふるに、將軍の物を送り、また兵を遣はし、私田を營むものあり。般に之を禁ず。六月坂東諸國兵役につかるを以て、兵士、應酬用に堪へざるものあり。却つて募らるるもの多し。子弟軍に堪ふるものを選び一國一千

以下五百以上を出  
し専ら兵を教へ、  
事あれば國司を  
て之を押し領し  
弘仁二年五月、坂  
上田村麻呂兵部  
大納言近衛部將  
に納言近衛部將  
身一尺二寸八分  
厚一尺二寸八分  
鷹の如く、鬚は  
金糸を編めるが  
目目を怒せば、如  
目伏し、談笑す  
唯老幼も馴れし  
也、我國を護るも  
敬畏せられし。一  
今最大なる武將  
一人也。薨する時  
延暦二年、京畿所  
として寺院ならざ  
す、因つて新に私  
寺道場を建て、田  
園地の捨捨賣與を  
禁ず。十二月、豊  
姓、金を貧民に貸  
して其宅地を取り  
本業を失はせしめ  
四方に離散せしめ  
るは曾て禁ずし  
に至るも土地を奪  
ふを許さず。而し

て此禁漸く效なく  
また寺院利を食  
宅地を賣して利  
子を資本に加へ小  
民を窮迫するに至  
る、因つて幾年を  
経るも資本金の一  
倍を越ゆるなから  
しむ

延暦三年五月、諸  
國の國師と遷替す  
るや、任官と同じく  
悉く迎煩に互るを禁

平安時代の曙色 薬子仲成の寵

二〇四  
ためにして、實は平城天皇の志にあらず。是に於てか中頃之を廢せんとす。其傳冬嗣之を知りて親王に告ぐ。親王憂懼して之が計を冬嗣に問ふ。冬嗣曰く是れ人力を以て回すべからず。恃む所は唯だ天のみ。宜しく父帝の陵に祈るべきなりと。親王乃ち衣冠を整へて庭園に出で、遙に橿原を望みて之を祈る。平城は桓武の子なりと雖も、其雄圖壯心なく、文藻風流の君にして、甚だ憐愛の情に富みたりしかば、皇弟神野親王の心を憐みて、其儲位を奪はずして已む。是れ平城天皇にとりては神野親王に對する情誼を加へしものなりと雖も、神野にありては其情誼は忘るゝも、其一旦儲位を動かさんとせられたるを忘るゝ能はざりき。已にして平城位にある四年、疾を得て位を神野親王に讓る。之を嵯峨天皇とす。桓武の寵臣藤原種繼の女、薬子、平城上皇の宮にあり。平城天皇の尙ほ未だ皇太子たるや、薬子は早く西海道觀察使藤原種主に嫁して三男二女を生み、其一女を以て平城天皇の妃とす。薬子、才貌あり。其女の縁によりて平城の宮に出入するに及び、媚諛百端、遂に女婿平城と私す。桓武之を知つて薬子を逐ふ。已にして平城の位に即くに及びてまた之を容れ、禍福其手に出づ。其兄、仲成また妹の故によりて權勢を平城の宮中に振ふ。仲成は種繼の長子にして北陸道觀察使參議兼右近衛督たり。曾て其妻の嫡の色あるを見て、力を以て脅かして之と通じたるが如き、兇濫止る所を知らず。平城位を嵯峨に讓るに及びて、同族、國人の權勢を揮ふを見て樂まず、女弟をして皇后たらしめ、

自ら執政たらんとして、薬子と交も上皇の復位を從進す。上皇また嵯峨天皇が舊怨を記して、己に快からざるを見て禪位を悔ゆるの色あり。天皇其意を推して藤原國人をして神璽を奉還せしむ。上皇却けて受けずと雖も、薬子等の志、益銳にして、上皇の旨を矯め都を平城に遷すに擬し、遂に天皇の左右たる坂上田村磨呂、藤原冬嗣等を之が造宮使たらしめて、其心を取らんとす。是に於てか、天皇薬子の尙侍を已め、仲成を佐渡に流さんとす。上皇大に怒り、畿内及紀伊の兵を發して東國に入らんとし、越前介安倍清繼、權少掾百濟愛笠等、兵を擧げて之に應ず。天皇、即ち坂上田村磨呂を大納言に陞叙して其心を攪り、兵に將として上皇を撃たしむ。勇將文室綿麻呂、仲成に黨して執へらる。綿麻呂は久しく田村磨呂に従うて北夷と戦ひて功あるものなり。田村磨呂奏して之を許して共に戦はんと乞ふ。天皇其乞を許し、之を參議に任じ以て用を爲さしむ。二人即ち進んで上皇の走路を塞ぐ。已にして仲成、誅に伏し、薬子事の成らざるを見て藥を呑んで死し、上皇また宮に歸つて剃髮す。是に於てか上皇の子にして皇太子たる高岳親王を廢して僧となし、其弟阿保親王を貶して太宰員外帥となし、皇弟中務卿大伴親王を立て、皇太弟とす。

社會の組織變革して國守の權張る

嵯峨天皇の世を治むる十五年、北夷の叛亂ありしと雖も、桓武天皇以來の餘類の起りしものにして、文室綿麻呂、小野の石雄、相繼いで撃つてこれを夷げ、弘仁六年に至つて

平安時代の曙色 社會の組織變革して國守の權張る

此年六月、唐人賜  
公卿等、賜山忌寸  
と姓を賜ふ。山忌寸  
殿を遷す。

此年十二月、また  
院山澤の利を漁す  
を禁じ、公私共に  
利を分たしむ。始  
て兵衛時開の儀を  
止む。是より先き  
受朝の儀として兵  
衛時人より傳來  
せし乎。

出家、私に横越を  
定めて、閑里に出入  
し、佛を誹謗するを  
愚民を誹謗するを  
以て之を禁ず。此  
の如きものあらば  
畿外に放つて定額  
を合す。

平安時代の曙色 社會の組織變革して國守の權振る

は、言俘等も亦王化に浴せしかば、初めて之に口分田を班つに至りぬ。此他新羅の賊兵一百十人、肥前に寇したりと雖も、悉く殲くされ、此前後韓人の投化するもの極めて多かりき。藤原内麻呂・國人・冬嗣・緒嗣、相つぎて大柄を握りしと雖も、皇親にして、藤原氏と婚を通じたる良岑の安世、及び清原夏野等もまた樞機に參したれば、藤原氏の權隆々たりと雖も、前代に倍したるにあらず。一旦藤原氏と抗衡せんとしたる田村麻呂も、また其同族少なきがために分を守りしかば、政治上の大變革もあらず。之を要するに最も無事なる朝なりしと雖も、社會、政制及び思想の上に於ては平和の間に絶大の變革ありし時なりき。初め郡司の職たる大化の變革以來、已に其の世襲の官たるを認識したりと雖も、其才能なくして徒に政事を亂すを以て、桓武天皇は、先づ郡司の國造を兼ねると禁じたり。國造は建國の初にありては國守なりしが、當時の政治は天を祭ると民を治むると等しく族長の任なりしが故に、國造は即ち祭祀の長を兼ねるものなりき。然るに長き歲月の後、祭政は漸く分るゝに、國造は世變を察せず、祭祀を以て其の政治の第一義となせしかば、政權は自然に他の土豪に移りて、實際の官吏は他に起り、國造は唯だ祭祀の長たるに止りぬ。然れども其中猶ほ郡司にして國造を兼ねるものなきにあらざりしに、今之を禁じられたれば祭政全く分れて二となる。斯の如く郡司は國造と相分れたりと雖ども、其世襲の官たるは猶ほ依然たりき。然るに桓武天皇は更に之を變じて、才能を主として系統を論ぜざらしめたりしかば、國司・京官が郡司を左右するの端此に開け、人民獨立の最後の障壁にして、建國以來の地方制度の骨子は此に破れぬ。是に於てか訴訟紛亂、眞偽百出、一郡にして數人の郡司あり。各々其祿を争ふに至りしかば、嵯峨天皇の朝に至り、藤原國人の奏議により、再び古制に歸り、血統を前にして、才能を後にし、嫡々相承けて世襲の職となさしめしかば、訴訟は漸く鎮れり。然れども之と共に庸才又時を得しかば、政務は、一層の滯滞を來したり。而して郡司の銓考、一に國司の命に従はしめしかば直ちに朝廷より官吏を發して其政務を檢問するに、國司悍傲之に答へざるに至り、中央の權全く地に落つるの端を開く。

社會經濟上の紛亂

是より國司・郡司の朝廷を欺くこと甚しく、五萬の饑民あれば十萬と稱して上を欺き、五千の破堤あれば、一萬と號して費を私す。是に於てか朝廷類に勅を發して之を禁ずと雖も、其實國司・郡司の不正のみにはあらず。彼等が驕悍上を憚らざると共に、人民の力、最早や限なき請求に應ずる能はざりしがためのみ。天平年中諸國に令して桑と漆とを植ゑしむ。大同二年の帳によれば、伊勢多氣郡の漆一萬七百七十三根にして、弘仁八年の調査によれば、一千四百四十根を存するのみ。また度會郡は一萬三千四十根と記録せられて、同年に存するもの、七百七根に過ぎず。以て國郡司が公役に勞して政務の荒みたるを見るべく、桓武天皇より嵯峨天皇に至る其の間、僅に四十年にして、租稅







遷りて位を加ふる  
此年三月蝦夷を  
征して甲斐國  
に合して革の甲  
二千頭を作らし  
東海道の駿河に  
東山道は信濃に  
作らば、三年中  
は上野、東海、  
四萬解を諸國に  
此年四月宰府に  
しむ、蝦夷を征  
久しく兵役に勞  
の士人王臣、佃  
に命じて其財産  
以て甲を作りて  
名を録して上申  
先き諸國司不毛  
田を以て民に班  
取つて下田に富  
取つて下田に富  
七年の國籍に上  
班甲が三、千頭  
又甲が三、千頭

平安時代の文学  
山に大寺を開く。是より佛教また復興せり。空海は後の弘法大師にて、最澄は所謂傳教大師なり。二人等しく佛法の中興と雖も、最澄は早く佛法革新の道を開きて、空海之に乗じたるものなり。空海は諸宗を論破攝伏して敵視すと雖も、最澄は諸派を容認して、華嚴・律・成實・俱舍の四宗、名あつて其實なきが如くなるを見て、教法普及の本旨にあらずとなし、奏して四宗のため、年々僧を度せり。平生、口に叱聲なく、手笞罰せず、自ら之を以て徒弟に教ふ。最澄の機鋒空海に及ばずと雖も、空海もまた宏量・雅懐に於ては最澄に及ばざるものあり。二人獨り佛法を中興せるのみならず、また佛法の教義に一大進歩を加へたり。嵯峨天皇の皇后橘嘉智子、絶代の美人を以てして、其崩ずるや遺詔して己の屍を西郊に捨てしめ、色欲に耽るものをして、己の肉體の腐爛を見て悟る所あらしめんとして、林葬の端を開きしが如き、佛教の信仰が如何に復活したりしかを見るべきなり。

平安時代の文学

已に眞言・天台の二宗を泡醸するほどの識力ある日本國民は、其文學の製作に於ても亦至大なる進歩ありて、桓武天皇の朝には藤原繼繩・菅野真道が纂集せる續日本紀四十卷成れり。平城天皇の朝には空海は唐より歸りて假名文字を製作せりと傳へらる。又淳和天皇の時、諸王及び五位以上の子弟は二十歳以下より皆大學に入るの制となれり。出雲廣貞等は大同類聚方一百卷を作つて古今の醫方を集めたり。嵯峨天皇の朝には萬多親王・藤原國人等新撰姓氏録を作つて古今の姓氏の源流脈絡

を諸國に下し、新  
式に改めしむ。大伴  
此年七月、大伴弟  
廣を征夷大將とし  
比呂成、坂上田村  
副使とす。勢野足  
此年八月、正史あり伊  
勢大神宮の正史を  
張、近江、美濃、尾  
張、越前、紀伊、  
等の民牛を殺して  
漢神を祭るを禁  
此年九月、百濟王俊  
智を陸奥鎮守府將  
軍とす。陸奥鎮守府  
延暦十一年五月、  
位下を授け、大春  
日淨足唐に入りて  
嫁る所也。  
四月漢音を習ふ者  
にあらざれば新に  
僧となるを禁ず。  
九月見任大臣は皇  
族三世以下を娶る  
代攝政藤原氏は累  
故攝政藤原氏は累  
に二世以下を娶  
るを許す。  
十三年三月、僧都  
等を豐前國八幡、  
筑前國宗像、肥前國  
三浦、三浦、三浦、  
七月東西の市を新  
八月右大臣皇太子  
十月天皇平安の城に

を明にせり。橘逸勢・空海の能筆は天下を驚かし、藤原冬嗣等は弘仁格式を撰したり。淳和の朝には清原夏野等、令義解を著したり。冬嗣勸學院を建て、藤原氏の少年を教育すれば、橘氏は學館院を立て、之に對し、源氏・在原氏また淳和獎學の兩院を建て、之に對し、滋野貞主は、諸儒と古書を纂集して秘府略一千卷を作り、菅原清公は文選及び後漢書を侍讀し、大學には、春秋・公羊・穀梁を立てられ、大學生は時々紫宸殿に會して經史を討論せしめられ、良岑安世は滋野貞主等と經國集二十卷を作つて、慶雲以來の作者を敍すること一百七十八人に及び、十七歳の内親王有智子、能く漢詩を作ると至りぬ。入唐して留學せる者の勳功は、他の使臣に劣らざること識認せられて、藤原清河・阿倍仲麻呂・石川道益・紀馬主・甘南備信影・紀三寅・掃守明・田口養年富の八人、唐に客死せる留學生に、位記を追賜するに至り(仁明天皇の三年)、文宣王の釋奠は非常に尊重せられて、仁明天皇は釋奠の後自ら紫宸殿に御して尙書を講ずるに至り、小野篁も此時に出で、仁明天皇の承和八年には藤原緒嗣等日本後紀四十卷を撰しぬ。實に是れ文教鬱然として起るの時なりき。併も此文學も宗教も、李唐の刺激を蒙れるもの頗る多く、文明に於ては殆んど其植民地の如くなりき。

十一月山背を改めて山城國となす。  
 十二月土民騎牛を殺して靴及び胡織等を作るを禁す。  
 十四年四月毛野令を犯して百姓の田を没収す。數ば之を禁ずれども百姓の名を以て實は寺領を増加す、因つて之を禁じ且つ没官せしむ。  
 五月右京人上野野呂定琳等六十八人出羽の夷地に漂着す、越後に遷して物を給す。  
 十一月藤原朝臣以上白玉帶を着くるを許す。  
 十二月北原を祭るを禁す。  
 三月北原を祭るを禁す。  
 諸國定額寺の資財は國司と三綱と檀越との共同處分に任じ、三綱は檀越と兼僧諸國司の選任により寺家破壊せば兼僧檀越を罪に行はしむ。  
 十一月新羅を討つて陸奥守を兼ねしむ。  
 坂東、出羽越後の民九千人を陸奥の伊治城に遷す。  
 延暦十六年二月、諸尼法華寺に入るを禁す。  
 二月貧民米納せずして金納するものあり自今之を禁す。但し貧民のため四分の一は金にて納むるを許す。  
 七月貧民米納せずして金納するものを禁す。  
 八月親王の時男女混合するを禁す。  
 十一月坂上田村麻呂征夷大將軍となる。  
 十七年四月、學業を治むるものは住寺するを得ざらしめ、又新に度する者は年三十五歳以上に限らしむ。所司の僧綱と相會して大義十條を試み五以上通過するものを取り、更に奉試を加へて八以上通過するものを用ひよと令す。  
 此年重慶をかくして職につくものを罰す。  
 大納言從三位神王政を執る。  
 六月僧尼齋制を越ゆ因つて法を以て其分限を定む。僧綱及び五大寺三綱大少僧都は從僧四人、沙彌三人、童子六人を從へ律師は從僧三人、沙彌二人童子四人、威儀師は從僧一人、沙彌一人、童子二人、從儀師は從沙彌一人童子二人、十五大寺三綱及法華寺從僧二人沙彌一人童子二人。  
 九月京畿諸少なくして國外吏民錢を貯ること却つて多し、因つて錢を貯るを禁す。若し貯ふる者あらば之を五分して没官して一部を告者に與ふ。  
 延暦十八年正月、朝賀を受くるに四拜を減じて二拜とし且つ拍手せしめず。渤海の使あるを以てなり。  
 二月陸奥新田郡の百姓弓削部虎磨妻丈部小廣刀自夷語を知り夷俘の心を妖惑するを以て日向に流す。  
 十二月先きに國造して郡領を兼ねざらしめ、また郡司をして神主を兼ねざらしむ。  
 望曆二十年、大學小菅原清公大學生に對策を試む天地の始終を以て課題とす。  
 十九年、富山中下發し三月十四日より四月十八日に至る。  
 延暦二十一年、田村麻呂、駿、甲、相、武、上下、常、信、上下野の浪人四千人を發して陸奥鹽澤城に鎮す。越後より米一萬六百石、佐渡より鹽二百二十石を集め出羽雄略城に集めてしむ。  
 此年三論法相爭ふ、因つて此月勅して正月は最勝王經、十月は維摩經の二會を設け六宗相共に學業を廣めしむ。  
 此年四月東夷大葛公、阿氏利爲、盤其公母禮等五百餘人を率ゐて田村麻呂に斬る。  
 延暦二十五年八月、中院の棟崩れて牛を殺す。天皇嘆じて曰く朕それ免れざる乎と、三論法相三宗各三人業を分ちて勤催共に讀學せしむ。  
 大納言從三位神王政を執る。安倍兄雄を山陰道に觀察使たらしむ。參議藤原葛野麻呂を東海道に、參議皇太子傳藤原國入を山陽道に、參議秋篠安人を北陸道に、吉備良を南道、藤原結實をして畿内に、安倍兄雄を山陰道に觀察使たらしむ。

十月采女は從前四十歳以下十三歳を定めとす、然れども少女の心變じ易きを以て、自今三十以上四十以下の配偶なきものと定む。  
 夜祭に琴歌を用ふるを禁す。  
 大同二年、近衛府を左右衛門となし、中衛府を右近衛となし、大納言藤原内膳を左近衛大將とし、中納言坂上田村麻呂を右近衛大將とす。  
 此年九月左右の大舍人の數を定めて各八百人とす。之より先き改めて其半ばを減じたるを復舊したる也。  
 此年十月三以上は淺紫の服を着けしむ。  
 中務卿伊豫親王、藤原宗成己に反逆を勧むるを告ぐ。宗成を執へて之を鞠すれば、却つて事親王に出づるを云ふ。兵を遣はして親王を執へ、川原寺に幽す、母夫人之に従ふ、食ふことを得ずして倒るゝ者あり。また疾疫流行して死者あり。道路其屍を見て收めず、死肉途上に累々たり。命を下して之を收めしむ。  
 大同三年、往還の百姓、飢渴して道に倒るゝ者あり。また疾疫流行して死者あり。道路其屍を見て收めず、死肉途上に累々たり。命を下して之を收めしむ。  
 大同四年、藤原宗成己に反逆を勧むるを告ぐ。宗成を執へて之を鞠すれば、却つて事親王に出づるを云ふ。兵を遣はして親王を執へ、川原寺に幽す、母夫人之に従ふ、食ふことを得ずして倒るゝ者あり。また疾疫流行して死者あり。道路其屍を見て收めず、死肉途上に累々たり。命を下して之を收めしむ。  
 西海道觀察使たり、藤原國入山陽道觀察使たり、安倍兄雄畿内觀察使たり、菅野眞道山陰道觀察使たり、藤原葛野麻呂東海道觀察使たり、藤原國主大同四年、九月觀察使十六箇條を上つて、從來、國郡司に責むる所、酷に失して、而して有名無實なるを論じ、その刑罰を寬にせんことを乞ふ。之を許す。  
 大同五年、三月始めて藏人所を置き、巨勢野足、藤原冬嗣を以て之が頭となし、清原夏野、朝野鹿取を藏人とす。  
 四月始めて彈正臺臺二員を置く。  
 渤海使の首領高佛身を脱して越前に留る、之を越中に安置し史生をして渤海語を學ばしむ。  
 六月太上天皇、勅して觀察使を廢して參議の專職に復せしむ、而して封邑の制舊に仍らしむ。  
 大同の初、官、百姓に稻を貸すや十束に五束の利を收む、此に至つて之を改めて延暦十四年の勅に由り、十束に三束の利に止めしむ。  
 弘仁二年、僧尼多く有司に罰せらる、沙門忠芬の抗奏により、教律によるの外有司勸探するを得ざらしむ。  
 此年九月神皇正統記を撰し、實ならざるば科決せしむ。  
 弘仁三年、僧尼多く有司に罰せらる、沙門忠芬の抗奏により、教律によるの外有司勸探するを得ざらしむ。  
 此年九月神皇正統記を撰し、實ならざるば科決せしむ。  
 弘仁四年、正月伊勢志保郡、尾張愛智郡常陸信太郡、但馬養父郡に令し、郡司の子姪十六以上二十以下親あるものを采女として貢せしむ。  
 此年三月新羅の兵、肥前に寇す、土民撃つて其百人を捕斬す。  
 五月文室綿麻呂を征夷將軍とす。  
 六月叙録を用ふるもの其疾病にかゝるや道路に遺棄して顧みざるの風あり、嚴罰を以て之を禁す。  
 九月國司の交代するや官舎正倉に損傷あるも前國司と新國司と責任を譲つて修繕せず。因つて新舊共に同じく其費を負担して修繕せしむ。  
 冬北蝦夷また動く、小野石堆撃つて之を夷らしむ。  
 弘仁五年三月、同姓の者、同じく郡領たるを許す。  
 五月出雲に徒に謀を以て、皇子信、弘、常、明四人及四皇女に源姓を賜はる。  
 六月藤原國入等勅を奉じて編集せる新撰姓氏錄を奉る、凡そ倭漢一千八百八十二氏。  
 此年新羅人等勅を奉じて編集せる新撰姓氏錄を奉る、凡そ倭漢一千八百八十二氏。  
 弘仁六年、勢家多く馬を濫用して公用を缺く故を以て陸奥、出羽の馬を買ふを禁す。  
 七月夫人橋智子を立て、皇后とす、橋氏始めて皇后を出す。  
 七月夫人橋智子を立て、皇后とす、橋氏始めて皇后を出す。  
 弘仁七年、始めて蝦夷に口分田を給して六年以上を経たるものより、田租を收めしむ。夷風漸く化したるが故也。



### 第十四章 藤原氏専制時代(上) (神武紀元千四百八十年より千五百九十年に至る)

#### 政制漸く變じて藏人、檢非違使を生ず

桓武天皇より平城・嵯峨兩天皇を経て、淳和天皇に云る五十年間、社

會の大變革は斯の如くなりき。此時に當つて、朝廷の制度また漸く變更せんとし、嵯峨天皇の元年初めて藏人所を設け、藏人頭等をして殿上に侍して樞機の文書を司らしめ、少納言・侍從等の官悉く之に隸せしめしが、後年に至り藏人が公卿に代つて其議論を上奏するに至りて、其權非常に増加し、之と共に詔勅の外に、綸旨なるものを生じ、政令二途に出づるの端を開く。而して最初に藏人の頭たりしものは藤原の冬嗣と巨勢の野足なりき。此時に方つて藤原氏は猶ほ權臣にして狡童にはあらず。往々にして帝者と争ふたりき。嵯峨の弘仁十四年、大嘗會を行はんとするや、冬嗣・緒嗣連署して之を争うて曰く、聖々相續ぎ、大嘗會頻りなり。天下騒動して人民多く弊ると。天皇、神事なるが故に已むべからずと云ふや、其費を節せんがため、緒嗣自から請うて其事を檢校するに至る。藤原氏は決して狡童のみにあらずなり。已にして藤原園人、嵯峨の朝に死し、淳和帝の嵯峨帝に代るに至つて、藤原冬嗣また左大臣を以て死し、藤原氏の才人、漸く零落せしかば、皇族にして藤原氏の出たる良峯の

仁明天皇、名は正良、嵯峨の第二子也、天長十年、淳和天皇の御時、藤原冬嗣の権勢を削ぐに努むるや、淳和天皇は太子として、冬嗣を立上らせり。冬嗣は淳和天皇の御時、藤原冬嗣の権勢を削ぐに努むるや、淳和天皇は太子として、冬嗣を立上らせり。冬嗣は淳和天皇の御時、藤原冬嗣の権勢を削ぐに努むるや、淳和天皇は太子として、冬嗣を立上らせり。冬嗣は淳和天皇の御時、藤原冬嗣の権勢を削ぐに努むるや、淳和天皇は太子として、冬嗣を立上らせり。冬嗣は淳和天皇の御時、藤原冬嗣の権勢を削ぐに努むるや、淳和天皇は太子として、冬嗣を立上らせり。

良峯安世漸く力を得て宣旨を奉ずるに至りしが、安世死して後、また小倉王の子にして臣姓を得たる清原夏野宣旨を奉ずるに至れり。之より淳和の晩年に及びては、豪族諸臣、往々法を守らず、京師諸國また不逞の徒を生ずるに至りしかば、初めて檢非違使を設け、六十三人の監督を附して非違を檢正するに至れり。此くの如く社會亂離の兆已に歷々として見えしが、檢非違使の驅使に應ずる者は多くは隼人なりき。以て朝臣の武事を卑しむの風を見るべきなり。已にして淳和の姪にして嵯峨の子たる仁明帝の時に至りて、宮中華美を貴び、其費の爲に人民を收斂せしかば、亂離の機ますます熟す。

#### 男女命名の風一變す

仁明帝は國初以來一千九百年、始めて道義的の意義ある名を有せる君主なりき。

是より先き、人名は多くは物に縁み、時に因み、所に因むこと多かりき。仁徳の大鶴鶴と名られしは、鳥に因みしものなり。安康の穴穂と名けられしは穴穂の地に因みしなり。其の他、人臣の名もまた斯の如くなりき。蘇我蝦夷の如き、平群鮪の如き、蘇我赤魚の如き、押坂毛屎の如き、巨勢尿子の如き、阿曇熒虫の如き、佐伯伊太智(鮠鼠)の如き、大伴鯨の如き、河原堅魚の如き、凡黒鯛の如き、人名の多くは物名に因むの風なりき。然るに漢文の廣布せらるるに及びて、我國民の思想に一大刺激を與へて、實物以上の道義的生活を求めしむると共に、男女名を命ずるの風を一變し、元明・元正の朝にありては貴族社會は已に人名に一大變革を生じぬ。藤原の冬嗣の名は其祖鎌足の名に比して如何に意義

蘇原氏專制時代(上) 生活風俗の變

あるものぞ。志我聞阿彌陀(元正の時)、衣縫孔子(文武の朝)、文釋迦(文武の朝)大宅君子(聖武の朝)縣の犬養の老子(光仁の朝)、長谷部の文選(稱徳の朝)と云ふが如き、甚だ笑ふべきも、しかも尿と云ひ、鮒と云ひ、鯛魚と云ふに比して如何に道義的なるぞ。國民の間に斯かる思想の變革ある間にも、皇室のみは依然として其舊様を維持したりしに、變革の勢は、仁明をして正良の諱を得せしめしかば、是れより天皇の諱名も亦等しく道義的のものとなり、所謂名乗なるものを生じぬ。是等名字の變革の如き、小事なるが如しと雖も、其實、貴族社會の文藝風流が、如何に進歩したるかを示すに足る一大徴候なり。

生活風俗の變 實に最初の名乗の名字を稱せる仁明帝は、最も文藻風流に富みたる天皇なりき。期節に會して文臣を集め、題を設けて詩文を募るの風は愈昌え、舞樂を見、妓女を聘するの風益長じ、宮中の鬪碁の如きも此頃より見え、天皇の太上皇と太上皇后に朝するや、雅樂寮、樂を奏して之を饗せしに、公卿、醉興、感に堪へず、起つて宮中に舞ふに至りぬ。宮中の行樂斯の如くなれば、其器甌もまた精巧を加へ、嵯峨上皇より天皇に贈りたる机には、沈香を以つて机上に山を作り、純金を以て鶴を作りて其上に立たしめ、鶴の喙に花を含ましめたるなりき。また淳和上皇の崩するや之を葬るに、五百匹の絹、百端の紉布、千端の調布、二千端の商布、五百貫の錢、八十挺の鐵、二百口の鑿

相摸は武力を勤むるの功ありとして、前、加賀、能登佐、渡、甲斐、下野、相模、上野、武蔵、安房、上総、下總、安房、求めて賞せしむ。七月初めて文珠法師善初めて文珠法師起し文珠の影像を作す。天下の人名、姓名郡郷、山川の名に良一に觸るゝものを改む。天長十一年正月、改元して承和元年とす。此年相摸、上總、下野の常陸、上野、力を盡はせて、一切に野國兼野寺にあり。從二月空海奏して最勝經の類を講説するのみなを以て、自今別に一室を莊嚴にし、諸の佛之像を陳列せんと、佛の像一變す。之より

百石の白米、百石の玄米を用ひ、人夫を用ふる一千五百人に及べり。其生活の進歩斯の如くなると共に、後宮の寵を争ふもの多く、奢侈の風は益之が爲に刺激せられ、天下の貴族、豪族、また此風を習ひしかば、令を下して、器甌、車輪に金銀箔泥を用ふるを禁じ、士民の緋色の服を用ふるを禁じ、女子の服する所の夏の裳に表紗を着け、冬に中裙を着るを禁じ、一裳の外重ぬるを得ざらしめんとしたりしも、遂に其効なかりき。仁明天皇の承和五年八十二歳を以て死せる池田春野が、大嘗會に供奉せる朝官の長裾を地に曳くを見て、其神事の古制にあらざるを笑ふや、朝官皆之を信ぜず。春野に古制の如何を問ふ。春野、裾高く袴欄を見はしたる己の服を示して、古制斯の如しと云ふを聞きて、百官却つて古制の唐制と同じきに驚きたりき。以て風俗の變、激甚にして長袖長裾、唐に模して却つて唐より甚しきに至れるを見るべきなり。

社會風俗の勢疊々として成る 上下相競うて奢侈を鬪はすの結果は人民の窮迫となり、人民窮迫の結果は朝廷の缺乏となり、諸王の姓を賜はりて人臣となるもの愈多く、仁明天皇自ら其費を減じて諸國の税を免ずると共に、百官また五位以下の封祿の四分の一を減ずる(後に之を復す)の已むを得ざるに至りき。然れども時已に後れたれば、諸國盜多くして制すべからず。群集徘徊京師。奈良に侵入するに至り、南海の賊最も甚しく、其の傍近を侵略すれども朝廷之を禁ずる能はざりき。當時、相模大藤原氏專制時代(上) 社會風俗の勢疊々として成る

承和二年三月、太宰府に上り、香鼓、鳥通かに海中、變り、人散少し、蝦蟇、頻に新羅商人來り、百三つて鳥の術人三、兵仗を取りて防人、ケ所に置かん、之を許す。此年空海紀伊の禪居に寂す、年六十、三。此年鳥木真、機巧あり、邊に備へんがため、新弩を製す。回轉し、四面に向つて左京人從六位下民、首の主人に長岑宿禰の姓を賜はる。其先卷の伯禽より出づ。五月美濃少目下村、至氏成三使等に



六年、一月伊勢桑名郡多度の大御宮寺を天台宗の一院とす。三月遣唐使に従ふもの如乘船事件有仁、唐清益刀岐貞安道、唐留學生佐伯志斐永世等逃蕪すを以て佐渡に流す。四月北蝦夷叛し、多賀、膽澤、兩城の間、數千起る。陸奥守良峯木連、鎮守將軍藤末守等七月薨す。植ゑんことを畿内國司に勅む。八月遣唐使歸る本船の完からざるを嫌ひ楚州の新羅船の南岸に沿うて來る。十月大小麥の耕作を勸め且つ芻にし禁ず。刈り馬を何ふを禁ず。七年諸王諸家益國司下る。百濟王前王河守たり。豐王正道王武藏守たり。葛井親王常陸守たり。

守たり、有雄王は前守たり。賀陽親王は大宰帥たり。此年遣唐使第二船知乘船事、菅原親成等海中迷風に遇りて南海の賊地に漂ひ賊と戦うて得る所の兵器を上る我が兵器に似ず。

十二月新羅の臣、張寶高使を遣はして方物を獻ず。太宰府之を迫ふ、人臣境外の交なきを以て也。八年八月、太宰府に下すの符、沿道の各關之を開くがため符未だ達せず。流言に充ち國機を以て山外に洩るを以て諸國司に告げ

藤原氏專制時代(上) 偽善謙退の風朝廷に盛なり

みて色を漁するを事とし、仁明天皇の後宮を亂して猶ほ飽かず、清和天皇の後宮を亂し、藤原高子を負うて田野に奔りしが如き、淫奔・無頼、唯だ戀と和歌とに耽り、一世の人また之を目して、陰陽の神に比して、甚だしく之を尤めざりき。去れば諸王等臣姓を得て藤原氏と廟堂に併馳すと雖も、遂に一指の掣肘を藤原氏に加ふる能はず。之をして益跋扈せしめ、天安元年皇后の父藤原良房をして破格を以て生前太政大臣たらしむ。是れ實に道鏡以後に未だ曾て例なきことなり。仁明天皇の朝には冬嗣、朝せずして家にありて政を聽さしも、猶ほ左大臣に止まりしに、良房其次子を以て太政大臣となり、天安二年更に攝政となり、已にして文德帝崩じ、其子清和帝立つや、更に關白となり、政權遂に藤原氏に歸す。

偽善謙退の風朝廷に盛なり

清和帝は文德の第四子なりと雖も、其母藤原良房の女たるの故を以て長兄を超えて立つを得たりき。良房已に自ら清和天皇を立て、而して數ば上書して其官を辭せんことを乞ふ。文詞美麗、謙讓して已まず。天皇優詔して之を止むるや更に謙退を乞ふ。其文を讀めば其意哀しむべきが如し。然れども何人か、藤原氏の頭領をして其官を止めしむるを斷ずるものあらんや。幼稚なる天皇の左右は良房の奴隸を以て充されたり。謙退の文を草するものも、優詔して之を止むるの文を草するものも、等しく藤原氏に阿附するものなり。斯の如くして良房は愈々謙退の名を得て、愈々朝廷

藤原氏專制時代(上) 偽善謙退の風朝廷に盛なり

をして之に依頼せざるべからざらしめ、偽善謙退の風、靡然として習を爲し、大官を得れば再三上奏し、百千言を聯ねて之を辭せざるべからざるの風向を生ず。良房は最初の太政大臣にして、最初に天子に虚位を擁せしめしものにして、また嬌飾、偽善の風を盛にしたる最初の政治家なりき。此の嬌飾、偽善家の下において、南海の賊は、曾て鎮壓せられず。天下の百姓愈々生活に苦しみ、左京の中、大中臣・中臣氏にして、絶戸無身となるもの一百三十七烟の多きに達し、尋常の絶戸七百十三個に達せんとし、右京の絶戸、また三百烟に達しぬ。それ京師は民の庸役輕きが故に、地方士民の悦んで集まらんとする所なるに、其戸口の減少斯の如し。是れ、戸口の減少にあらず、其の實、公民の減少せるものにして課役を逃る、民を多くしたるなり。故に一方に於ては、天下の國司競うて其戸口の増加を云ふも、就いて之を檢すれば、多くは不課戸にして公民にあらず。徒に奴隸を増加するのみ。以て士民誅求に苦しみ、課税を免れんとして、千百群を爲し、東西に徨々として寧日なかりし光景を想像するに足る。之に加ふるに水旱を以てし、之に加ふるに飢饉を以てす。貞觀八年には、一石二十六文の白米騰りて四十文となり(官價)、十八文の玄米三十文となりしが、九年に至りては暴騰して一石の價新錢一千四百文に至る。是に於てか京師に常平所を置き官米一升新錢八文を以て之を賣る。然も京師錢なくして地方に在り。是に於てか、令を下して天下の現錢悉く之を官に納めしめ、米穀物品を以て





藤原氏を輔く。併も少帝は自家の姪なり。如何んぞ藤原氏の權なきを得んや。故に其名は攝政にして、其實は天子を見ること一門の子弟を見るが如き感なき能はざるなり。而して不幸にして此少帝は、臣民をして己を尊敬せしむる能はざりき。少小已に狂疾を得て、常に蛙を集めて蛇を驅つて吞ましめ、狼犬を放つて鬭はしむるなど其舉動頗る常憲を逸す。朝野皆此少帝を如何せんとすと憂ふ。殊に帝の母二條の後は未だ入内せざる前も已に入内したる後も醜聲已まず。太后となりし後復醜聲ありて頗る時人の指彈を受けて遂に廢せらる。是に於て基經乃ち陽成を廢せんとして參内すれば、帝方に人をして樹梢に上らしめ、下よりこれを殺して快となすの時なりき。基經、伴り奏して曰く、皇居寂寥、聖意を慰むるに足らず、請ふ陛下を奉じて競馬を見んと。陽成喜んで出づるや、基經獨を陽成院に止めて此處に幽す。天皇時に十七歳。

藤原氏專制時代(上) 陸奥の蝦夷また動亂す  
を輔く。併も少帝は自家の姪なり。如何んぞ藤原氏の權なきを得んや。故に其名は攝政にして、其實は天子を見ること一門の子弟を見るが如き感なき能はざるなり。而して不幸にして此少帝は、臣民をして己を尊敬せしむる能はざりき。少小已に狂疾を得て、常に蛙を集めて蛇を驅つて吞ましめ、狼犬を放つて鬭はしむるなど其舉動頗る常憲を逸す。朝野皆此少帝を如何せんとすと憂ふ。殊に帝の母二條の後は未だ入内せざる前も已に入内したる後も醜聲已まず。太后となりし後復醜聲ありて頗る時人の指彈を受けて遂に廢せらる。是に於て基經乃ち陽成を廢せんとして參内すれば、帝方に人をして樹梢に上らしめ、下よりこれを殺して快となすの時なりき。基經、伴り奏して曰く、皇居寂寥、聖意を慰むるに足らず、請ふ陛下を奉じて競馬を見んと。陽成喜んで出づるや、基經獨を陽成院に止めて此處に幽す。天皇時に十七歳。

陸奥の蝦夷また動亂す

此時に方つてや、陸奥の諸夷、大半已に王化に浴して、日本人種のために征服せられたりと雖も、内外の交通、猶ほ翻譯を要し、且つ所謂夷狄、内に入るの姿となり、往々に叛亂して、却つて憂を爲すに至りしが、清和の末年より秋田河北一帯の夷俘、叛亂して已まず。官軍力薄くして之を鎮壓するに足らざりき。初め桓武の時征夷の命を起すや、一萬三千六百人を以て一軍となし、之を分つて三軍となし、之に附するに輜重八百人、擔夫二千人を以てするの制を立てしが、暫時

齊衡三年四月、右京大夫藤原成平、十一月新成殿の庭に於て天を祭り、帝自ら祝板に諱を

天安元年、曆博士大行春の誤を正して、五世也。曆を傳ふる。天安三年二月、渤海國使百四人、渤海國使多きを以て京畿七道の神に位を叙し或は進むるもの二百六十七社。三月大僧都眞雅、上奏して僧侶をして印度文字を印皮文章を學ばしめんとを請ふ、之を

の太平と、夷狄の文化とは、漸々此制度を崩壊せしめ、今は上野・下野、二國の軍を出羽に出すこと一千六百人にして、輜重擔夫二千餘人を要するに至り、軍隊遅々として進まず。加ふるに士卒多く戰に習はず、鼓聲を聞き先づ走る者あり。人民又國守の政を便とせず。走つて陸奥に入る者あり。之が爲夷狄の勢猖獗にして制すべからず。陸奥軍士の押領使藤原梶長の如きは、未だ戰はざるに間道を求めて走るに至れり。若し夷狄の騷亂にして猶ほ人種的嫉惡の分子を有せしめば、容易に征服すべからざりしならんに、王化に浴するの夷狄ありて、朝廷の爲戰つて同族を被りしが爲、大事に至らずして其降服を見たりと雖も、兵を動かす三千にして、猶ほ同族夷狄の力を藉らざる能はざりしを見て、如何に朝廷武力の微弱なりしかを見るべきなり。況んや南海の賊未だ夷がず、新羅侵畔の説また傳へらる。基經が陽成帝を廢したる當時の形勢は斯の如くなりき。

宇多天皇自ら基經に對す

天皇已に廢せらる。近親大臣、相會して、皇親に就きて天皇の候補を定めんとす。

源融、自ら薦めて曰く、若し、皇親より求むと云はゞ、融の如きも亦其一人なりと。基經曰く、足下皇親と云ふと雖も、一旦姓を得て人臣たる者より天皇を出しし例ありやと。遂に融を排して仁明天皇の第三皇子、時康親王を立つ、之を光孝天皇とす。光孝天皇已に基經の力によりて立つ、勢基經の機嫌を以て心とせざるべからず。是に於てか詔を發して奏すべき事、下すべき事、必ず先づ

藤原氏專制時代(上) 宇多天皇自ら基經に對す

許す。三年四月改元して貞觀三年正月、渤海國使李正等一百五十五人、隱岐國に著す。四年住世王等十五人平姓を賜はる。五年、備前、備後、備中、備前、淡路、讃岐、伊豫、周防、長門、紀伊、土佐に命じて南海の賊の官物を掠奪するを擧たしむ。五年唐商李延孝等四十三人、安置供給せしむ。九月山城葛野郡の人、圖書大允秦春風、但馬少目秦諸長等に時原福の姓を賜はる。秦始皇の後也。貞觀六年一月、延暦寺の座主圓仁寂人、唐野都賀郡の跡最も廣かりしも也。二月、舊僧官は滿位、法師位、大律師位、三階を設け僧尼之を與ふるを以て之と階級を附せん。法和上、法印大和僧を僧正に充てしむ。

七年六月民惡錢を挾棄するを禁ず。文取らざるものとして二三、輪郭缺くるもの百に八九とあり。其錢貨の不完了なるを知るべき。八年當時諸家諸人神宴の十二月に就除上、鼓歌、舞の會人主人の招待を待たずして賓位に歸るに臨みて酒食し、歸るに怒罵するを問はず。民たるを問はず。

藤原氏專制時代(上) 宇多天皇自ら基經に謝す

大臣に謝稟すべく、朕將に垂拱して成を仰がんと云ふ。是より舉朝藤原氏を仰ぐこと、燕雀の蒼鷹に靡くが如し。源融、皇族を以て一代の大官たりしと雖も、優遊、和歌を樂しみて、河原左大臣の雅名あるのみ。本康親王、曩に兵部卿として兵權を掌り、尋で式部卿となりしと雖も、虛名あるのみ。共に迂闊にして基經の膽大心小なるに抗する能はず。基經は、朝野に蟠る大族の長たるが故に、專權なるのみならず、滿朝の大臣、其人物に於ても、碌々として基經に匹敵するに足るものなかりしなり。已にして光孝帝が病を以て崩せんとするや、基經また一旦源姓を得て臣下となりし定省親王を擁立せんと云ふ。親王は光孝の七皇子なり。光孝感泣して其恩を謝す。定省親王は即ち宇多天皇なり。此に至つて基經が源融の要求を排したる議論は、自ら打ち消されぬ。故に宇多の立つや、基經に勅して曰く、今日の事平安欣滯りなし、先に遺託の命あり、況んや朕已に孤子たるをや。教誨に従はんことを思ふのみ。卿若し辭する所あらば、小子世に住まず、政を聽かずして山に逃れんと。基經陳謝するや更に詔して曰く、卿は社稷の臣にして、朕のみの臣にあらず。宜く卿に委するに阿衡の任を以てすべしと。給ふに年官、年爵を以てして三后に准すること、良房の故事の如くならしむ。其詔詞は、橋廣相の撰する所なり。博士藤原佐世、基經に説きて曰く、卿、關白を已められしを知らざる乎。阿衡は空名にして、官職あるにあらず。天皇、卿に求むるに阿衡を以てするは、是れ卿をして空位に止

さらしめんとするものなりと。基經勃然として怒り、直ちに上書して曰く、阿衡の任、關白に比して如何なるを知らざるが故に、仍ほ持疑せること久し。伏して聞くに、左大臣明經、博士等をして勸申せしめて言ふ、阿衡の任、典職なかるべきもの、其典職なかるべきを以て、阿衡の貴さたるを知ると。臣を以て比擬せんは、克く堪ふる所にあらず。分職なきに至つては、臣の願なりと。則ち參朝の要なしと。厩馬を放つて市に出でしむ。天皇愕然、舉朝震驚、則ち宣命を發して其怒を解かんとして曰く、朕の本意は萬政を關白して、其輔導に頼らんと欲して、前詔を下せしなり。太政大臣は、今より以後衆務を輔け行ひ、百官を總べ給へ、奏すべき事、下すべき事、必ず先づ諸稟せよ、朕將に垂拱して成を仰がんと。罪を廣相に歸す。基經初めて釋然たり。是より天皇に説くに、其家に傳れる寶劔壺切の靈驗を以てし、暗に皇家傳來の草薙の劍に比せんとし、之より後、皇太子たるもの藤原氏の出ならざるべからず。藤原氏のために立てらるゝ皇太子は、心ず壺切の寶劔を有せざるべからざるに至りぬ。孝徳の時より君臣の分盡然として定まりしこそ幸なれ。若し前代の如く皇室の尊は、猶ほ一大種族の長たるに止まらしめば、藤原氏が天下の最大、最強、而して最も智慧ある大種族たる此の時に於ては、如何に危険なりしぞ。

宇多帝の賢明 天皇已に明に自ら藤原氏の權を認む。是に於てか藤原氏の子弟驕慢、上命を尊ばず。

藤原氏專制時代(上) 宇多帝の賢明

又新に官職を得る  
の初め此事  
二年令下して  
病の外、祭供、  
相得せしめ、  
後、官許を得  
は、令を申す  
能は、且つ上  
村八、左少  
大主、前出  
廣階、肥後  
八、七月、肥  
郡、大領、肥  
新羅、大領、  
統、珍、大領、  
とす。對馬を  
取らし歸器に

藤原氏專制時代(上)

基經の次男時平、始めて位記を賜るや、其宣旨の橘廣相の手に爲るの故を以て、時平の母、書を尙侍に送つて手づから、其の宣旨を破るに至り、擧朝、戦々、基經の怒に觸れん事を恐れ、基經の三男仲平の元服するに當り、藤原定國其髪を結び天皇自ら筆を取つて位記を書し、僅に怒を避くるに至る。幸にして宇多帝は雄才大略の君にあらざるも、また明君の資あり、古今賢良なる君主の一人にして、學を好みしかば、多く過なきを得たりき。寛平二年、石清水八幡の寶藏震動す。陰陽頭奏して曰く、崇、聖躬にありと。天皇曰く朕、愚冲と雖も、法に非ずんば行はず、道に非ずんば縦にせず、天地之を知らんと。太宰府に瑞雲ありと奏するや、之を退けて曰く、即位の後九歳、水旱疫疾已まず。何ぞ瑞雲と云はん。天を怨みず、人を尤めず、鬼を嫌はず、神を責めず。朕の無道、朕獨り自ら之を知ると。其迷はざるや斯の如きものありき。已にして策立の功ある基經、寛平三年を以て薨するや、天皇少しく自由を得たり。而して新に進みたるものは、菅原氏の黨なりき。

**菅原道眞** 菅原道眞は其先は出雲より出で野見宿禰の後裔なり。家世々文學を業とす。道眞の兄、婚を大伴氏に通じ、道眞に至り、内外に歴仕し、大に家門を顯はし、朝廷の文學・制作、大抵、其與る所にして、類聚國史・新撰萬葉集は、其勅を奉じて撰する所なり。宇多天皇の寛平六年、選ばれて遣唐使たるや、在唐の僧中菴の書を引き、遣唐使の道路の苦多くして、京師に至るもの少きを述べて、

十年、左大臣源信

十一年四月、大納言藤原氏宗、參議大納言藤原氏實、格十卷、新羅海賊船二艘、博多津に來つて、兵を發して之を擄奪つて、統帥選士恐を發して之を討つ及ばず。十二年二月、對馬新羅の境に入つて、捕へられたる囚人、藤原の兵を練り馬を問うて對馬を取らんと欲する。舉朝歸朝、對馬に歸告す。

遣唐使を停めんことを奏請す。是より遣唐使長く絶ゆ。其文は六朝の餘風を承け、詩は白居易を學び、一代の儒宗として、聲名朝野に響き、朝廷の官吏、其門生たるもの極めて多く、源・平・藤・橘、諸族の外、文學を以て隱然一派を立てたりき。其文采風流、最も宇多天皇の性情に適し、殊寵を得て侍讀となり、また能く文學を以て、宇多天皇の内廷に結託して、その歡心を得たりき。これを以て、皇親・名族、群を爲す間に立ちて、橘氏所出の皇子齊世親王を以て、己の女に娶はし、また其女を入れて宇多の女御となすに至り、寵幸一代に冠たり。是より先已にして藤原基經の薨じて、政柄一旦天皇の手に歸するや、道眞入りて藏人頭に進みしが、寛平九年果進して權大納言となり、朝野の驚歎嫉視の標となりぬ。已にして宇多天皇病あり、位を皇太子敦仁親王に讓る、之を醍醐天皇とす。宇多上皇、醍醐天皇に詔して曰く、大納言藤原時平は功臣の後なり。年少と雖も已に政治に熟す。顧問としてその輔導に従ふべし。權大納言菅原道眞は鴻儒なり。且つ深く政事を知る。朕、擇んで博士として、常に諫正を受く。故に不次登庸して、その功に報ゆ。先に皇太子を立つるや、朕獨り道眞と論定す。他人は與らず。已にして二年ならず、朕、讓位の意あるや、道眞奏して曰く、是れ大事なり。自ら天時あるべし、忽にすべからずと。已にして讓位の事人口に膾炙するや。道眞奏して曰く、大事は再びすべからず、遲滞せば則ち變を生ぜんと。朕をして意を決して讓位せしめたるは、彼の力なり。是

藤原氏專制時代(上) 菅原道眞



藤原氏專制時代(上) 時平、制度の系統を匡さんとす

藤原氏專制時代(上) 時平、制度の系統を匡さんとす

藤原氏專制時代(上)

時平、制度の系統を匡さんとす
此時に方つて天皇僅に十七歳、時平既に藤原氏の長者たり、また萬機を總攬す。思うて施さざるなく、企て、行はざるなし。是に於てか、その平生の持論なる根本的改革の意

藤原氏專制時代(上) 時平、制度の系統を匡さんとす

藤原氏專制時代(上) 時平、制度の系統を匡さんとす

藤原氏專制時代(上)

三、校尉七人  
二、列士三百  
百、兵士四百  
九、太宰府の庫物  
三、代砂金六百七十  
五、兩水銀百七十  
易して得る所也  
當時に充て、一兩  
一十六、四、充て、一兩  
一、四、充て、一兩

藤原氏專制時代(上) 時平の人物及び政策

民と結託して租税を免れしむるを禁じ、百姓が、皇親・王臣の庄家と號して、其私稻を積みて租税を免るゝを禁じ、粗惡なる粗庸を精巧ならしめ、嚴罰を以て其制裁となし、以て實行を期しぬ。然れども歴代の積弊、一朝に改易すべからざるや、猶ほ前代の禁令の行はれざるが如く、時平秋霜烈日の威を以てせるも、大半徒法に屬して、世は皇親・王臣と、國司・郡司と、相争ふの衢となり、後來守護・地頭の争も亦遠く此に胚胎す。

時平の人物及び政策

斯の如く改革は寧ろ成功と云ふべからず。然れども時平は藤原氏列世の政治家中最も才幹あり、最も有爲の志を抱きたる一人たるを失せず。大鏡の記者が彼を評して、容儀俊邁にして賢才あり、日本の鎮固として餘りありしと云へるも決して諛評にあらず。自然は彼を英雄に作らんとして、過つて重厚沈深の質を與へざりしのみ。當時風俗奢侈に沈れて禁を犯す者多く、醍醐天皇大に之を憂ふ。時平亦之が驕奢を矯めんとして策なきに苦しみ、醍醐帝と密に謀り、自ら美服揚々として參朝し。天皇其の驕奢を責むるや、恐惶して退く。是より朝臣相傳へて時平の權すらも、猶ほ斯の如しとなして一時相戒めたりき。好し、その戒飭は長く繼續せられざりしと雖も、好し、その爲さんと欲する所は、過てりと雖も、彼の憂ふる所は正鵠を得たるものなりき。凡そ聖武・孝謙兩帝以後、朝廷佛教に迷うて國費を盡くして、之に奉事すと雖も、費す所は、佛像・寺院に多くして、生活に少く、朝

四年五月西國流言  
とす、左近衛少將  
坂上守實を以て  
少貳を兼ねしめて  
下向せしむるに  
代らしめ大武安倍  
此年十二月清和太  
上皇崩す、天皇和太  
を敬して女色に遠  
かり山佛寺に入禮  
して、或は止る酒  
酔、藥味を斷ちて  
二三日を隔ちて  
時苦修を勤め六  
時苦修を勤め六  
結坐し、手印を  
元慶五年五月、陸

廷の生活、當時の國民に比して驕奢なりしも、猶ほ上代質朴の風を存じ、其食は朝夕二回なり。其朝臣に賜はる所は錢なり。綿布なり。其行樂は歌垣なり。謎語なり。朝臣の帝室に上る所は薪なり。一地方の土毛なり。即ち仁明の驕奢を経て、清和・陽成兩帝の世に至つても、其佛寺に奉ずる所前日よりも多きも、王公は猶ほ絹の衫、綿の袴を用ひたるに、醍醐帝の時に至りては、諸司史生すらも、傲然緋の衫に絹の袴を着くるに至り、左大臣源融の如きは、毎月二十石の潮水を攝州尼ヶ崎より、平安六條河原の邸に運ばしめ、之を煮て陸奥鹽竈の自然に模し。驕奢の風、一代を靡かしむ。是よりして天下の疲弊、ますます甚し。天平神護年中、吉備眞備、備中下道郡邊磨の郷を檢して、課丁一千九百餘人と注したるに、貞觀の卯年、藤原保則、國守となりて之を檢するに及びて課丁七十餘人に減じ、延喜の年、藤原公利、國司たるに及び、一郷の中、一人の課丁を見ざるに至りぬ。天平神護より延喜に至る凡そ一百四十年、其間公民離散し若しくは豪族の奴婢となりて權利を捨てて義務を免るゝこと斯の如し。時平が其策を過らしにせよ、其根本を斷ぜんとしたるもの良に故あるなり。不幸にして時平の改革全く行れず病を得て薨せしかば、時平の峻嚴を喜ばずして、道眞の保守安排なるを喜ぶ所の時人は、以て道眞の祟となす。而して無能糞稜なる藤原忠平、時平に代るに至つて朝臣の驕奢無規律更に甚しきを加へぬ。

藤原氏專制時代(上) 時平の人物及び政策

奥の蝦夷の譯語に外従八位下、物部斯波連永野に外従五位を授く。東北の民譯語者によりて京に通ぜしを見るべし。  
 六月、民、舊、紅花交染支子の色を著ぐるを禁ず其色淺黄丹に渉るを以て也。  
 院にある藤原氏の小兒高き四尺五寸以上の者十餘人に元服を加へしむ。  
 七月、日本、紀の宮、聖德太子、有名諸臣を題として歌を作らしむ。是れより史題の和歌起る。  
 八月、藤原正範、上奏して曰く、聖德太子、官許さず以て當時浮因の力大にして、國司の膽小なりしを見るべし。  
 入川、藤原正範、諸國の兵數千人を發して之を討ちしに民家を燒きて山に  
 仁和元年閏三月左右、京五畿七道に命じ、四月二十六日仁王會に、朝夕二時仁王經を轉讀し、同日國司は郡司百姓を率ひ深齋戒慎して至心之を修せしめ、同日  
 殺生を禁断せしむ。  
 仁和二年七月、律師法橋上人隆海寂す、學識信仰一世に高し。死する時、薪を積み身を焚きて死す。  
 寬平元年八月、宮中數は怪事あり妖言行はる、もの三十六種。公卿費に用ふるもの一千七百十餘萬束、之を出して民より救むる所の利稻は十分の五也。  
 此外、池海修理、救急料、國分寺料、寺社學校料等の雜稻あり。  
 十二年正月、三種神樂のため天下に大赦す。土民と婚し、兇黨相招き、國吏と對俾し、細民を脅かすを以て嚴に之を禁ず。  
 京畿の民、菅原道真類業國史を撰上す。上は日本紀より下は三代實錄に及ぶ。  
 四年五月、菅原道真類業國史を撰上す。上は日本紀より下は三代實錄に及ぶ。  
 六年七月、唐僧中理に砂金百五十兩を賜ふ。  
 遺唐使を停む。五百人船百艘に乗じて對馬を攻む。對馬守文室善友、部下を勵して之を防ぎ大に之をる。其兵三百二人を殺し、大將三人副將十一人を殺す。  
 十二月、渤海客使五百人伯耆に着す。  
 昌泰二年四月、昌泰元年と改元す。  
 昌泰四年七月、昌泰元年と改元す。  
 延喜元年八月、延喜元年と改元す。  
 二年十月、大僧都觀賢の上奏により、空海に弘法大師の號を諡る、少納言平惟扶をして、勅書を奉じて、紀伊金剛峯寺等に到らしむ。  
 六年六月、少內記小野道風をして、漢朝以來の賢君名臣の德行を清涼殿南廂粉壁に書せしむ。

第十五章 藤原氏專制時代(下) (神武紀元一千五百九十年より、  
一六八十年に至る)

**貴族の軟弱迷信** 忠平は、時平・仲平と共に基經の子にして、世に三平と稱せらるゝと雖も、氣象全く時平に似ず。彼の時に至りて藤原氏は政治家の資格を失して、全く宮中の狡兒となり、劍を按じて帝と争ひし百川等の氣概は失せぬ。忠平優柔にして姑息、唯だ能くする所は畫のみ。曾て、杜鵑を扇に畫きたるに、扇を開くごとに、杜鵑、聲を發したりと云はる。以て其豪健の氣象を失して、宮人的修練の熟達したるを見るべし。朝廷に落雷するや、忠平曰く、我は佛を信じて頼みしが故に、死靈を恐れずと。忠平其兄仲平に先つて左大臣となるや仲平慚憤に堪へざりしが、已にして忠平、太政大臣となりて、仲平、左大臣となるや、狂喜して歌うて曰く、「晚くとくつひにさきぬる梅の花誰がうまきしたねにかあるらん」と。やがて梅花をかざして忠平を訪ふ。以てその獵職の外に念慮なかりしを見るべし。また時平の子保忠は音楽に達し其外出するごとに餅を燒き之を懷にして暖を取り、稍冷ゆれば之を從者に分與して以て榮華となす。其の弟敦忠、また管絃の妙手にして、風流一代に冠たり。斯の如く藤原氏は時平を最後として、餘は悉く一個風流の宮人と化しぬ。而して當時の陰陽談、佛説に迷う

て物の祟、死靈、生靈の談を信ぜしかば、悉く神經質にして、多少の狂疾を有するに至りしが、之に加ふるに、驕奢淫蕩は、その生命を短からしめ、多くは三十より四十歳にして死せしかば、物怪を信ずる時人は、以て道眞の靈の爲す所となす。茲に於てか醍醐帝も遂にまた此の信仰に同じく、不豫となりぬ。是より宮中、道眞の靈を恐れ、皇太子寛明親王の如きは、生れてより三年の間、一日も日光を見せしめず、日夜、帳内に火を點じて、衛士をして徹宵守護せしむるに至る。是れ獨り宮廷貴族のみの迷信にあらず。當時の佛教は已に神道を呑み盡くし、更に陰陽道を呑み、道家を呑み、日本古來の傳説を呑み、あらゆる信仰、あらゆる神學を呑み盡くして、以て其大を爲し、佛道渡來以前より偏陋の民間に行はれ、當然佛教の爲に破滅せらるべき淫祀惑信も、名を佛教に託して復活し、人の運命を司るの星ありとなされ、天子山陵を拜するの禮、また一變して四方を拜するの風となり、害氣人界にありて萬惡の本を爲すと信ぜられ、旅行婚嫁に吉凶の日ありと爲され、居住轉移に吉凶の方ありとなされ、竈に神あり、火に神あり、一切萬事皆迷信の侵略を受けざるはなく、斷見卓絶の徒にあらずんば此迷信の外に立つ能はざりしが故なり。

朱雀天皇諱は寛明  
母は基經の女穆子  
醍醐天皇位を朱雀

藤原純友叛す  
已にして醍醐天皇、三十四年にして、八歳の皇太子に位を禪る、之を朱雀天皇とす。左大臣藤原忠平攝政たり。歷代の驕奢と紀綱の廢弛とは、優柔なる忠平の攝政の下に於て愈甚しく、

天皇に譲りて間も  
天慶十年四月、改  
元して天曆と云ふ  
二年強盜京師に擧  
入りて右近衛司に  
或は殿上に出入  
す或は殿上に出入  
三年六月、諸衛合  
人、數百人散じて  
厨の頂、中務丞佐  
忠の宅に亂入す

天祿三年空也寂す  
六波羅密寺の開山  
なり  
九年三月菅原道眞  
を祭つて天滿天神  
とす  
天曆十一年十月、  
改元して天徳と云  
ふ  
吳越王錢俶書を相  
府に寄せ黄金を贈  
りて釋書を求む  
四年九月内裏炎上

承平三年、京師に盜賊起るあり、四年、宇多天皇以來の南海の盜賊、益猖獗す。此時に方て創世以來の大族多く衰滅して存せず。其存するものは、僅に一藝一能を以て、朝廷に仕ふるのみ。滿朝悉く是れ藤原氏にして、皇室より新に分派せられたる平氏・源氏の如きも、また地方に出で、采邑を求むるの已むを得ざるに至れり。之と共に藤原氏また其の同族間の軋轢を生ずるに至りしかば、其志を得ざるものは、また地方に出で、豪族と結託して、以て爲すあらんとするの志を生じ、地方の豪族も、また漸く力を得、京官・大姓と結託して、爲すあらんとするの時なりしかば、正に是れ天下大亂の兆、歴々として見るべきものありき。時に平將門なるものあり。上總介、平高望の子にして、桓武天皇五世の孫なりと雖も、一家世々坂東にありて、北人の剛健質朴の風に習ふを以て、大和朝廷優柔の風なく、純乎たる坂東武士の如くなりき。彼、長安の少年が執金吾を希ふが如く、少年武士の習として檢非違使となりて、平安京に揚々たらんと欲して、藤原忠平に乞ふ。忠平之を許さず。是に於てか不平鬱勃、藤原純友と相前後して叛を謀る。純友は冬嗣の子長良の曾孫にして其祖父遠經は基經と兄弟なり。其性頗る狼戾にして其行、繩憲を逸す。而も政權獨り基經の子孫に歸して、朝廷の信任遂に其家に來らざるを憤り、浪遊高歌、その憤懣を洩さんとして、遂に將門と相得たり。將門一日純友と比叡山に登りて皇居を俯瞰して曰く、盛なる哉皇居、我は平氏たり、以て天子たるべし。



寶器文書多く、總失  
す平安遷都以來、あ  
らざる所、然れども  
形質變ぜざりき、  
應和二年十月、左  
近降座にて一種物  
あり、一種物とて  
公卿各々魚鳥の味  
珍備し、共進するを  
云ふ。踏歌漸く盛  
なり。

子は藤原たり、以て關白たるべしと。遂に相約して東西に兵を擧げんとす。承平年中、南海海賊あり。朝廷、紀淑人を伊豫守とし、之を追捕せしむ。純友亦伊豫の掾として追捕の事を行ふ。賊淑人の威に服し衆を率ゐて降る。已にして任滿つるも純友歸らずして、南海の人心を得んことを勉む。南海は日本最古の文明に與つて力ある土地の一なり。其地燧灘と硫黄灘とを隔て、中國と相對し、中間、數百の島嶼を挟み、また豊後海峡を隔て、九州と相對するがため、海潮によりて來りし日本建國の人は、九州中國に上りしが如くに、また此地にも上りき。而して四面皆、海なるがため、其航海の術最も發達しぬ。故に古來九州と相通するを以て國安に害ありとして之が交通を禁じたることありき。其民已に航海に達す。故に海賊もまた多く此地に出づ。西國の海賊は東國に於る武士の如く朝廷の政令地方に洽からず、國司の力微弱なるに乗じ瀬戸内海の島嶼に據りて横暴を逞しうせし輩なり。されば朝廷、中國の水軍を發して之を征伐せしめしことありしも、賊軍の跡、出沒して定まらざるがため、容易に之を服すること能はず。唯だ一時他に轉ずれば、則ち征服として凱旋するの外なかりき。是に於て純友最も大和朝廷の此の弱點を知りて、深く此海賊に結託し、遂に根據を伊豫の日振島に定め、千有餘艘の舟を集めて、往來の船を掠めて、官物を奪ひ、遙に周防の海を制して、太宰府に迫りしかば、志を得ざる海人多く之につき、海路之がために斷絶す。純友、また間諜を遣はし、火を京師

に放ち、人心を惶惑せしむ。是れ實に古今未だ會てあらざるの大變なりき。天慶二年朝廷純友に從五位下を授けて安撫せんとす。純友倭めずして狂悖日に甚し。則ち平人と雖も賊將を殺さば、五位以上を授け功田を與ふるの令を出す。

平の將門叛す

此報を聞くや、將門また兵を北方に擧げて叛す。是より先き將門、婦女を争うて數ば其同族と戦ふ。近隣皆其聲威に服し、敢て抵抗するものなし。已にして朝廷が征伐の令を出さんとするや、自ら馳せて京に上りて辯疏し許されて歸る。此に至つて武藏權守興世王、將門に説きて曰く、一州を取るもまた誅せらるべし、八州を取るもまた誅せらるべし、誅は一のみ、何ぞ天下を取らざると。將門之に同じ遂に武藏・常陸・上總・下總・相模を侵略して、偽宮を下總猿島に建て、自ら新皇と稱して文武百官を設く。缺く所は一の曆博士のみ。上野守藤原尙範・下野守藤原弘雅を追つて信濃に入らんとす。警報、日夜京都に達すること、櫛の齒を引くが如し。舉朝震驚、天慶三年正月、意を決して追討を始む。參議右衛門督藤原忠文、征東大將軍たり、刑部大輔藤原忠舒東海道追捕使たり。從五位下小野維幹東山道追捕使たり。右近衛少將小野好古山陽道追捕使たり。官符を發して兵を募る。已にして駿河また群賊あり。官符を奪ひ關を破る。幸にして將門は關東に多く家子郎黨を有する六孫王經基と隙あり。また關東に於ける同族と相戦ひたるが爲に、同族皆之を亡ぼして報いんとす。中に

忠文等悠々陣中  
歌を弄す。其清見  
關を過ぐるや、軍  
清原滋康杜荀鶴  
時を吟じて曰く漁  
舟火影寒過山と一  
路歎賞す。

最も憤恨せるは、將門の從兄平貞盛にして、其の父國香が將門の爲に殺されたるの故を以て、將門と並び立たざらんとし、數は戰つて數は敗れ、猶ほ日夜に其隙を窺ふ。時に下野押領使、藤原秀郷、將門に應じて、其營に至り、其舉動の輕卒なるを見て、歸つて之に叛き、貞盛と力を併せ、隙を窺つて之を攻む。將門遂に流矢に中つて死し、全軍潰奔し、忠文等手を空くして歸る。朝廷猶ほ其勞を慰めんとするや、大納言藤原實賴之を遮りしかば、忠文之を怨み遂に病を得て卒す。將門已に亡びて純友孤立す。是に於てか小野好古・源經基等進んで之を攻む。先鋒讚岐介藤原國風、最も能く戰ふ。純友利あらずして退き、行く／＼安藝・周防を掠めて、太宰府に至る。好古之を追つて博多に戰うて之を破る。純友また狼狽して伊豫に歸るや、伊豫の警固使、橘遠保迎へ撃つて之を捕斬す。斯の如くして古今の大亂は一時平定するを得たりき。然れども、此の大亂の結果は、朝廷を弱むること絶大にして、歴代の驕奢によりて已に乏しかりし府庫は、更に空しく、國民に向つて一層の誅求を爲し、租税のみにても一躍して七公・三民となり、租税以外の徵發之に適ふ。之がため民心朝廷を離れ、而して征戰のため武士の實力愈發達したるに引代へて、朝廷、一時の少康によりて、愈々文弱衰安の淵に沈み、佛に倣するの外なく、朱雀、十七年の治世の後、位を同母弟村上天皇に傳ふる頃に至つて、文弱浮華の俗その頂上に達しぬ。村上天帝の世は天曆・天徳・應和・康保を通じて、二十一年にして、後世、醍醐帝

の延喜年間と、村上天帝の天曆とを併せて、延喜・天曆の聖世と稱し、古今其理想的治世と爲す。然れども其實は治世にあらずして、混亂に趨きつゝあり。唯だ其の貴族社會の社交の隆、文學の盛なるがために眩惑して之を言ふのみ。

和文の發達

萬葉集以後、魏晉の文字、波濤の如く、貴族社會を襲ひたるがため、朝廷の詔勅・公文、多く四六の漢文を用ひ、學者靡然として漢文に傾き、歌咏嗟嘆、又皆漢詩を用ひ、六朝の風ありき。之がため、和歌一旦、衰へたりと雖も、漢文は猶ほ我が國語にあらざるがため、學者苦心經營を極むるも、猶ほ其の思ふが如く、自由自在に漢文もて發表する能はざるを苦しむを免れず。清和・陽成帝の頃より韓愈によりて唱へられたる古文、平易自由なる白居易の詩、漸く學者の知る所となりしも、猶ほ黃口之を學び、白首猶ほ苦しむを免れず。加ふるに天寶の亂、唐朝其の政綱を失して、旅行の安全なく、海上風波の難、また安逸に慣れたる我が貴族の子弟を恐れしめしより、年々李唐との交通を減じ、唯だ吳・越沿岸の商人、僧侶の交通のみ多かりしかば、自然に李唐文學の影響を減じたり。此の如き内外の形勢よりして、漢字に假名を交ふる所の和文なるもの起りぬ。是れ吉備眞備の製作と傳へられたる假名文字の行はれしより、略ぼ八十年なり。空海が撰定せしと傳へられたる平假名なるもの興つて大に力ありしか。是に於てか建國以來一千五百年、國民文學の基礎初めて起る。是れ實に日本文明の

性質を説明するに足る一大現象にして、南人の齎らしたる聲音文字なる假名と、大陸人種の齎らしたる象形文字との調和は、即ち南人の文明と、支那の文明とを全く融和混濁するに至りしなり。

平安時代の和歌

而して此國民文學は、思想發表の自由を學者に與へたるがため、最も先づ此の恩澤を受

けしものは、當時の學者なる歌人にして、醍醐帝前後の作者は、在原業平・凡河内躬恒・紀貫之・紀友則・壬生忠岑・藤原敏行・坂上是則・小野小町・僧遍昭・文室康秀・婦人伊勢・僧喜撰・大友黒主等にして醍醐帝の時、學者最も多く、紀貫之の如きは假名、漢字、混交の和文を以て、土佐往返の日記を作り、更に勅を奉じて古今和歌集なるものを撰定し、その序文また和文に成る。是れ平安城に都を定められし以來、醍醐帝に至る作家を網羅せるものにして、之れより一代の文運、鬱然として盛なり。古今和歌集の風調、清麗にして優雅、萬葉集の雄渾、自然を缺くといへども、猶ほ輕浮巧緻の弊に陥らず。其格調、思想、萬葉の終末に優るあるも、劣らざるものあり。故に概して之を言へば、萬葉集は支那漢魏の古詩の如くして、古今はそれ六朝の終り初唐の詩の如くなる乎。村上帝の朝に至りては、君主更に醍醐帝よりも、文學を好み、宴遊詩會を催し、朝廷の上に、詩文を論ずるに至り、文人の寵幸古今比なし。文章博士橋直幹が、上書して其官職の卑きを嗟きて、偏頗なりとするや、一たびは怒るも、猶ほ其文を愛して一兩年の後式部大輔たらしめ、山城守小野の道風が、其名李唐に聞えて其官

山城守に止るべからざるを主張して、近江守を兼攝せんことを乞ふや、また之を許し、また冷泉院に行幸せる時、文人を召して題を賜ひ、菅原文時をして之が序を作らしむ。時過ぎて序成らず、乘輿已に還らんとするとき序成るや、帝人をして之を讀ましめ、駕を止めて之を聞き、その文を賞して再び筵を開きたりき。また延喜の盛世と名を競はんがため、源順・大中臣能宣・清原元輔・紀時文・坂上望城五人をして、後撰和歌集を撰ばしむ。時人、其五人が出仕せる禁中曹司の名によりて、之を梨壺の五歌仙と云ふ。文人の相標旗するもの、靡然として風を爲す。然れども格調思想、已に下つて晚唐の風あるを免れず。

社交の發達、風流の進歩

斯の如き文學の發達はまた實に社交の發達の爲に促され、更に社交の發達を促

せり。社交の發達は、宇多に至つて漸く盛に、或は期節の會あり、或は神事の會あり、或は詩文の會あり。詩文の會には天皇自ら發題して、「牛女に代つて曉更を惜む」の題を提出するに至り、宮人と官吏との交通は、社交を名として、頻繁として起り、謹慎の名ある菅原道眞の如きも、また此行樂を喜ぶの一人にして、宮人宴を賜はりて粧を催すの序を作つて、これを辯護す。曰く「我后偏に内寵を專にすと云ふものあらん、故に聊文章を假つて史記に備ふ」と。宇多天皇の中宮、藤原温子また社交を好み、朝廷の外別に堀河院に男女を會し、男女の席を分つて對坐せしめて歌を聞はし、之を名けて

歌合と云ふ。宇多、また親しく之に臨む。之より靡然として風を爲し、風流、駁々として進み、皇子、王孫、宮人、妃妾、競うて歌合を起し、男女、曉の早さを恨むに至り、甚しきは宇多萬乘の尊を以て妓女玉淵を招きて堂に上らしむるに至る。而して此風醍醐・朱雀・村上の頃に至つて最も盛にして、名族が、管絃・繪畫を以て進みあり。堂々たる丈夫、相競うて、笙・箏・吹笛・踏歌を學ぶあり、變じて後宮の寵争、宮廷の陰謀となる。村上、藤原師尹の女、女御芳子を寵す。風姿艶麗、長髪地に垂るること數尺、一代の美人たり。皇后の同母妹登子あり、村上の兄重明親王の繼室たり。姉妹の故を以て宮中に出入するや、村上帝之を悦び、遂に皇后の許諾を得て之を寵す。已にして皇后寵衰へて崩ずるや、登子を入れて尙侍とし、歡狎比なく、宮人多く之を憤るに至る。而して斯の如き華奢なる生活も、財用なくしては維持すべからざるが爲、朝廷、益官を賣りて財を收むるに至れり。右少辨菅原文時、封事を上つて之を難するや、大臣奏疏に接して愧色ありと雖も、遂に改むる能はず。延喜、天曆の世は斯の如くなりしなり。然も文士は、其文學の盛なるを喜びて泰平を頌し、其行樂の深きを喜びて、其の盛世を歌ひ、延喜・天曆は古今の聖世と稱せられぬ。而して光耀・文華・行樂の後には、動亂の兆已に在し、醍醐去つて延喜の後には、天慶の亂あり。村上に至つては、天慶の亂を経て、稍く治平なりしが如しと雖も、朝綱の弛緩前代より甚しく、祿を諸衛の舍人に與ふる能はざるがため、數百の舍人、

散じて、強盜となりて、高官・大族を襲ふあり。京師騒然たり。是より朝權衰微、武臣權を專にするの勢を生ず。事實に於ては、兩朝は必ずしも文人の云ふが如き聖世にはあらざりしなり。

亂離の兆村上の時に現はる

是より以往、朝權日に衰へ、藤原氏また皇室の後を追うて榮華・文弱に陥る。

而も此時、藤原氏は已に殆ど人臣にあらず。皇室の外、別に一の「朝」を立てたるが如き勢あり。法令の文、王氏・藤氏と併稱して、他姓に分ち、また彈正臺は太政大臣を彈ずる能はずとなし、天子の神聖を以て之に比擬す。彼等名は固より大臣たり、參議たり。然れども其大臣・參議は必しも天皇の承諾を俟つて後に成るものにあらず。殆んど其族長は必ず太政大臣たり、攝政たり、關白たるが如く、その宗族は必ず右大臣となり、參議となり、大納言たるが如く、其子女は必ず皇后・女御となり、其子女の所出は必ず皇帝たるが如く、彼等自ら天皇と稱せざるも、天皇を左右し、廢立し、製作するの權あり。村上以前にありては、藤原氏の專權と雖も、猶ほ三公を一門に私せず。然るに朱雀天皇の朝に至りては、忠平、太政大臣となりて、二子實賴・師輔左右大臣たり。一門一時に三公を出す。陽成上皇の疾を禱らんがために、三十人の僧を度せしめたる村上は、忠平の疾を禱らんがため、五十人の僧を度せんとするに至る。蓋し村上は庸主にあらず、其文學と讀書と、其善良温厚の資質とは、村上をして賢君たらしめんと欲せしめぬ。故に其言ふ所、皆温平として賢君の風あり。曾て侍臣に問うて曰く、

藤原氏專制時代(下) 亂離の兆村上の時に現はる

安和二年、東大寺興福寺と相争うて餘を争ふは田一段

外間、朕を以て如何なる主と爲す乎と。侍臣、寛を以て對ふるや、則ち喜んで曰く、是れ朕の志す所なり。朕若し嚴酷ならば、民、命に堪へざるべしと。また紫宸殿にあり。老吏を召して問うて曰く、當今の政、延喜に比して如何と。老吏曰く、方今太平、臣何をか言はん、唯だ主殿寮多く松明を進め、率分堂に草生ずることあるのみと。意蓋し繁褥の政、歳貢少なきを言ふなり。村上天皇之聞き愧色あり。蓋し村上天皇は其志望に於ては、賢君たらんと欲したりしなり。併も寛和は、凡ての時に於て、賢君を作るものにあらざるに、最も秋霜烈日の志を以て、一世を振肅する君主を要する時に於て、村上天皇は寛和を主としたり。嘉言好語は必ずしも民生を救ふものにあらざるに、最も浮辭に富み、最も實行を缺ける時に於て、朝廷は言語に富みたれども、百難を排して斷行するの意志を缺きたりき。故に此時代の言語を取つて之を見れば、古今の理想的聖代たるの觀あり。其實に就きて之を見れば、最も變亂に傾ける時代なりき。

源高明、滿仲等廢立を謀る

然れども村上天皇は猶ほ自家の意志を有し、之を行ふ能はざるも、猶ほ善とすとの君主なりき。然るに其風流華奢の生活のため、在位二十二年にして崩じ、第二子、憲平位に即く。之を冷泉天皇とす。早く已に痼疾を有し、皇后姬妃敢て近かず。神璽の函を開きて之を見、藏人兼家のために奪はるゝに至る。故に親しく政治を覽る能はず、藤原實賴太政大臣として機務を關

しめ内舎人、近衛兵仗を給ふ。近衛五月六衛府官人以下舎人以上東帯を着け大領米を下さざるを許さず。直ちに其裁許なきや、平張を關明門に立て弓箭を着けて之を訴ふ、命じて平張を毀ち、在京國司を召して糧米の事を命ず。天延四年十月、改元して貞元とす。

天延六年四月改元して永觀元年とす。永觀元年、檢非違使に命じ、京中畿内、火災多し、此輩の爲す所なるが故也。二年、醫博士丹波康頼、心方三十六卷を撰す。

白するや、政弊更に甚し。實賴は父忠平に代つて太政大臣たりしなり。其弟師尹また右大臣となり。一門已に二大臣を出すも、猶ほ一の源氏、高明が左大臣たるを傍觀する能はずして、陰謀を行ふ。爲平親王なるものあり。冷泉天皇の皇弟にして、早く政局に當る。中外皆思へらく、冷泉の痼疾長く位に在らざるべし、早晚皇位を爲平親王に譲らるべしと。權勢多く其門に集まらんとす。然れども親王婚を源高明の女に通ずるの故を以て、實賴之を忌み、村上天皇の志に違ひ、守平親王を立て冷泉天皇の皇太弟となす。是れ明に源高明を侮蔑したるものなり。是に於てか高明憤怒、時を俟つて報復せんとす。左馬頭源滿仲、武幹勇膽あり。其父六孫王經基が鎮守府將軍陸奥守として北方に屯在せるより、久しく北人の心を得たり。高明の藤原氏と好からざるを見て、相共に結託し、中務少輔橘繁延・前相模介藤原千晴・僧蓮茂等と共に、爲平親王を奉じて、坂東に奔つて亂を起さんと謀る。已にして滿仲、高明の第に於て繁延と相撲して、其面を傷けられしより、憤怒の情に堪へず、右大臣師尹に至つて、高明以下の密謀を暴露す。朝廷諸門を鎖し、出入を禁じ、滿仲、弟檢非違使源滿季等をして、高明を執へしめ、貶して太宰權帥となし、悉く其黨與を流竄す。是に於てか師尹左大臣となり、藤原在衡右大臣となり、三公また藤原氏の手に歸す。而して滿仲、功を以て賞を受く。滿仲は即ち多田の滿仲にして坂東諸源の祖なり。彼の父經基、始めは將門等と往來して、後、その叛を告

藤原氏専制時代(下) 兼通圓融天皇に迫り關白を得、兼家圓融天皇に迫つて禪位せしむ  
二五四  
げ、滿仲また其黨與を賣つて、藤原氏に媚附す。北方武人の首領たるものにして、已に斯の如し。以て信ずべからず、恃むべからず、陰險譎詐、唯だ利害によりて動き、道義的經典を有せざりし當時の武士氣質を見るべきなり。

兼通圓融天皇に迫り關白を得、兼家圓融天皇に迫つて禪位せしむ

冷泉天皇位に在る三年にして、其太子守平のた

めに位を去る、之を圓融天皇とす。圓融天皇の立つや年僅に十一歳、百事後宮の裁斷に成る。之より浮華淫蕩の風愈々深く宮廷を侵し、藤原氏の專横益甚しく、橘正通の如きは、才學一代に卓出するも僅に宮内少丞に止り、同學の友、藤原在衡は、凡庸爲すなくして、藤原氏に出づるの故を以て累進遂に左大臣となるを見て、朝廷の腐敗已に救ふべからずと爲し、慨然として妻子を載せて海に浮び、高麗に入りて、其重臣となるに至る。かくて攝政實頼死し、右大臣伊尹之に代つて攝政となる。伊尹は村上天皇の皇后安子の兄にして師輔の長子なり。伊尹死して、其弟兼通之に代りて關白となる。初め兼通の權中納言たるや、その弟兼家、既に權大納言となりて、右近衛大將を兼ね。兼通快として樂まず。他日、兼家が昇達して攝政關白を私せんことを憂ひ、其妹にして村上天皇の皇后たる安子に請うて手書を得たり。曰く、後來攝政及び關白にして關職あらば、兄弟序を以て交々之に任ずべし、等を踏ゆべからずと。兼通之を懷にして、一日も身を離さず。已にして圓融位に即き、伊

橋正通、妻子を携へ高麗に至りしと  
橘正通、妻子を携へ高麗に至りしと  
橘正通、妻子を携へ高麗に至りしと  
橘正通、妻子を携へ高麗に至りしと  
橘正通、妻子を携へ高麗に至りしと

尹の病を得るや、一日圓融天皇に其書を見せしめ、母后の遺命と稱し、強ひて内大臣となり、遂に内覽を掌り、伊尹死するや、自ら太政大臣關白となる。しかして幼帝之を制する能はず。驕奢僭上、其爲すがまゝに一任す。其堀河の第、規模宮闕に擬し、壯麗を極む。之を誘るものあれば、大官・高家も、また中傷を免れず。時人、相語つて曰く、寧ろ乳虎の威を犯すも、兼通の意に忤ふ勿れと。兼通更に其の女皇子を納れて后となす。圓融また之を拒む能はず。左大臣源兼明は圓融天皇の第二皇子にして、文才あり聲名天下に高く、皇族の故を以て衆望を有す。平生、兼通と好からず。兼通、兼明を以て二品親王となし、左大臣より遷して、中務卿となす。是れ之を尊んで實は之を左遷せるなり。兼明其憤りを洩すの道なく僅に菟裘の賦を作り、兼通を趙高に比し、遂に龜山の別荘に退隱す。之より滿朝、兼通の奴となる。獨り悍然として之に抗衡するものは、其弟兼家あるのみ。故に兼家の門に入出入するものあれば、兼通之を含む。之より朝臣白晝兼家を訪うを憚りて、夜を俟つに至る。已にして兼通病あり將に死せんとす。兼家之を聞き黙然として起つて曰く、余が關白となるの時至れりと。駕を命じて急に參朝す。兼通病床にありて車聲を聞き、入をして之を視せしめ、兼家なるを知り、思へらく、我病を問はんとするかと。之を待つこと久しくして至らず。直ちに參朝せるを聞き、佛然として怒り、疾を力めて參朝し、兼通を睥睨しつ、奏して曰く、臣今日、最後の除目を行はんと。左大臣

藤原氏専制時代(下) 兼通圓融天皇に迫り關白を得、兼家圓融天皇に迫つて禪位せしむ

頼忠を關白とし、兼家に謀叛の名を附し、貶して治部卿とし、藤原濟時を以て右近衛の大將とす。斯の如くして兼通死しぬ。兼通は獨り政治上に於て他を排するのみならず、其の女嬪子も、また宮中にありて權を専らにするがため、他の婦人を納るゝ能はざりき。然れども兼通已に死して嬪子の權また衰ふるを以て、兼家の女詮子を納れて女御とす。此時兼家は右大臣にして、頼忠、太政大臣たり。頼忠また其女を宮に入る。圓融天皇詮子を愛すと雖も、頼忠に憚つて之を后とする能はず。兼家快々として樂まず。天皇數ばこれを召すと雖も參朝せず。また詮子をして宮を退かしめ、以て憤怨の情を示す。天皇遂に堪ふる能はず。詮子の所生懷仁親王をして、袴を宮中に着けしめ、以て他日、大統を繼がしめんとするの意を示す。此に於てか詮子宮に入るも、また三日にして出づ。天皇遂に兼家の心を解くの術なきを見て、強ひて兼家を招き、言つて曰く、朕在位十六年、已に萬機の煩を厭ふ。故に將に位を皇太弟師貞に譲り、卿の孫懷仁を以て師貞の太子たらしめんと欲するや久し、卿何ぞ察せずして不平なるやと。兼家遂に釋然たり。斯の如くして兼家は、天皇を強ひて、位を師貞親王に譲らしむ。師貞親王は花山天皇なり。

兼家華山天皇を欺きて帝位を捨てしむ

兼家が圓融帝に迫りて位を譲らしめしは速かに己の孫懷仁親王の治世となして政權を専らにせんが爲なり。故に兼家一日も早く花山天皇をして位を避けしめんとして

得ず。天皇、心情、變じ易くして定まらず。女御を納るゝこと多しと雖も、容易く之を寵して容易く之を厭ふ。獨り大納言藤原爲光の女祇子のみ、寵幸長く變らず。世に弘徽殿の麗女御と稱せられ、一菓の微と雖も、必らず之を分ち、其の身みて家に歸るや、輾轉忘るゝ能はず、強ひて之を宮中に召す。祇子之より病を得て死す。是より花山、悄然として樂しまず。厭世の志あり、兼家、則ち其の子道兼・僧嚴久と計り、天皇を佛道に導き、世を捨て位を退かしめんとす。一日、道兼、天皇に侍して扇を携ふ。扇上字あり、曰く、妻子珍寶及王位、臨命終時不隨者と。天皇之を見て祇子を追想し、鬱々として世を厭ふの念愈々切なり。此に於て道兼之を説きて曰く、陛下速に位を捨て、世塵を脱し給へ、臣もまた陛下の跡を追はんと。先づ左近少將藤原道綱をして、劍璽を皇太子懷仁親王に奉ぜしめ、自ら僧嚴久と花山天皇を奉じて、私に宮を出で、花山天慶寺を指して進む。時に孟夏にして月色皎々天地凄然たり。花山天皇、悲しむの色ありて曰く、朕且らく之を懷はんと。道兼曰く、劍璽已に皇太子に奉れり、事已むべからずと。花山天皇を促して進む。已にして花山天皇、其平生身を離さるゝ祇子の遺書を忘失せるを以て返りて、之を取らんと云ふや、道兼又泣いて之を諫め、佛道に入るに外障來らんとを恐るとし、遂に天慶寺に至り、遂に落髮して法名入覺と云ふ。已にして道兼剃髮せんとして曰く、臣、未だ此事を父母に告げず、父母に告げずして形を毀つは不孝なり。請ふ歸つて父母に告げん

正慶二年十月、  
一條天皇の母皇太后、  
三條院と云ふ。女

臨此に始まる。

四年一月東三條院  
に行幸し天皇自ら  
横笛を吹き、左大  
臣源重信を吹、吹  
時筆、大納言藤原  
時和、中納言藤原  
時實、右大臣藤原  
時實、左大臣藤原  
時實、一時の風流  
の如し。

長徳元年九月、宋  
人七十餘人若狭に  
著す、越前に移さ  
しむ。

三年十月南蠻人九  
州に亂入して人物  
を奪取す、太宰府  
を獲たり。

寛弘二年十一月、  
内裏火あり神鏡燒  
損す左大臣道長燒  
改葬すべきかを安  
置  
損せるものを安  
置

すべきかを諸道に  
問ふ、多く改葬せ  
ざるを可とす。

と。慘然として花山天皇に別れ、之を久うして復來らず。花山天皇始めて賣られたるを覺り、悔悟す  
るも及ぶなし。斯の如くして、兼家の女の出なる懷仁親王帝位に即く、之を一條天皇とす。而して兼  
家右大臣を以て攝政となり、尋で右大臣を辭して三后に准じ、更に太政大臣となり、攝政を辭して關白  
となる。初心此に至りて全く酬ゆ。凡そ是等の陰謀、多く其の信寵する所の巫女の言に従ひたるもの  
にして、其信寵の甚しき、己が膝を枕とせしむるに至る。以て陰陽説が、如何に深く當時に行はれ  
たりしかを見るべきなり。

藤原道長出で藤氏の權空前絶後なり

浮華驕奢文弱なる前代の風尚は、已に其餘毒を來たし、源の高明・滿

仲等廢立を謀るの外、東大寺・興福寺の僧侶、名を領田を争ふに託して干戈を動かし、朝憲を憚らざ  
るに至り、圓融天皇の末年に至りては、朝綱愈弛み、強盜隊を作り、滿仲の武力と、壯士の多きとを  
恐れず、其家を圍み、衛府の舍人、また隊を組み、朝廷に迫り、糶米を求むるに至り、是より諸國、  
京師、強盜多く、弓箭を帯びたる武士、京中を縦横して制すべからず。袴垂保輔・鬼童丸等の大盜京師  
に出入し、酒頭童子等の山賊山寨に據りたりと傳へられしも此頃在り。一條天皇の朝には、朝廷僧  
餘慶を天台の座主として宣命使を發したるに、山僧之に服せず宣命使を逐ひかへし、宣命を奪ひ取る  
に至る。已にして兼家病あり。其子道隆を以て關白とし、次で攝政とし、其女定子を納れて一條天皇

の女御とす。時に天皇十一歳にして定子は十五歳なり。翌年皇太后詮子疾を以て落髮して東三條院と  
稱す。女院の稱此に始まる。是より后は内より、皇太后は外より、天皇を制御し、天皇遠ふ能はず。  
已にして道隆死す。弟道兼關白となりしが七日にして死す。かくて道兼の弟道長左大臣を以て内覽  
たりしが、後一條天皇即位に及び攝政となり間もなく之を辭して太政大臣となる。世に之を三道と稱  
して、基經の三平に比す。中に就きて道長最も傑猪なり。初め兼家常に従姪藤原公任の人となり、尚  
び、子弟を勵まして曰く、汝等公任の影を踏まば、余に於て憾むる所なしと。公任法律に通じ、詩文に  
巧に、管弦に長し、擧止簡雅、平安時代の理想的紳衿なりき。道長、長兄に先じて答へて曰く、某固  
より其影を踏む能はず、然れども其面を踏むは能くせん。平安朝の始めより陰陽説と佛説と相合し  
て一種の迷信を作り、貴族多く死靈生靈の祟を信じたりしかば、宇多・醍醐兩天皇の頃より、宮中及び  
藤原氏の家、怪多く、壯年氣銳の徒猶ほ暗室に入出入するを恐る、者あるに至る。花山天皇の時、公卿  
を集めて妖怪説を爲し、深夜暗室に入るものありや否やを問ふ。公卿皆首を垂れて答へず。道長獨り  
悍然として曰く、陛下の命せらるる所、臣、必ず行くべし。是に於て道隆をして豊樂殿に、道兼を  
して仁壽殿に、道長をして大極殿に至らしむ。道隆・道兼、中道にして、恐れて歸る。獨り道長のみ、  
大極殿の南面の柱を削りて歸り、衆人を懾服せしむ。長じて公卿の文弱を嘲り、剛健自ら快とせしか



ば、武臣また悦んで其用を爲す。源頼光の如きは、心服して將帥の風ありと爲す。之を上にして其姉は圓融天皇の皇太后たり。之を中にしては其女にして長髮地に垂ること二尺に餘る絶代の美人彰子は一條天皇の中宮たり。之を下にしては、武臣頼光等、道長を奉じ、之を外にしては僧侶より、非常の尊敬を受く。蓋しその建立せる所の無量壽院(法勝寺)は、歴代藤原氏の建立したるものよりも、壯麗を極め其僧侶に奉ずることまた最も深ければなり。凡そ藤原氏は鎌足が多武の峰に寺を開かしたる以來、不比等の山階寺(興福寺)、基經の極樂寺、忠平の法性寺、師輔の楞嚴院、爲光の法住寺等、歴代藤原氏の長者、皆寺院を建て、冥福を専有せんとす。而も此無量壽院の壯麗に及ばざるなり。故に僧侶は、之を以て極樂を寫したるものとなし、道長を以て、聖德太子、佛法を流通せしめんがために生を更へて藤原氏の家に權化したるものと爲すに至る。斯の如く道長は、天下凡ての勢力より補助せらる。故に藤原氏の權、道長に至つて、空前にしてまた絶後なり。

貴族の文彩風流淫蕩の習俗

此時才人輩出して、一代の文華を飾る。大江匡衡・大江時棟・紀齊名等は、詩

文を以て著はれ、藤原佐理は、行成、及び源兼明と共に能筆を以て一代の三筆と稱せられ、皇后定子の侍女清少納言は、中宮彰子の師・紫式部と共に、和歌・文章を以て著はる、清少納言は肥後守清原元輔の女なり。式部は式部丞藤原爲時(爲時)の女にして右衛門權佐藤原宣孝に嫁す。納言の枕の草紙と、式

部の源氏物語は日本文學の美觀にして、正史の外平安時代の貴族の生活思想を想見せしむるもの多く此二書による。式部の子賢子、また和歌を好くし、太宰大貳高階成章の妻となり、後一條天皇の乳母となり、大貳三位の名を以て文壇に馳騁す。上東門院の侍女和泉式部は、越前守大江雅致の女にして和泉守・橘道貞に配し、また文名あり。道貞死して上東門院に仕へ、後藤原保昌に行く。其子小式部、また和歌を以て上東門院に仕ふ。右大將道綱の母、また和歌を以て著はれ、かげろふ日記を作る。文章博士大江以言は、詩を以て著はれ、其雄文麗句多く紀齊名・大江匡衡と並び稱せられ、安倍晴明は卜筮を以て著はれ、文彩彬々として百代に誇るに足る。併も文彩の後には淫蕩の病あり。宮廷の内外、男女、互に相交通して、醜聲聞くに堪へず。奸淫は耻として思はれざりき。參河守大江定基の如きは、娼女力壽を得て、其の妻を追ひ、内大臣藤原伊周、藤原爲光の三女に通じ、花山法皇が己の情人を奪はんことを疑ひ、其弟中納言隆家と、夜法皇の微行を伺うて、射て其の袖に中てて流され、爲尊親王の如きは攝政伊尹の女に通じ、遂に納れて妃となし、また和泉式部と通じて、毎夜微行す。和泉式部は已に爲尊親王と通じ、また敦道親王と通ず。一條天皇の時、宮中宴あり。大納言藤原道綱が舞ふ時、誤つて冠を落し、右大臣藤原顯光の之を嘲るや、道綱佛然として顯光を罵つて曰く「汝の妻を盜まれしを知らずや」と。一世を擧つて戀愛の外、主とする所なき斯の如し。一條天皇賢君の資あり。

寒夜衣を脱して、國人の苦を知らんと欲したりしと雖も、斯の如き積勢一朝にして制すべからず。腐敗せる宮廷を後に見て、三十三歳を以て崩じぬ。冷泉天皇の第二皇子居貞親王立つ。之を三條天皇とす。

道長、三條天皇及び其太子に迫つて讓位せしむ

三條天皇の位に即くや、道長の二女妍子女御となる。妍子は

道長早く、位を皇太子に譲らしめ外、數ば讓位を諷す。天皇遂に道長を私斷せしむ。而して近侍に言つて曰く、道長の爲す所正しからざるか。天譴、彼にあらざるべし。朕は之を知らず。

先帝八條の中宮たる上東門院彰子の妹にして、道長初より入内せしむるの意あるがため器玩服飾を備ふるに十餘年、其の華美風流、遂に上東門院に過ぐ。然れども三條深く中宮藤原妍子を愛し立てて皇后とせんとす。而も道長を憚りて未だ決せず。道長之を察し、陽に之を賛して實は之を沮む。是に於てか皇后冊立の日に至り、朝臣皆皇宮職に補せられて、道長の意を傷げんことを恐れ、逃れて中宮の殿に集り、三條天皇之を招くも一人の應ずるものなくして、其勅使を嘲罵し、參議藤原正元の如きは、瓦礫を以て之に投ずるに至る。獨り大納言藤原實資、中納言藤原隆家等と數人、道長に抗する者の冊立の會に參するのみ。三條初め思へらく、一旦帝位に登る、何事か意の如くならざらんと。而も立后の一事すら斯の如し。之より朝臣多く帝の意を奉ぜざるにより、氣焦ち、心熱し、遂に其明を失す。道長また、其の女の皇后たる能はざるを見て、寧ろ帝をして位を皇太子敦成親王に譲らしめ、外祖の權を專にせんと欲し、數ば帝を諷す。是に於てか圓融天皇に對して強迫讓位を行ひたる兼家

の女の出なる三條は、今は更に道長のために讓位を迫られて、遂に位を敦成親王に讓る。之を後一條天皇とす。而も三條猶ほ全く屈せず。皇后妍子の生む所の敦明親王を立て、後一條天皇の太子たらしむ。太子は二十三歳にして、後一條天皇より長ずること十四歳。時人、其の必ず終を全くせざるを信ず。果して東宮大夫藤原通任以下、馬丁に至るまで太子を輕侮して、其命を奉ぜず。東宮に起居するものなくして、門前雀糞を張る。之を擁護するものは、獨り其妃の父、左大臣藤原顯光あるのみ。已にして參議藤原兼隆、道長の命を含みて、皇太后、攝政と謀り、殿下を廢せんとするの意ありとして太子を威嚇す。皇太子恐懼、遂に位を辭せんとして、道長の子能信を召して、語るにその志を以てす。能信曰く殿下何ぞ表を具して天皇に告げざると太子曰く表文を草すべき人なし、且つ恐る、位を去らば給仕に乏しからんと。能信曰く宜しく院號を請うて采邑を請ふべしと。太子僅に悦ぶ。道長之を聞き、遂に太子を廢して後一條の同母弟、敦良を立て、太子とす。顯光變を聞き、一夜哭泣、鬢髮悉く白し。是に於てか道長太政大臣となる。是れ權力のためにあらず、權力已に太政大臣の上にあり、唯だ經歷を作るがためのみ。故に三ヶ月にして之を辭し、また其の第三女威子を進めて新帝後一條の中宮とす。此時天皇十一歳にして、中宮之より長ずること九歳。天皇唯だ中宮の匣奩の具を以て戲るのみ。夫れ後一條は道長の第二女の出にして、今や道長の第三女を納れて妃とせしむ。是れ叔

藤原氏專制時代(下) 道長、三條天皇及び其太子に迫つて讓位せしむ

寛仁元年十月、前攝政道長石清水に遊み、女五十餘艘の舟に乗り、頭あり。

母を娶らしむるものなり。以て藤原氏が其權力のためには、何事をも行ふを辭せざりしを見るべきなり。

契丹九州に來襲す

道長已に一家三后を出し、外孫を以て天皇とし、太子とし、思うて爲さざるなく、爲して成らざるなし。是に於てか其意滿ち、氣伸び、歌うて曰く「此世をば我が世とぞ思ふ望月のか  
けたることもなしと思へば」と。寛仁三年、四月十七日、公卿百官を集めて小除目を行ふや、太宰府  
の飛使、馬を馳せて左衛門の陣に入り奏して曰く、刀夷の戦艦五十餘艘、來襲し、壹岐守藤原理忠を殺  
して、人民を掠奪し、遂に筑前國怡土郡に來ると。公卿色を失つて佛神に祈禱し、官符を太宰府に下  
して防禦を嚴にせしむ。刀夷は、契丹の部屬東丹國なり。天智天皇の時、唐、新羅と合従して百濟・高  
麗を亡ぼす。已にして新羅、二國の故地を併呑して朝鮮を一統す。此時靺鞨の族種、北方盛京省の地  
に一國を立て渤海と號し、肅慎・沃沮・高麗・扶餘・挹婁・鐵利等の地を併せ、數ば我に來聘す。已にして  
我が醍醐天皇の時、契丹の太祖阿保機、新に漠北に起り四方を侵略し、渤海を下し、國號を改めて東  
丹國となし、その子突欲をして之を鎮めしむ。この時高麗の太祖起りて都を松嶽(開城府)に定めて、  
遂に新羅を併せて朝鮮を一統し、數ば契丹と争ふ。寛仁三年、東丹の部落、將に高麗を襲はんとす。  
高麗之を開き、兵備を修めて之を待つ。東丹乃ち高麗を襲はずして、直ちに日本に向ふ。戰艦五十餘

刀伊は或は北狄の  
意秣鞨種のアムル  
地方にありしもの  
にて當時女眞と稱  
せるもの是也

治安元年、源頼光  
卒す

類聚大補任に云ふ

開至初以、後一條の來  
攻する間、外敵の十六回  
の時に、新羅の神來、新  
の五回、神の神來、神の  
新羅に來り、神の神來、  
新羅に來り、神の神來、  
太宰府に來り、神の神來、  
時新羅に來り、神の神來、  
浦新羅に來り、神の神來、  
時新羅に來り、神の神來、  
製す

艘、每艦の長十二尋より八九尋毎船の楫三四十、刃をかざす者三二十人、楯を負ふ者七八十人、全軍  
殆ど五千、對馬・壹岐を攻む。壹岐守藤原理忠戰つて死す。島民或は殺され、或は捕へられ、講師常  
覺獨り逃る。已にして東丹進んで、筑前那珂郡能古島に據つて、博多を侵し、また怡土・志摩・早良の  
諸郡を犯す。時に藤原伊周の弟隆家、志を得ずして外に出で太宰權帥たり。隆家勅符を俟たず、  
前少監大藏種材・少貳平致行・同源道濟、及び藤原明範等を遣はして遂へ撃たしむ。東丹、船に乗つ  
て走らんとす。隆家、戰艦三十餘艘を發して之を追はんとす。諸將衆寡を論じて、多く之を危む。  
種材獨り奮つて曰く、某齡已に七十に過ぎて惜からぬ命なり。且つ身は功臣の後にして、家聲を辱し  
ひべからず。若し兵船を造るを待たば賊徒逃れ去らんと。遂に進んで之を攻む。然れども東丹去つて  
已に跡なし。此役、筑前・壹岐・對馬三國の民、殺戮せらるゝもの四百六十二人、劫掠し去らるゝもの  
一千二百八十人。壹岐の如きは全島の民存するもの僅に三十五人のみ。牛馬鶏犬の奪はれしもの數ふ  
べからず。而して敵軍の生擒せらるゝ者僅に三人にして、皆高麗の民なり。是に於て朝廷或は高麗詐  
つて刀夷と稱せるかと疑ふ。對馬の判官代長岑諸近、その老母妻子を掠せられて、單身刀夷に渡ら  
んとして高麗に入るによりて、始めて高麗の爲す所にあらざるを知る。此時、東丹、歸途、高麗を襲  
ひ、劫掠せる俘虜の中、老弱なるものは捕へて海に投ず。斯の如きもの二十餘日。高麗水師の邀へ擊

つ所となりて、全軍覆没す。日本の俘虜、一千二百人中、存するもの僅に二百餘名、高麗之を我に送る。其徒の云ふ所によれば、高麗の水軍此時に絶大の發達を爲し、舷面、鐵を以て角を作り、敵船を衝破するに供せりと云ふ。近世甲鐵艦の企計を以て誇るべしとせば、高麗は世界最古の誇を有するものなり。朝廷、隆家等の功を論ずるや、權大納言藤原公任・中納言藤原行成等、之を排して曰く、勅符を俟たずして兵を發す、功ありと雖も罪もまた大なりと。權大納言藤原實資、權大納言藤原齊信等と之を駁して曰く、功あつて賞せず、何を以て將士を勵さんと。遂に隆家は爵を進められ、種材は壹岐守に任ぜられぬ。隆家の後五十年、藤原爲業、大鏡を作りて古今を綜覽し、隆家を評して曰く、「弓矢の本末をも知り給はねば、如何と覺しけれど、大和ごゝろかしくおはする人にて」と。所謂日本魂なるものは此時已に國民の間に相語られしなり。而も敵愾の氣を云ふにあらず、臨機之才、物に動ぜざるの勇を稱するの意なりき。道長太宰府の使に語りて曰く、改元の後、必ず追討の勅符を下さんと。然れども豪膽の道長も、今は已に老衰せり。續いて其の子三條中宮及び皇太子の妃嬪子の二人を失ひ、意氣銷沈、萬壽四年遂に死す。天智天皇時代にありては波濤を渡りて三韓を征したる國民は、東丹の侵略を受けて之を免れたるを悦ぶに止るに至りき。道長專横四十年、世に御堂殿と稱し、法成寺入道と呼び、一門、朝廷に蔓延して、榮華至らざるなく、實に藤原氏あつて以來其比を見ず。然れども最高に上りたるは、即ち長下に降らんが爲にして、道長の死は、即ち藤原氏權勢の衰亡を報ずるの晩鐘となりぬ。

萬壽四年十二月、  
道長萬壽年六十二

### 第十六章 貴族、武門、寺院の三角争闘 (神武紀元千六百八十年より千七百三十四年に至る)

長元元年十月、金峯山の僧百餘人、金陽門に至り大和守藤原保昌の苛法を訴ふ。

長元三年四月、六位以下の築垣井に榊皮葺の宅を作るを禁ず。三年十二月、伊賀守源光清を伊豆に流す。光清がたぬなり。

長元六年、盜禁中に入る。

#### 國民の性情一變す

萬里の波濤を踏破して、新故郷を開きたる日本人も、一千三百年の歲月によりて、著しくその性情を變化せられたり。豪猛雄悍なる彼等は、その血族の尊貴に誇りて、舊人種を奴隸としたり。然れども彼等は人情の爲めには、其血族誇榮の念を捨てて、長髮地に垂る、舊日本の美人と相嫁娶せざる能はざるに至りぬ。彼等は山岳の如き波濤を踏破して、激變、急化の母たる海濤の子なりしが故に、その氣象は剛猛にして勇敢に、疎食を貪り、烈性の酒を飲み、戰闘を好みたり。然れども彼等は日本に入りたる以來、その山岳は圓柔にして角なく、青々として常に禽鳥を遊ばすを見たり。その江河は溶々舒々として流れ、且つ走り、且つ止まりつゝ、微妙の音楽を發する谷川の發達したるものに過ぎざるを見、その天は多く晴朗にして雨多く、空氣は濕潤にして、萬物發生の力を具ふるを見、その草木は善く花咲き、能く結實し、天の菓樹の如くなるを見、その位置は絶海の孤島にして、夏は大暑甚しく、冬は严寒甚しくあるべきに、天恵の黒潮其周圍を繞りて、寒を削ぎ、渺漂たる無限の海水は、また炎暑を削ぎ、天下の中、寒温の和最も宜しきを得たる國なるを見、その島嶼は星羅點々、到る所に存して、一大花彩島を集成するを見、その動物は虎豹なく、獅子なくして、生民の大害をなすものなく、而も南は暖流によりて、南洋と接するがために、熱帶的植物、動物あり、北は北海によりて北地と接するがため、寒帯草木多く、西陰は支那人種との交通によりて、大陸の動物多く、萬物悉く調和混融の跡を具ふるを見たり。是に於てか山岳の如き波濤に慣れて敢て驚異せざりし人民の子孫、輕柔・温厚・媚ぶるが如く、笑ふが如き自然に圍繞せられ、人種の上に於ては、已にその自負の階級を廢して、土著の先人と同化しつゝ、始まりし新人民は、再びその自然のために同化せられ、海濤の子は今山川の子となり、船頭の子孫は花園の主人となり、波濤と自然力とに對して戰ふを常とせるが故に、戰闘好きなりし人民は、媚笑する自然に對しては、戰ふの要なきがため、人事に於ても戰闘を好まずなりて、自然を歌ふ詩人となりぬ。その風光の輕柔なるが如く、その民は浮想の民となり、其空氣の濕潤なるが如く、その民は多涙の民となり、其自然が調和的混融的なるが如く、その性情も圭角なき温和となりぬ。斯の如くして風光明媚なる地中海の自然が、多感なる希臘人、多情なる以太利人を作りしが如く、詩歌的にして、多涙・多情・多恨・多感の日本人民を作り爲せり。少なくとも大和・山城の中原を組織する南人(五畿・中國・四國)は、實に斯の如くなりしなり。而して天下事なきに方りては、廷臣宴安に耽り、事あるに方りては、其瓜牙たる坂東の武人を使役して、

長久元年五月、京師に盜弓箭を帶び

往來し、火を放つて又惡僧横行人を殺すに至る賞を設けて之を捕ふ。七月、大風あり、豊受大神宮正殿倒る。天皇之を聞き書し、毎夜拜して之を禱す。宣徳元年八月、宋高麗守隆等但馬、源原行任、中原長國、藤原任、馬守源、任其財貨を奪ふ。守隆の訴によりて之を返さしむ。已にして守隆歸化して但馬に居る。筑前の清原守武私かに宋佐に流して流さる。

朝廷は單すら、宮廷的修養を磨きしがため、この深甚なる情感は、宮廷的生活と相結合して、全く戀の一路に注がれぬ。是れより其の歌は戀の歌なり。その文は戀の文なり。その宮廷は戀の宮なり。その社交は戀の淵なり。

利害の佛教一變して歴世教となる

斯かる時に方つて厭世の福音は、天の一方より傳へられぬ。大抵佛教の

我國に來る、高遠なる宗教は上流社會に限られて、中流以下は佛に倣して、福利を求むるに過ぎず。其寺院の説教は、佛と、人との交換を數ふる貿易的宗教に過ぎざりき。然るに元明天皇の時、唐僧道榮及び勝曉をして誦經の音節を正さしめ、凡ての寺院をして、一に之に則らしめ、空海出でて、梵唄を正すや、歌詩の聲、哀々凄々として、厭世の福音を傳ふ。今や山林は荒れ、田園は廢れり。社會的大革命のために、桑田碧海の哀は目前に現れ、貴族の榮華、豪族の專横は、餓鬼目前の美食の如く、平人の前には幻光を放ちつゝ現れ來る。而も彼等は之を抓むの術なきなり。而して貴族公卿は、驕奢と戀愛とに一生活を委ぬるも、驕奢の上に驕奢なく、戀を遂ぐれば更に戀なく、歡樂極まつて哀情多き有様となり、媚ぶるが如く、笑ふが如き輕柔なる山川は、また彼等に物の哀を教へたり。斯の如くして平人は失望より、貴族は満足より、浮世の頼むに足らざるを感ずるの時、彼等は此哀々凄々たる誦經梵唄の音に打たれ、恰も杜鵑を聞きて家郷を思ふ遊子の如く、凄愴を聞きて遠人を思ふ愁婦の如く、滔々

として相率ゐて厭世の福音に赴き、利害的の佞佛宗教は、是に於てか一變して厭世教となり、榮華を春夜の夢に比し、人生を電光石火に擬するや、勇將勇士、また髪を去つて雲水を追ひ、多田滿仲の傑猪を以てすら、其北狄の心情をすて、剃髮するに至る。而して此傾向は清和・陽成の頃より、甚しくして、花山に至りて其の絶頂に上る。是より先き出家したる天皇及び武將は、後世安樂のためなり。今や然らず、厭世厭人の念に驅られて然るなり。是より佛法の人心に入る更に深く、名山の麓、大江の邊、林園の中、都邑の外、到る所に、僧庵、佛寺を見ざるなきに至り、夕陽暮雲の中に晚鐘を聞くものをして、世を捨てんとし、孤山樹林の間に明月を見るものをして、山の端にかくれんとするの心に堪へざらしむ。抑も佛教は桓武・平城の朝、最澄・空海の爲一大活力を得たるより義真は最澄の後を襲ぎて、始めて天台の座主となり、空海の後には東寺は實慧之を嗣ぎ、高野山は眞然之を嗣ぐ。已にして義真また空海の甥、圓珍を養ひ、遂に天台の座主とす。所謂智證大師にして、園城寺の中興開山なり。其他空海の門、雄傑の祖を出せしより、空海の法統天下に普し。是より先き、檀林皇后、空海に問ふに禪宗を以てするや、空海其徒慧萼をして支那杭州の靈池寺に至り、義空を請うて歸り、東寺に寓せしむ。已にして檀林寺を立つるや、義空開祖となりて禪宗を弘む。光孝天皇の仁和四年、仁和寺を建つ。宇多帝位を讓るの後、思へらく、在位の日、百姓の作惡、皆一身に歸す、出家して罪を滅さんと。

遂に法皇の號を初め、自ら御室の仁和寺に住し、門跡の號を始む。朱雀天皇の時、天慶五年には武藏守平公雅大に淺草寺を増築し、村上天皇の應和三年には、空也、洛東に六波羅密寺を作る。天下事なれば、上下共に佛に候し、事あれば則ち之を禱りて、安樂を求め、事平げばまた之に感謝す。治平にも、不祥にも、佛僧侶は唯だ増加するの一事あるのみ。故に必しも未來の冥福を祈らざるも、必しも過去の罪障を滅さんとする非ざるも、唯だ無意識的に入道するものあり。又心中の傷痕を癒さんがために入道するものあり。藤原道長の子右馬頭顯信の出家するや、「われは佛にならせ給はんもうれしからず、我が身、後に助けられ奉らんも覺えず、唯今のかなしさよりほかのことなし」と、言ふに至る。而て顯信の未だ入道せざるや、道長の一家、一人の出家して、一は家門の政治的社會的權勢を宗教社會に築き、一は一家の冥福を祈らんことを求めしかば、顯信の出家するや、悲愁の中にも歡喜を以て賀しぬ。以て當時の佛教思想を見るべきなり。已にして道長歡樂を極めて哀情多く、寛仁三年に入道するや、其住居より南方を拜して春日の明神に別を告げて後、僧侶の剃髪を受けぬ。春日明神は鹿島の神にして、藤原の祖、鎌足が常陸に祭りしより、傳へて大和三笠山に祭られしものにして、藤氏の氏神なり。氏神に分れて佛道に入る。神は生を司り、佛は死を司るの思想、已に此時より明かなりしを見るべきなり。

寺院武力を養うて朝廷に抗す

公卿の心情此の如くなるより社會の紀綱索然たるや、機敏なる神官・僧侶は

天下に先つてこれを看破して、公卿を葬るの晚鐘を打ち始めぬ。しかして神官と云ふも、多くは神佛混交の勢を恃むものなるが故に僧侶と異ならず。抑も寺院は、歴朝の崇敬により、年々歳々其寺田・僧侶・奴婢を増加したるがため、桓武の朝、一旦之を制限して、年々の度者の數を限りしも其後此制また破れ、甚しきは藤原道長の病むや、一千人の僧を度するを許すに至る。是に於てか其社會的、精神的の勢力は、一轉して一の武力となり、山門の中、惡僧群を爲し、傍近の市民を侵犯して、遂に國守郡司を脅迫し朝政意に満たざるや、數千群をなして朝闕に訴ふるに至る。藤原不比等の建立せし興福寺は、元と山科にあり、故に山科寺とも云ふ。藤原氏の崇敬の故を以て、最も権力あり。明々非法の事も、此の寺僧の爲す所は、朝廷之を可とするに至る。故に時人「山科道理」と名けて、これに中てられんことを恐る。山門諸寺の中、最も暴虐なるは、比叡山延曆寺と、三井の園城寺と、多武峯と、興福寺にして、數千の浮浪を集めて僧とし、寺田を開き寺財を積蓄し、儼然として一大諸侯の姿あり。勢を恃みて京師を横行し、浪士と共に掠奪を事とす。一條天皇の時、延曆寺の僧が、餘慶を座主とするの宣命使を逐ひて其宣命を奪ひたるを始めて、年々闕に迫る。寛弘元年には住吉の神人五十餘人、闕に至つて攝津守藤原説孝が、其徒を毆打したるを訴へ、宇佐宮の命婦並に神人は五百餘人、闕

山の山科寺は齊明天皇造立  
置丈六の佛像に安立  
置起王天像起安立  
鏡女名付り天起  
科皇元大開加山起  
天鳥元大開加山起  
飛鳥寺云ふけて武  
明坂の元大開加山起  
時不比等今勝都の元  
相不平等今勝都の元  
稱譽して興福寺と改

貴族、武門、寺院の三角争闘 寺院武力を養うて朝廷に抗す





百濟に劣るは倭ま  
見云々と云へるを  
永承二年、源顯基  
の時、權中納言た  
り會て白氏文集を  
讀み、古事何世人  
不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>姓與<sub>レ</sub>名化  
爲<sub>レ</sub>道傍土、年々春  
草生に至つて、然  
として世を捨つる  
の志ありしが、後  
一條天皇崩するに  
及<sub>レ</sub>び、自<sub>レ</sub>古忠臣  
後立<sub>レ</sub>子朝<sub>レ</sub>とて遂  
に世をせり。以て  
厭世の思想一代を  
風靡したるを見る  
べき也。  
三年、太宰府新羅  
曆宋曆を上る。佛  
利一年十二月、佛  
五十五社に納めし  
む。  
五年正月、大和守  
源賴親を土佐に  
其子前加賀守賴房  
を隱岐に流す。賴  
親を先興禪寺の僧  
賴親を攻む賴親の  
僧を殺す朝廷僧徒  
の訴によりて之を  
處罰す。  
康平六年三月、興  
福寺の僧靜範を

新天皇の山陵を發  
きて寶貨を奪ふ。  
十月、事露はれて靜  
範を伊豆に流し、其  
黨與十六人を諸國  
に流す。

を聞き、天上の客の如くに思ひ、之を迎へ、其の女をして洒掃に侍せしむ。其家は網代を以て天井と  
し、簾を立て屏風とし、高麗縁の疊を有する僅に三疊、少年の困臥するや、大領自ら少年の濕衣を捧  
げて退きぬ。而して貴族の枕席に侍したりと云ふの故を以て、少年の再び訪はざるに關はらず、其女  
を他に嫁せしめざることを、數年に及びぬ。如何に其生活の質素にして、如何に貴族を敬重するの深か  
りしぞ。今や然らず。地方の豪族は長劍を提げ、駿馬に鞭ち、揚々として京都を來往し、また貴族の  
少年を禮せざるに至る。其實力が如何に發達し、如何に希望の大を加へたるぞ。將門・純友の謀叛の如  
き、また此實力、野心の發達に外ならず。此の時に際して、神官・僧侶が其武力によりて朝廷に迫り、  
公卿爲す所を知らずして、急に武門を重用して之に依頼するに至りしかば、久しく潛勢力たりし武門、  
今や一大勢力となりて現る。是より數百年、朝廷・寺院・武門の三大勢力、天下を三分して、歴史は、  
其集散攻守の事跡によりて畫かるゝの外なきに至りぬ。

僧侶跋扈して武門を苦しむ

道長死するの翌年、長元元年六月、前上總介平忠常、其武力を恃みて自立せ  
んと欲し、兵を擧げて近傍を略定し、安房守藤原惟忠を燒殺す。是に於てか、檢非違使、平直方・中  
原成道等を遣はし、東山・東海二道の兵を發して、之を討たしめ、別に藤原光業をして、安房守たらし  
む。光業、忠常を恐れ、印を捨て、京師に還るや、平正輔をして安房守たらしむ。直方等數は戰つて功

なく、三年九月に至るも、忠常の勢猶滅せず。朝廷乃ち直方等を召し還し、甲斐守源賴信をして坂東  
諸國の兵を率ゐて、之を討たしむ。翌四年賴信軍を進めて常陸に次し、左衛門尉平惟基と共に急に襲  
うて、忠常をしたがへ、之を京師に送る。忠常道に死す。賴信の子賴義、武幹膽勇あり。平直方、其  
勇を稱して、女を以て之に妻はす。此時に方つて源平の間未だ疎隔あらざるなり。已にして後一條崩  
じて、後朱雀立つや、長曆二年、三井寺の僧明尊を天台の座主とす。延曆寺の僧徒、其智證の流に出  
で、慈覺の子孫にあらざるを名として、拒絶して納れず。翌三年大衆を擧つて、關白賴通の門に迫  
る。賴通慰諭して曰く、明日を待つて後に議せんと。明旦使をして云はしめて曰く、天台の座主は重  
大の任にして、必ず智德兼備はりしものならざるべからず。何ぞ必しも慈覺の系統たるか、否と  
を問はんと。衆徒大に怒り、直ちに賴通の第に迫り、其門を破つて侵入せんとす。賴通嚇怒、平直方を  
して撃つて之を破らしめ、その元惡を捕へて獄に下す。藤原氏あつて以來、數百年未だ曾て其氏の長者  
の門に迫るものあらず。之あるは此僧徒を始とす。武門武士が、尙ほ甘んじて藤原氏の門に屈するの  
時、此大膽なる行爲あり。以て藤原氏の權漸く衰ふると共に、寺院の勢力の強大を加へたるを見るべ  
きなり。是より延曆寺の僧が高陽院に火を放つあり。京師の盜賊、弓箭を帯びて徘徊し、群僧其間に  
交りて行人を劫掠・殺傷するあり。已にして後朱雀崩じて、後冷泉之に代るや、永承四年十二月、興福





應德元年九月、中  
 宮賢子宮中に崩す  
 天皇御喪し屍を抱  
 きて去らずして病を  
 得、政事を怠る。遺  
 同三年九月、後拾遺  
 藤原通俊、後拾遺  
 和歌集を撰上す。  
 堀河天皇諱は善仁  
 白河天皇の第二皇  
 子にして、母は關白  
 白河實の養女賢子  
 也。  
 治暦四年、關白賴  
 通、宇治に閑居す  
 るや、其子左大臣師  
 實を戒しめて一日  
 も參朝を怠らざら  
 ざるを愛して、師女  
 實の養女を愛して、師  
 實の三條天皇と  
 實許つて之ありと  
 宣ふ。後三條曰くと  
 宜しく太子の紀と  
 すべしと。師實家  
 區歸り即夜、右大  
 臣太子に進む。  
 賢子是也。

永長元年七月、殿  
 上の侍臣田樂を見  
 る。是より朝野盛  
 に行はる。朝野盛  
 和元年正月、仁  
 親王と爲す。法親

國有とし、私民・私田を禁ずるにありしが、其後幾ばくもなく此制漸く弛みて、豪族各々墾田を開きて私  
 有せしも、猶ほ朝廷政令の達する所は此法行はれしものなり。然るに藤原氏専横以來、此法全く廢絶  
 し、少功微勳の徒もまた莊園の名の下に多くの土地を私有し、郡司・國守の所轄と犬牙相錯綜して、而し  
 て莊園の大官は、縣官國司よりも至大の權あるにより、政令全く其領内に行はれざるに至る。是れ慧眼  
 なる政治家の必ず解釋せざるべからざる問題なり。然れども初より一切の莊園を廢すとせば、則ち可  
 なり。苟も年所を限つて之を停めんとせば、天下服せず。且つ事實に於て政令區々に出づるや、其弊  
 また前時に異ならず。去ればこそ後三條天皇秋霜烈日の威を以て行ふと雖も、在位久しからずして、遂  
 に全く行れずして終りぬ。是其の威朝廷に行はるゝも、天下に行はれざるに云ふと雖も、また  
 其政策の根本的ならざりしがためのみ。其他、驕奢を戒めんとして、扇は楢柄に藍紙を帖せざるを用  
 ひ、青魚の頭を炙り、胡椒を點じて御膳に供せしめ、道途子女の用ふる車馬の金飾を剃ぎ去るが如き、  
 斗升法を定めしが如き、絹布の制を定めたるが如き、沽價法を定めたるが如き、鋭意改革せし所、著  
 著として行はる。是に於て、一日、關白教通が族黨のため大和國守の再任を請ふや、天皇儼然として  
 對へて曰く、國司の再任は國法の禁ずる所、卿關白の權を以て國法を枉げんとするか。歴代の天皇、藤  
 原氏外戚の權に屈するを以て、朕もまた斯の如しと爲すかと。教通佛然、衣を拂つて大呼して曰く、藤  
 原氏の諸卿、悉く朝廷を退けよ、我祖、國家に大勳あり、而して天皇の云ふ所斯の如し、春日の神威  
 も今日に盡きたるかと。公卿悉く教通に従つて退く。天皇遂に屈して、之を許す。是より天皇獨力  
 藤原氏と抗すべからざるを知り、稍々之を悦ばしめんとして、前關白頼通の子、師實の養女を納れて  
 皇太子の妃たらしむるに至る。天皇在位五年にして崩すと雖も、其藤原氏衰亡の運に乗じて獨斷、勇  
 往したるがため、藤原氏の威權落ち、是より多く員に備はれるのみ。

白河天皇の親政 後三條已に頼波に乗じて藤原氏の權を削ぐや、其皇子白河天皇に至つては更に甚だし  
 く、藤氏悉く憎服し、桓武以來三百年、初めて天皇の親政を見るに至り、威權赫々、思うて成さ  
 ざるなく、其法勝寺を興して長日の法會を行ふに、數ば雨のために支へらるゝや、天下何ものか朕に  
 敵せんとするかと大に怒り、雨を器に盛りて獄に下すに至る。然も天皇の親政は必ずしも良政にあら  
 ず。威福偏頗、造營頻りに起り、人民後宮の奉御に苦しみ、府庫、佞佛の費に盡き、萬石萬匹を容れ  
 て國司の官を得るものあり。父子三人、同時に同官に任じて、任地なきものあり。十歳の小兒、納  
 財によりて國司たるものあり。而して其中宮賢子を失ふや悲悼して已まず。二年を経て位を第二皇子  
 善仁親王に譲りて、然も猶ほ院にありて、政を聽くもの四十餘年、刑賞悉く其手に出で、然も公平  
 を失したりき。

白河の倭佛政治寺院を猖獗ならしむ  
 斯の如くして朝廷は大に藤原氏の虎口を脱し得たりと雖も、同時に之より恐るべき豺狼の手に陥らんとす。後朱雀帝の時已に一大武力となれる寺院は、白河帝の倭佛政治によりて、更に其力を増加し、今や公然兵力を用ひて憚らざるに至る。永保元年三月興福寺の僧、多武峯の僧と争うて殺さるゝや、興福寺の大衆之を聞きて怒り、數千人大舉して多武峯を襲うて焼打し、三百餘戸を焼く。多武峯の僧侶、敗北、僅に鎌足の像を負うて逃匿するに至り、創造以來四百年にして堂塔殆ど盡き、是より、多武峯また振はず。興福寺已に斯の如くなるや、他の寺院も、崛起の時已に到れりとなして此例を追ふ。四月、延暦寺の下人、園城寺の下人と争ふ。何れも大津の民にして之を延暦寺の僧に訴ふ。僧徒之を省みず、因つて之を園城寺に訴ふ。園城寺の僧徒曰く、自今以後、延暦寺の役を奉ずる勿れと。大津の民皆之に従うて延暦寺の日吉祭を沮害す。延暦寺の徒大に怒り、數千の兵を出して園城寺を襲ふ。六月勅使下りて日吉祭を修むるや、園城寺兵を發して之を遮り、行ふを得ざらしむ。是に於てか延暦寺の徒大舉して園城寺に侵入し、火を放つて之を燒き、二千餘戸を燼く。園城寺之に酬いんとして檢非違使の妨ぐる所となりて果さず。八月勅使日吉社に奉幣するや、山僧以て園城寺の徒となして之を追ふ。九月、園城寺の徒三百、夜に乗じて延暦寺を襲ふや、大衆逆撃之を殲滅し、進んで園城寺を燒く。斯の如くにして山僧は公然たる兵士となり、山門は一大城郭となり、座

主は將軍となり、而して其攻戰の屢次なるにより、技術ある軍隊となりぬ。彼等は歴代藤原氏の恩恵によりて衣食し、藤原氏の長者を攻め、また藤原氏宗廟の地を燒く。彼等は已に勅使を攻めて之を走らし、宣命を寸裂して憚らず。彼等は何れの時朝廷を顛滅せざるやを保せず。是に於てか朝廷懼然として武門に依頼するの心を生じ永保元年十月、白河天皇の石清水に行幸するや、武名一代に高き義家、義綱等をして、乘輿を掩護せしめて、山門の襲撃に備ふ。二年十月、熊野僧徒三百餘人、遙に那智の神輿を奉じて京に出で、尾張人の其徒を殺すを訴ふ。朝廷公卿の暗弱は、已に明白の事實となりぬ。神官・僧侶、機會あれば其力を示すを怠らず。是より朝廷藤原氏を恐れず、藤原氏と共に寺院の暴横を恐る。故に白河會て嘆じて曰く、天下意の如くならざるもの三、鴨河の水、雙六の采と、山法師のみと。以て其親政の如何に威權を揮ひしか、如何に山僧の爲に苦しめられしかを見るべきなり。

出羽の夷俘清原の武術振す

天下事なく、武門息を潜むるに方つてや、朝廷公卿は僧侶を養つて専横ならし

め、武士・豪族も僧侶に屈服せざるべからざりき。今や天下漸く亂れんとするに際しては朝廷其平生卑しめたる武門に依頼せざるべからざるに至りて、武門の勢力は急に發達しぬ。白河、院に退きて堀河天皇之に代るや、寛治四年、陸奥の北夷また事あり。是より先き清原武則、鎮守府將軍を以て死し、永保三年源義家陸奥守兼鎮守府將軍となりて北下す。時に武則の子武貞、荒河太郎と稱し、武術、

將軍三郎と稱す。武貞、陸奥の岩手・江刺・伊澤・和賀・裨拔・志波の六郡を領し、勢威東奥に振ふ。已にして武貞死し、其子眞衡之に繼ぐ。武貞、故藤原経清の妻を納れて、別に家衡を生む。経清の子、清衡もまた母に従つて、武貞に養はる。眞衡子なく、平安忠の子成衡を養つて嗣となし、多氣權守平致幹の孫女を養つて、成衡の妻とす。致幹の孫女は即ち源頼義が常陸に次れる時、致幹の女に私して生む所なり。適眞衡の姑夫、吉彦秀武、出羽より來り、酒饌黄金を携へて眞衡を訪ふ。眞衡これを禮せず、秀武怒つて國に歸り、人をして清衡・家衡を煽揚せしめて曰く、公等、碌々眞衡の爲に、臣僕とせらるゝかと。二人怒つて眞衡を攻め、秀武に應ず。義家將軍となりて下るや、その異母妹の養父の故を以て、眞衡を助けて家衡を圍み、利あらずして歸る。義家の弟、義光、宿衛して禁中にあり。義家の苦戦を聞きて之を助けんことを乞ふ、朝議許さず。則ち脱して義家に合し、家衡・秀武等と兵を構ふる事久しく、遂に之を夷ぐ。之を後三年の戦と云ふ。此役、前九年の戦に頼義の恃む所は清原武則にありしが如く、義家の恃む所は一に眞衡の軍にありき。時に義家の從者平景政あり。鎌倉權五郎と稱す。挺進して其目を射られながら、矢を折り進んで敵を擊殺し、則ち胃を脱して倒る。矢猶ほ目に存す。三浦爲繼爲に之を抜かんとして、足もて其面を踏む。景政大に怒り刀を抜いて爲繼を斬らんとす、曰く、戦つて死するは武士の甘んずる所なり。生きて面を踏まるゝは、死よりも忍ぶべからずと。爲繼謝して跪きて之を抜く。景政時に僅に十六歳。以て當時の武士が如何に意氣を尊び、如何に面目を砥礪したるかを想見すべし。而して義家征戰の顛末を奏して、將士の賞を希ふや、朝廷私闘と爲して許さず。義家怒つて武衡・家衡等の首を道に捨つ。斯の如くして坂東再び朝廷に遠りて、源氏の威信を慕ふに至りぬ。

寺院朝廷に迫る 併も武臣は、猶ほ柔順にして、宿衛を榮として朝官を望むのみ。山法師の兇惡無道なるが如きことあらざりき。故に朝廷以て意と爲さず、白河天皇の如きは讓位の前後、近畿を周遊して佛事に耽り、高野に行幸すること四回、熊野に行幸すること八回、其寺院に寄する所の等身佛像三千百五十、三尺以下の佛像二千九百三十餘、七寶塔二十一、小塔四十八萬、畫佛五千四百七十餘、丈六佛、一百二十七に達し、殺生を禁斷し、籠鳥を放ち、漁網を燒棄せしむること八千八百。田樂を起して遊宴に耽り、以て親政の威を振ふ。後三條の克己的親政は一變して驕奢の親政となる。是に於てか神官・僧侶の跋扈甚しく、山城賀茂の邑人を憎みて、之を燒打にして二百餘戸を亡ぼしたる興福寺の山徒あり。數千群を爲して座主を追ひ、坂下の民家八十餘戸を燒ける延曆寺の僧徒あり。春日の神木を奉じて數千京に入り、近江守高階爲家が神人を掠めたるを劾奏して、遂に爲家を流罪せしめたる興福寺の衆徒あり。興福寺と難を構へて數ば兵を出せる金峰山の僧侶あり。日吉の神輿を奉じて關に至



天仁二年、源義朝... 佐渡に流され... 義家の子... 義朝の弟... 義家の子... 義朝の弟... 義家の子... 義朝の弟...

永久元年、三月... 神武天皇... 神武天皇... 神武天皇... 神武天皇... 神武天皇... 神武天皇... 神武天皇...

代へ僧徒を諭し... 此年四月、延暦寺... 延暦寺... 延暦寺... 延暦寺... 延暦寺... 延暦寺... 延暦寺... 延暦寺...

源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る 平氏の特性は源氏の發達及び其特性

平氏の特性 道長時代にありて一様の光景、一様の状態を以て彼處此處に發生したる地主的武門の一種族は、堀河・鳥羽兩天皇の頃に至りては、已に分明に二個の區分を生ずるに至りぬ。一は平氏に屬するもの、一は源氏に屬するもの、平氏に屬するものは近畿・中國を主とす。其最も著れたるものは、正盛・忠盛にして、伊賀・伊勢の間に居り、其後其連枝南海に生じ、備前に生じ、淡路に生じ、安藝に生じ、播磨に生じ、因幡に生ず。此の如く、平氏はその居る所京畿に近くして、其の光華に近く、その恩澤に浴し、王室を中心とし、公卿を藩屏とする貴族的王朝主義を信奉し、凡そ人、此制度に反する能はずと信じ、またこの外の制度を夢想したることもあらざりしなり。故に地方的勢力たるに於ては、源氏と異ならずと雖も、猶ほ貴族的習氣あり、王朝的感情を全く備ふ。腕力を尊ぶも、和歌的修練なきにあらず。粗暴なりと雖も猶ほ優しき心性あり。朝廷を侮ると雖も之を尊敬したり。略言すれば、平氏の多くは、半野半文の徒にして、半ば貴族的習氣あり、半ば野民的心性を有したり。これ其王朝文明の中心に近接したるがためなり。

源氏の發達及び其特性

源氏に至つては然らず。源經基鎮守府將軍となりし以來、其子孫多く關東にあり。其子滿仲、攝津の多田にあり。滿仲の子頼親、興福寺の僧と戰つて土佐に流され、其子孫大和に在りて大和源氏と稱す。頼親の弟頼信は甲斐守たりしが、後、平忠常を滅すの功を以て、上野常陸介とな

源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る 源氏の發達及び其特性

りしがため其族黨三國に蔓延し、頼信の子頼義、相模の守となり、尋で陸奥守鎮守府將軍となつて、東北を鎮し、其子義家、また其職を襲ぎ、東北の士心を得て、族黨を其地に生ず。義家の子義親對馬守となり、肥前の豪族、高木文貞と婚を通じ、其勢を用ひて鎮西を侵略す。義家從士を遣はして之を召すに至らずして官使を殺す。朝廷乃ち之を隠岐に流すや、隠岐より出雲に至り、目代を殺して官物を奪ふ。但馬守平正盛討つて之を殺すと雖も、九州是より亂れ、東北また自ら義親と稱して、侵略を試みるものあるに至る。而して義親の子爲義、朝廷に用ひられ、爲義の子、爲朝、九州に下りて薩摩國守吾多忠景と婚を通じ、薩・隅を侵して肥後に入るや、義親等の族黨之に應じ、九州また大亂となり、而して爲朝自ら總追捕使と號するに至る。故に九州また源氏の逸族あり。而して源氏にせよ、平氏にせよ、其族黨の諸國に蔓延するや、必しも其族黨を擧つて遷徙するにあらず。其の國司たるの間、或は行軍の間、或は偶然の事情より、地方の地主豪族と婚を通ずるや、則ち彼等は名族を婿とするの光榮によりて、直ちに其族黨となるものにして、一滴の血液は、即ち地主豪族を化して族黨たらしむるの力あるなり。常陸に於ける頼義一夜の宿舎は、如何に出羽の清原に源氏黨を作りしか、單身雖然たる爲朝の九州下向が、如何に源氏の勢力を九州に伸したるかを見れば、當時地方の地主豪族が、如何に名族を推戴し、自ら好みて其姓を名乗りたるかを想見すべきなり。故に平氏の黨にせよ、源氏の



臣源雅實をして太  
政大臣にたらしむ  
源氏にして此命あ  
る之を初とす。山  
大治四年三月、山  
陽前守平忠盛に院  
宣して之を討たし  
む。忠盛は上皇是  
長承元年中、上皇  
三間堂を作り、十  
三間堂を建て、十  
三間堂の佛を安置  
此時忠盛功あり上  
皇とす。諸公刑部  
卿とす。位するを  
野人とはす。其部  
之を刺さんとす。野  
明方之を辱しめ  
貼紙を木刀にて  
三年、風雨疾疫あ  
りて天下饑饉盜賊  
蜂起す。左兵衛  
尉佐藤清盛、出家  
善清武略あり和歌  
を善くす。鳥羽上  
皇に仕へて北面土  
人を受く。一日其  
左衛門尉藤原康  
榮利の常なきを論  
じ市朝の歌ふべき  
暴に死す。翌日志  
決して通世す。

黨にせよ。多くは一滴の血、一點の名を有するのみ。實は固有なる地方氣質、特有なる地方性情を存する豪族が、一片の洗禮を受けたるに過ぎざるなり。平氏が王朝に近くして、其貴族的習氣を有するは、是れ王朝の感化を受け、溫柔なる自然を有する中國・近畿の種族にして、自ら王朝の感化を受けしものなるが如く、源氏は、その據る所の地の關東・東北・九州なりしがために、その疎獷荒野猛烈の氣象を有したり。彼等は王朝の光華に遠きがため、之を崇敬するの念少かりき。彼等は、王室の恩澤に浴すること少なきがため、殆ど風馬牛の感を以て、其盛衰を見たり。彼等は、近畿の文明の感化を蒙ること少なきがため、其の自然と歴史が賦與したる豪健なる氣象を失せざると共に、王朝的政治思想に感ぜざりき。彼等は、主従の別は意氣相投したるより生ずるものなるを知れども、何故に君臣の別あるかを解せざるもの多かりき。近畿・中國の武士が、何故に朝威の前には首を低れ、是非を問はずして其命に奉ずるかを解する能はざりき。彼等は、腕力と勇氣の尊きとを知れども、歴史と官爵の尊き所以とを解せざるもの多かりしなり。彼等は、朝臣の文弱に流れて浮靡なるを知れども、其光華を見る能はざるなり。彼等は、貴族的王朝政治なるものは一定動かすべからざるものとは思はず。平將門が關白忠平に向つて檄を放ち「天の與ふる所已に武藝にあり、誰か將門に比せん」と云へるが如く、武勇の前には官爵も、歴史も、制度も、公卿も敵すべからざるものと思ふ。之を要するに、王政は僅

其女四歳、門を出  
づる時笑つて衣を  
幸くや之を戀つて  
西行法師也。二十三  
に伊賀守藤原爲業  
別變して寂念と名  
別長門守爲隆と名  
に僧となり頼業寂  
然と名づけ爲隆寂  
原に隱る。世之を  
大原三寂と呼ぶ。西  
行亦寂然と相互に  
業和歌を著せり。爲  
同六年、閏五月延  
壽寺の僧たてを燒  
寺を攻めて之を燒  
康治二年、根來寺  
開山也。寂少の佛  
の人也。王公のもの  
天下最貴のものを  
あるを聞きて、後興  
福山に投じて、定高  
野山に上りて、定高  
阿闍梨に學び、定高  
空海の義を唱へ、遠  
其高野に立つる所  
の傳法は、繁榮、  
本寺に過ぐ、繁榮、  
る時年四十九歳す。

かに近畿・中國の民に、その根を据ゑたるのみ。未だ十分なる形體を爲さずして、已に藤原氏、山門、豪族の爲に其發達を妨げられて、恩光を關東・東北・九州に及ぼす能はず。是等の民は、政治上の經典なく、信條なく、赤裸々の自然兒にして、疎獷風を爲し、直素俗を爲す。源氏が平家と等しく武臣にして、其分る、所以實に此に存す。而して彼等は、北歐日耳曼の蠻人が羅馬貴族の招聘する所となりて之に仕へたるが如く、暫く首を垂れて王朝に仕へたるのみ。後世の所謂勤王と云ふが如きは其知らざる所なりしなり。

天下大亂の兆

白河時代は、此の如き新民族が、未だ暴發せざるの前のあたつて、天下暫く陰靜なりしに乗じて、公卿が私意を行ふの餘地ありたるに過ぎず。不幸にして白河天皇これを知らず。親政の時、眞に至れるものと信じ、意に任じて百事を裁斷し、一旦其親寵したる源義家を疎じて、平の正盛・忠盛を親寵し、是より源平相闘ぐの端を開く。而して諸國二氏の族黨ならざる者も、形勢漸く動かんとするを見て、各々黨派を分つて二氏に隸屬す。是より源平の二氏天下を兩斷す。是に於てか鳥羽天皇の立つて堀河天皇に代るや、數ば制符を下して、諸國の武士の源平二氏に屬するを禁ずと雖も、新民族勃興の勢得て制すべからず。遂に後白河天皇の時に至つて爆發するに至る。堀河・鳥羽兩天皇の時代を通じて、白河法皇は猶ほ院中に政を聽き、院宣を以て天下に號令しつゝ、ありしが永久五年大



日く朕の佛經を希  
 する今世の幸を希  
 ふにあらざる、冥福  
 を祈るのみ、今冥福  
 なる幸を奪ふのみ  
 ならず冥福を奪は  
 るみ血を出し、舌  
 を噛み血を吐き、日  
 毎軸に血書して、日  
 なく願くは天下を擾  
 たりては、是より居常  
 憤志して長安、仁  
 二條天皇は順仁  
 六條天皇は長仁  
 子孫伊岐遠の女  
 大輔元年七月即位  
 永萬元年八月、二  
 條天皇を葬るや、諸  
 寺會葬し、延曆寺、  
 興福寺と、班席を争  
 うて戦ふ。

源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る 保元の亂

法皇崩す。崇徳上皇之を聞きて宮に至れば、右衛門權佐藤原惟方、遺詔と稱して拒んで納れず。崇徳  
 上皇、痛恨、深悲、禁ずる能はず。遂に兵を擧げて、皇位を争はんとす。是より先き藤原忠實の子頼  
 長、左大臣たり。兄關白忠通と權を争ふ。忠實、忠通を抑へて頼長を伸ばす。頼長材幹機略あり。博  
 學精通、公卿多く比肩する能はず。然れども彼常に文學・技藝を卑しめ、兄忠通が詩歌に達し、草隸に  
 巧みに、聲譽あるを笑ひ、天下の士の爲すべき所にあらずと爲す。其剛健の氣、權變の才、公卿の忌  
 む所となり、私に惡左府の名あり。初め鳥羽法皇に寵任せらるるや、適ま近衛の崩じ美福門院の崇徳を  
 疑ふや、頼長法皇の近臣を凌辱す。近臣讒するに崇徳の呪詛に與れるを以てす。是より法皇の寵遇衰へ  
 繼嗣を議するに方つても、其敵手忠通と謀つて頼長に及ばず、頼長また憤恚す。是に於てか崇徳、頼  
 長に謀るに大事を以てするや、頼長之を慫慂し、兵を四方に募つて白河殿に集む。是れ法皇の崩御を  
 去る、僅に七日の後なり。内には崇徳上皇の美福門院、後白河天皇と權を争ふ此の如きあり。外には頼  
 長の忠通と權を争ふ此の如きあり。而して武門武士また腕を執して事を俟つあり。大亂の空氣は四方  
 より壓し來りしなり。是に於てか一宵時の泰平を見て親政の時來れりとせる朝廷の夢は、忽然として  
 破られぬ。法皇の將に崩せんとするや、内大臣藤原實能私に法皇に語つて曰く、方今の形勢、陛下百  
 年の後、大亂の興らんこと必せり、早く之に備ふる所なかるべからずと。法皇武幹膽勇の士を選び、

二九六

仁安三年二月、二  
 條天皇位を皇太子  
 に讓る之を高倉天  
 皇とす。時に二條  
 天皇五歳にして高  
 倉天皇八歳古今未  
 也此年二月、清盛  
 病んで崩髮し淨海  
 と號す。

源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る 保元の亂

源義朝・源頼政等十人をして、誓書を美福門院に納れて、緩急奉公を怠らざるを約せしむ。已にし  
 て上皇、兵を起し、源爲義を招く。思へらく義朝を致すを得べしと。然れども已に美福門院に先ぜ  
 らる。是に於てか爲義辭するに、年老い事に堪へざるを以てす。上皇強ひて已まず。爲義其必ず敗る  
 るを知るも、知己の恩に酬いんとして、其六子を率めて起つ。末子爲朝九州の兵を率めて之を助く。  
 平忠正、また上皇に應ず。兵集まるもの一千人。南都興福寺の僧兵もまた之を助けんことを約す。此  
 時に爲朝、策を立て、暗に乗じて火を放ちて、皇居を攻めんと云ふ。頼長之を聴かず。南都僧兵の來  
 るを待ちて、堂々の戦を爲さんと云ふ。爲朝、之を罵つて長袖事を過つと爲す。果然、義朝、皇居  
 にあつて策を立て、南都の援兵の至らざるに先つて、白河殿を攻めんとす。天皇、之を聴す。義朝即  
 夜諸將と一千七百餘騎を率ひ、白河殿を圍む。頼長、敵兵を見て急に諸將の官爵を進む。爲朝獨り冷  
 然として曰く、今日の事、戦を主とす、吾は鎮西八郎にて足れりと。寡兵を以て能く戦ひ、數ば敵  
 將を破る。已にして義朝風に乗じて火を放ちしかば、白河殿遂に陥り、上皇走つて如意山に至り、疲れ  
 て進む能はず。仁和寺に入り雜髮して和を乞ふ。天皇許さず之を讃岐に遷す。頼長は南都に走らんと  
 して、流矢に傷つけられ、自ら舌を嚙んで死し、爲義、忠正、近江に走り、餘黨竄逐して跡を知らしめ  
 ず。朝廷之を憂ふ。少納言信西、權詐あり。策を設けて上皇に黨せし者の罪を定めて、榜示す。皆死

二九七

承安元年十二月、清盛の女徳子を納めて女御とす。時、徳子十一歳にして、河内三年三月、源義朝の遺子牛若丸(義經)私に鞍馬寺を出て、奥州に下りて、藤原秀衡に頼る。安元元年、僧源空始めて浄土宗を唱ふ。姓は漆氏。美作福原の人也。後延暦寺に學び、洛東吉水に專修。佛を弘通す。一向専修の風を爲す。然として、風を爲す。然として、

三年三月、高尾神護寺の文覺を伊豆に流す。文覺は伊豆宮中歌舞盛にして、爲に通ずる者なして

源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る 保元の亂、平治の亂を生む

刑に上らず。與黨之を見て思へらく、死を免ると。乃ち剃髮して出づるや、信西執へて之を殺さしむ。忠正は清盛の叔父なり。清盛によりて降を乞ふ。清盛肯せずして其首を斬る。爲義また義朝に就いて出で、降る。義朝之を容さんことを乞ふや切なりと雖も、朝議聽さず。義朝をして之を斬らしめ、次でまた其弟五人を殺さしむ。獨り爲朝のみ、其勇武を歎賞せられて、臂筋を斷つて大島に放たる。保元の亂、平治の亂を生む 是に於て朝廷思へらく、天下是より平ならんと。少納言信西の議によりて五畿・七道に課して、宮殿を造營す。然れども大亂は更に大亂を生まんとなす。何となれば、源平競争の端此に開け、而して天下最新最猛の勢力たる源氏は、暫らく平氏のために抑へらるゝの勢ありたればなり。保元の亂に、源氏最も功あり、義朝其首を占む。清盛の如きは、遠巡して弱を選びて戰ふのみ。併も其資望、族黨、共に稍朝臣に近し。父忠盛の時、已に刑部卿となりて内昇殿を許され、野人と雖も、猶ほ貴族的習氣あり。之を源氏の一流の疎野にして武勇一片の徒なるに比して、用ひ易く、用ひられ易きものあり。且つ宮中において事を用ふるもの信西と善し、故に清盛播磨守となりて、義朝右馬權守たるにすぎず。義朝意に滿たずして曰く、先臣滿仲已に左馬頭となる、臣、一族を殺して王事に盡くして、猶ほ此に止るか。乃ち陸叙して左馬頭となす。然も朝廷の恩寵遂に平氏に及ばず。平氏の勢隆々として、清盛漸く義朝の黨與を壓せんとす。此に至りて義朝初めて御白河天皇の軍に従ひた

文覺大に怒りて殿檢非違使を讀む、檢非違使が文覺を軸を以て文覺を倒す北面の武士進む者十餘人、文覺は首を擡げて戰に上り、法皇を罵詈雑言す。故に此命ありし也。平治三年七月、重盛薨す。四年春二月、清盛天皇に迫つて位を讓らむ。此親王の尊信上皇清盛の御幸清盛を喜ばし、曆興福寺の園城院に幸す。後石清水加茂若御幸するは前例也。何ぞやと將するは殿島に入り二大擧して京に入り、清盛を去らんとす。皇太后、清盛を去らんとす。百方慰諭して止らむ。故の少納言信西の子權中督つて愛を殺さん事とす。小

源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る 保元の亂、平治の亂を生む

るを悔ゆるの心あり。是より兩黨相憤り數ば流言あり、清盛將に義朝と戰はんとすと。白旗、赤旗を擁する軍士、數ば東西に往還す。白旗は源黨にして赤旗は平黨なり。已にして御白河天皇、位を避けて、其子守仁親王を立て、之を二條天皇とす。上皇猶ほ院中において、政を聽く。上皇の寵臣藤原信賴なるものあり。關白藤原道隆の後なり。二十六歳にして權中納言となり、驕奢、威福を恣にし、近衛大將たらんと欲して之を上皇に乞ふ。上皇之を許さんとす。信西之を沮み且つ安祿山の事蹟を書して之を奉る。信賴、信西を惡みて之を傾けんとす。信西は文章博士實兼の子、通憲の入道せしものなり。博覽、宏識、才機あり。上皇に寵用せられて、威權、朝廷を傾く。然も、慘酷にして少恩、法に任せて事を行ひ、門地を恃みて倨傲、武門の無識を見て之を卑しむ。是より朝官武門之を憤るもの多し。義朝また會つて其女の爲に、婚を信西に求む。信西其門地の異なるを擧げて之を拒み、却つて清盛の女と婚す。義朝慚憤す。是に於てか信賴、義朝を説き、兵を擧げて信西と清盛を除かんとす。已にして平治元年十二月清盛熊野に如く。信賴、義朝其慮に乗じて、兵を擧げ、夜三條殿を圍み、上皇、天皇を擁し、遂に二皇を挾みて大内に據る。信西豫め之を察し、獨り走りて大和に逃れしが遂に自殺す。是に於て信賴自ら大臣大將と稱し、冠服舉止一に天子の如し。公卿目して惡右衛門督と云ふ。已にして清盛變を聞き、道にして歸り、六波羅に陣す。信賴の舅、惟方、權大納言藤原經宗、信

督局潜に宮を出て  
嵯峨の民家に匿る  
後高倉天皇迎へて  
宮に入り清盛益  
怒り小督を収めて  
清盛寺に送り髪を  
剃りて之を返す  
天皇崩に臨み遺詔  
して清盛寺に葬ら  
榮和元正月天皇  
崩す壽二十一

源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る 保元の亂、平治の亂を生む

頼に黨して二帝を監守す。中ごろ、信頼の敗れんことを察し、帝をして女装せしめ、夜私に之を清盛の陣に送る。信頼の黨氣大に沮み、兵士往々にして離散す。然も義朝に屬するもの二千人あり。分つて諸門を守る。已にして清盛の黨、三千餘人を以て宮門を攻む。信頼、待賢門を守り、重盛の攻むる所となりて走る。重盛之を追うて宮門に入る。義朝の子、義平郎黨十六騎と横さまに撃つて之を破り、殆ど之を獲んとし、返りて義朝を助けて頼盛を郁芳門に破り、進んで六波羅に迫る。清盛恐惶自失す。已にして信頼大内の守を棄て、走り、平氏虚を擣いて入る。兵庫頭源頼政、また反覆して清盛に黨す。義朝、進退據を失し、子、義平・朝長・頼朝、及び源重成・平賀義信・鎌田政家・金丸等三十騎と共に東國に走り、再舉を謀らんとす。信頼、途に義朝を見て曰く、何ぞ我を捨て、去ると。義朝怒つて曰く汝首謀にして我を捨て、去り、何の面目あつて我を見んとするかと。鞭もて其面を打つて過ぐ。已にして信頼上皇に請うて憐みを求めて得ず。遂に捕斬せらる。義朝等途に土兵に攻めらる。重成乃ち義朝と稱し十餘人を殺し其面を剝いて死す。義朝間を得て尾張内海に至り、舊臣長田忠致に倚り却つて爲に殺さる。頼朝、時に十三歳、軍に従つて人を殺し、義朝に従つて走り、馬上に睡つて隊を離れ、遂にまた平氏に捕へらる。平宗清其の少弱を憐み免して翌年之を伊豆に放つ。此の如くして坂東武士は武勇の名を擔ひつゝ、郷里に奔竄して、首を潜めて時を待ちぬ。

源氏の平氏に凌がれし所以

今や平氏、源氏に勝つ、源氏の力平氏に敵せざるにあらず。時利あらざるなり。

源氏は平氏よりも猛烈なる勢力を有すと雖も、其根據は近畿にあらずして、坂東・東北・九州にあり。其族黨は武勇、前なしと雖も、朝廷に近接せんには餘りに疎野なり。王朝衰へたりと雖も、猶ほ存す。彼等は一躍して其主人たらんには、餘りに其習慣・人物・思想に遠ざかりき。義朝、後白河天皇のために崇徳上皇の軍を攻めんとするや、後白河天皇、若し勝たば昇殿を許さんと云ふ。義朝之を聞きて曰く、勇士、生還を期せず、一生の思ひ出に今昇殿せんと。鎧のまゝに押して殿上して、少納言信西のために止めらる。以て其疎野にして、朝廷に悦ばれざりしをみるべきなり。是れ等しく野人と雖も、猶ほ半ば貴族的習氣ある平氏の先づ進みたる所以なり。且つそれ、源氏の族黨猛勇と雖も、多くは其力を一にせずして、同族相排したり。源義朝の子義平が鎌倉にあつて叔父義賢と戦つて之を殺し、ために悪源太の名を得たるが如き、義朝が其父爲義を殺したるが如き、之を前にして義家、義綱と相争ひたるが如き、之を後にして頼政の義朝に背きたるが如き、義朝逃奔の途上、其子朝長の法を憤つて刺殺したるが如きは、其酷烈少愛なる坂東武者の特質を示す。之に反して平氏は、源氏の如く根據大ならずと雖も、一族能く相和せり。絶大の勇武を有せずと雖も、齊しく進み齊しく退くの力によりて、之を償ふに餘りあり。これ東國に比すれば文化進み、倫常の念固きが故なりと雖も、また清盛の

源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る 源氏の平氏に凌がれし所以

巨頭能く之を統一したるによる。しかして今や源氏は凡て、平氏に壓せられぬ。壓迫は協和せしむ。東國の總源氏は平治の大敗によりて地理的に、政治的に、功名的に、外より統一協和を教へられ、今や化學的混和を起しつゝあるの時、清盛等揚々として舞臺の上に鷹揚闊歩し、地下より昇殿を許されたるを以て、公卿の嫉妬を受けて刺されんとせる忠盛の子、今や權大納言の榮位に上りぬ。

僧侶、盜兵となる

已にして二條天皇崩じて六條天皇位に即く。後白河法皇猶ほ政を院中に聽く。院宣は朝廷の權を小にし、清盛の武威は其光輝を掩ふ。生れて二歳に過ぎざる天皇は、其威信を増す能はず。是に於てか已に朝權を輕侮して、數ば之を侵害したる山門僧徒は、愈々跋扈し、源義朝の敗れて走るや、叡山の僧侶、其道を遮りて之を要撃し、藤原信賴の敗去するや、叡山の僧兵之を要して其衣服器物を奪ひ、彼等は僧兵より一轉して盜兵となりぬ。彼等の争ふ所は、權勢と利益のみ。是に於てか二條天皇を葬るに方つて、諸寺の僧徒の席班を定むるに、延曆寺を以て興福寺の上にあらしむるや興福寺の僧徒怒つて延曆寺の榜を切る。延曆寺の僧徒齊しく起り、其末寺清水寺を燒きて、之に報酬す。興福寺、また春日の神木・神輿を奉じて關下に嗷訴し、延曆寺を罪せんことを主張し、先帝埋葬の式場は修羅の街となりぬ。

平氏に非ざる者は人に非ず

是より先、後白河法皇、清盛の權勢を見て悦ばず。山門に命じて、清盛を討

たしめんとす。清盛大に怒り亦兵を聚めて守備す。法皇恐懼し、遂に六條天皇の仁安元年を以て、清盛をして正二位内大臣たらしめ、二年遂に昇して従一位太政大臣たらしめ、以てその心を安んず。已にして清盛自ら已む。法皇、猶ほ其平ならざらんことを恐れ、三年二月、遂に六條天皇をして位を讓らしめ、憲仁親皇をして位に即かしむ。之を高倉天皇とす。母は清盛の妻の妹なり。時に六條上皇は五歳にして、新皇高倉は八歳なり。之より清盛の威權朝廷を壓し、一族にして朝臣たるもの六十餘人、族黨の領邑三十餘國、殆んど日本の半ばを有す。清盛の長子重盛、内大臣にして左近衛大將を兼ね、次子宗盛權大納言にして、右近衛大將を兼ね、清盛の女、徳子入つて中宮となる。中宮大夫平時忠、廣言して曰く、方今天下平氏にあらざるものは人にあらずと。清盛また童子三百人を放つて市中を徘徊し、己を非議するものを摘發せしむ。道路、目して惡禿と爲し、途に相遇ふもの多く回避す。是より平氏の少年また驕り、重盛の子、資盛、出遊して途に攝政藤原基房に遇うて車より下らず。基房の舍人、之を誰可するも告げずして、馳突して過ぎんとす。舍人進んで其車簾を斬る。清盛之を聞きて大に怒り、三百の甲士を遣はして基房を要撃し、從者の鬘を斷つて之を放つに至る。是れより舉朝、僧侶、歷代朝權を專にしたる藤原氏の一族も、戦々として、其怒に觸れざらんことを勉むるのみ。

平氏源氏の陰謀 即ち憎伏すと雖も、彼等は一日も回復の希望を忘るゝものに非ず。治承元年権大納言藤原成親、近衛大將を望みて得ず。其平氏の徒に占有せらるゝを憤り、藏人源行綱等、法勝寺の執行俊寛・檢非違使平康頼・式部大輔藤原章綱等と謀りて、兵を擧げ平氏を滅ぼさんとす。時に藤原西光なるものあり、法皇に親寵せらる。其子師高、加賀守にして其孫師經目代たり。鴨川寺に入つて僧を掠む。僧之を怒つて白山及び比叡の僧に訴ふ。兩寺の僧、日吉の神輿、白山の神輿を奉じて闕に迫らんとす。朝廷内大臣平重盛・兵庫頭源頼政をして、之を禦がしめ、射て神輿にて、僧徒を破り、更に師高を尾張に流し、延暦寺の座主明雲を伊豆に流す。已にして明雲粟津に至るころ、僧徒之を奪ふ。朝議成親と西光をして山僧を撃たしむ。成親此時に乗じて兵を擧げて平氏を滅ぼさんとす。源行綱、中道事の成らざるを察し、平氏の別荘福原に至りて之を清盛に訴ふ。清盛直ちに成親・西光を捕へて之を鞠す。西光清盛の暴を罵つて已まず。清盛怒つて其口を裂かしめ、成親を備前に流し、俊寛・康頼、成親の子成經を鬼界ヶ島に流す。上皇恐懼爲す所を知らず、唯だ清盛を慰めて其怒を霽さんと欲するのみ。二年十一月、中宮將に皇子を生まんとするや、後白河法皇、自ら其席に臨み、佛經を読み珠數を繰りて祈禱するに至る。

平氏の地位、清盛の政策

治承三年八月重盛病を得て死す。法皇乃ち關白藤原基房と謀りて其封邑を收む。

邑は功田にして子孫に傳ふべきものなり。清盛大に怒り、兵を率ゐて福原より京師に入る。基房之を聞き救を後白河法皇に求めて曰く、重盛存するの日、臣の爲に救済す、今や重盛なし、清盛必ず臣を苦しめんと。法皇曰く朕と雖もまた自ら保せざるなりと。清盛京に入り基房の關白を罷めて、大宰權帥に貶し、右近衛中將基通を以て之に代へ、太政大臣藤原師長を尾張に流し、大臣以下北面に至るまで、法皇の近臣を一掃して、三十九人の官職を奪ひ、宗盛をして兵を率ゐて法住寺を圍み、法皇を鳥羽殿に幽せしむ。高倉天皇また惶恐自ら安んぜず、位を皇太子に讓る。是れ清盛の女の徳子の出にして安徳天皇なり。斯の如くして清盛は皇室を敵とし、公卿を敵とし、源氏を敵とし、八方に敵を作りぬ。是れまた勢のみ。彼れ固と少數黨たり。唯だ形勢の地により、時勢の急變に乗じて勢力を占めたるものにして、且つ其起るや暴かなるを以て奮勢力と相衝突するを免れざるなり。然れども已に進んで退くべからず、已に昇りて下るべからず。已に權勢を占めては之を把持すること、鞏固ならざれば覆亡を免れず。已に勝てば敵黨を窮迫せざれば己自ら覆亡するを免れず。彼れ朝廷に重用せられたるが故に、源氏を打撃せり。彼れ藤原氏のために抑へられんとしたるが故に、一族を國中に分有して要所を禦守せしめたり。彼れ成親・西光等が己を覆さんとしたるが故に、之を除けり。彼れ法皇が天下の冒險家、希功者、不平家の孤柱たらんとするを見たるが故に、法皇を鎮固せり。驕慢にして陰

謀に巧なる公卿、取つて代らんとする源氏、意志なくして動され易き宮廷に圍繞せられたる彼は、退きて滅亡するか、進みて斯くするか、二者の外、道なかりしなり。これ力を恃みて暴進する少數黨が、古來常に遭遇する所の運命たり。幾多の少數黨は、退きて守らんとして、美名を懷きて滅亡したるが故に、清盛は悪名を取るも寧ろ進んで生きたるのみ。然れども平氏は必しも、兇惡の徒のみにはあらず。其政治は私利のみにあらざりき。彼等は、争つて勝てりと雖も、彼等を畫くものは僧徒と公卿に外ならず。而して此二者は彼等を畫くに、怨恨の涙を以て墨となし、憤怒の刃を以て筆となしぬ。彼等の善事は全く埋没せられて、其兇行のみ傳へられぬ。後三條天皇が改革せんと欲したる莊園欺妄横領の弊は、幾分か清盛の手によりて救済せられたり。然れども後三條の改革すら、關白・大臣、之を外に遮つて行はしめざるものあり。平氏、何ぞ朝臣の怨を受けざるを得んや。桓武以來專横を選しうしたる寺院は、平氏のために鎮壓せられて、發するを得ず。發すれば即ち撃たれ、朝廷常に之に觸るゝをすら恐れたる神輿も、平氏のためには遠慮なく射撃せられぬ。寺院何ぞ平氏に怨なきを得んや。且つ清盛、曾て安藝守たり。兵庫の地、海に據り、山に據り、宋に通じ、韓に通ずるの水門此處に存するを見て、山國なる山城より、都を此に移さんと欲しぬ。京師の市民、傍近の農夫、何ぞ平氏を怨みざるを得んや。實に清盛が爲し、また爲さんとせる莊園改革、寺院鎮壓、兵庫遷都の三事

は絶大の功業なりしに係らず、平氏は之によりて深く天下の怨恨不平を招きぬ。



治承四年六月、清盛安徳帝を奉じて、源氏内裏に遷す。而して延暦寺に舊京に復せんことを謀り、清盛已むを得ずして、此月復舊京に歸り、更に源長方の言に従ひ、故關白基房を釋放して舊職を奉ずること稍厚とす。是月、源氏に起し河野通信兵を以て、平氏を討つ。此年閏二月、清盛熱病に罹り、二月十六日、薨す。遺言して、頼政の首を墓前に供せしむ。攝津經ヶ島に葬る。

北人の天下(上) 源氏政權を攬る 源の頼政兵を起す

### 第十八章 北人の天下(上) (神武紀元千八百四十年より千八百五十三年に至る)

#### 源氏政權を攬る

源の頼政兵を起す 斯の如くにして、寺院、貴族、市民の平氏に平かならざるを見るや、治承四年、源頼政、遂に兵を擧げて平氏を滅ぼさんとす。頼政は頼光五世の孫なり。義朝の信頼と兵を擧ぐるや、傍觀して戦はず、惡源太義平に迫られて却つて清盛に黨し、其後、清盛に阿附して、三位を得、和歌を能くして公卿の間に周旋す。其子、伊豆守仲綱、名馬星鹿毛を有す。宗盛之を得んと欲して強ふるこゝと數ばにして、拒む能はざるを以て之を貸し與ふるや、宗盛、馬背に仲綱の二字を烙印して馬を呼ぶに仲綱の名を以てす。仲綱大に慚憤して報復する所あらんとし、志を頼政に語る。頼政慨然、人心平氏に不平なるに乗じて事を起さんとす。時に少納言惟長なるものあり、相術を以て著はる。頼政、先づ惟長をして後白河法皇の皇子以仁王を説かしめて曰く、殿下の相、人臣にあらずと。以仁王は其母寵なきを以て親王たるを得ざる者なり。惟長の言を聞きて深く之を信ず。已にして頼政、平氏を討つて法皇以下を救ひ王をして帝たらしめんと云ふや、王大に悦び頼政の言により爲義の季子、行家をし

四月、平氏を討つ。治承四年五月、清盛安徳帝を奉じて、源氏内裏に遷す。而して延暦寺に舊京に復せんことを謀り、清盛已むを得ずして、此月復舊京に歸り、更に源長方の言に従ひ、故關白基房を釋放して舊職を奉ずること稍厚とす。是月、源氏に起し河野通信兵を以て、平氏を討つ。此年閏二月、清盛熱病に罹り、二月十六日、薨す。遺言して、頼政の首を墓前に供せしむ。攝津經ヶ島に葬る。

北人の天下(上) 源氏政權を攬る 頼政の敗死、福原の遷都

て、東國に下つて諸源に檄せしむ。諸源多く私に之に應ず。平氏未だ之を知らず。時に紀伊熊野の別當湛増、行家の使命を聞き之を六波羅に報ず。清盛大に怒り兵を發して以仁王を高倉宮に圍む。清盛未だ頼政の叛を知らず柔順なる黨與なりと信じ、其子兼綱をして此行軍中にあらしむ。兼綱私に之を頼政に告ぐ。頼政以仁王を奉じて近江の園城寺に走り、寺院の勢力によりて平氏と對抗せんとす。是に於てか源氏と寺院との結託漸く成らんとす。

頼政の敗死、福原の遷都

然れども寺院勢力の中心は延暦寺を誘はずんば平氏に敵すべからず。是に於てか一面、延暦寺の僧徒を招き、一面、興福寺の僧徒を招く。二寺初めは之に應ぜしが後清盛が米一萬石、絹三千匹を以て之を誘ふや、延暦寺之に應じ、園城寺の書辭無禮を名として之を却く。頼政乃ち去つて興福寺に依らんとす。平氏の軍、二萬餘人、知盛・忠度・重衡を將とし、追うて頼政を宇治に撃つ。僧兵能く戦ふと雖も衆寡敵せず。已にして坂東の人、足利忠綱、手兵三百を以て流を亂つて頼政の本軍に迫り、餘兵大擧して之に繼ぐ。頼政大敗、一族郎黨と共に自殺し、以仁王興福寺を指して走り、追兵のために射殺せらる。平氏思へらく、方今天下、平氏に敵するものなし、動亂の源ありとせば即ち寺院に外ならずと。是に於てか兵を遣はして、園城寺を撃つて之を燒かしめ、猶ほ延暦寺の盤踞するを見て、都を福原に移し、以て寺院の跋扈に遠ざからんとし、六月遂に都を遷す。公卿舊京に離

正治元年、高雄の  
僧文覺頼朝の死後  
に流るる。佐渡  
十年四月、泉涌寺の  
開山俊成、宋に入  
る。正治二年閏二月、  
政子、鎌倉に壽福  
寺を立つ。後鳥羽上皇和歌所を  
定め、源家長、藤原  
長明、源通具、同  
親、藤原有家、定家  
等をして、員に備  
はらしむ。十一月  
に命じて、新古今集  
二十巻を撰せしむ。  
古今集、後撰、拾遺、  
花後集、千載集と合  
て八代集と云ふ。  
同二年、頼朝、仁  
徳寺を建て、榮西を  
開山たりしむ。禪  
宗はより盛行はる。  
十三年、宋に使者  
り、安文三年、宋に  
て宋に入り、居る  
と五年にして、歸

北人の天下(上) 源氏政権を握る 源の頼朝兵を擧ぐ  
るに忍びず、依々として悲しむの色あり。然も清盛の威を憚つて、之を言ふものなし、清盛思へら  
く、稍以て安かるべしと。鋭意して諸源を誅鋤せんとす。

源の頼朝兵を擧ぐ 時に山門・寺院・公卿久しく清盛の専横を厭うて之を覆へさんと謀ると雖も、彼等は  
獨力を以て平氏を制する能はざるを見、彼等の目は等しく東北の諸源の上に注ぎたり。然れども諸源  
は皆黙從して爲すあるに足るものなしとせられしが、其中慧眼の徒は、伊豆の流人、源頼朝に注目  
して、之を擁立せんとするものなきにあらざりき。彼は其系統に於ては、源家の嫡流にして、家長  
制度の行はる、當時に於ては、人の長者たる最大の資格を有したり。其父祖、義家・義朝が鎮撫した  
る東北の豪族は、今や南人と平氏の専制に壓せられて、出衆の機会なきを憤り、平氏に阿附する黨  
與が己の左右に跋扈するを怒り、何人か大亂の唱者たるべきかを思うて、等しく目を頼朝の上に注ぎ  
たり。其沈著なる態度は英雄の如く傳へられ、其朗々たる音聲は、將帥の聲として聞かれ、其十三歳に  
して人を斬りて馬上に眠りたる往事は、今更の如くに繰り返され、其堅實にして浮誇ならざる性質は、  
信賞必罰の大將として賞讃せられぬ。東北の武人は朝廷を恐るゝものにあらず、腕力の前には何物も  
被靡せざるべからざるものと信ず。然れども其唱首を待つ心の至つては、また實に甚しきものあ  
り。而して今や其英雄崇拜心と、尊族敬重心とは、一に頼朝の上に注がれぬ。是に於てか中宮の屬官

三善康信の如き、巧慧にして陰謀好なる京官が、私に京師の消息を頼朝に通じて、他日の榮達を謀る  
とき、東北の武人はまた弓馬を磨きて、早く頼朝の起たんことを促しぬ。僧文覺の如きは、法皇を罵  
つて伊豆に流さるゝや、頼朝の態度を見て奇貨用ふべしと爲し、大業を起さんことを勧め、示すに義  
朝の偶體と稱するものを以て之を激す。而も頼朝猶ほ自ら信せず、優悠、遊樂を事とし、伊豆の人、  
伊東祐親の女に通じ、祐親の怒を恐れ、去つてまた北條時政の女に通ず。時政、頼朝の名家の未たる  
を以て陰に之を奉じて事を起さんとするの心あるを以て之を默許す。祐親・時政共に平氏の命を奉じ  
て頼朝を監視せるものなり。行家が以仁王の令旨を奉じて源氏を募るに及びて頼朝意動くと雖も、久  
からずして以仁王の敗北を聞きて意氣沮喪す。已にして平氏、諸源を誅鋤せんとして大庭景親をして  
頼朝を撃たしめんとす。三善康信、遙に京師より之を頼朝に報じ、近江の源氏佐々木秀義も、また來つ  
て之を告ぐ。こゝに於てか、頼朝意を決して兵を擧げんとす。時政之を助く。坂東の將士久しく變を待  
つ。缺く所は、たゞ首領のみ。こゝに於てか、頼朝已に起つと聞かや、時政の子宗時、義時、佐々木秀義  
の子、定綱・經高・盛綱・高綱・土肥實平・弟宗遠・比企能員・加藤光貞・景廉・大庭景義・豊田景俊・狩野茂  
光・工藤景光・田代信綱・安達盛長・天野遠景等、各々其族黨を擧げて、これに従ふや、治承四年八月、  
頼朝兵を起して山木判官平兼隆を襲うて之を殺し、仁政を附近に敷き、安達盛長をして豪族を招か

しむ。豪族多く集り坂東震動す。頼朝、乃ち衆三百人を率ゐて相模の石橋山に出づ。大庭景親、平氏に黨し、三千人を以て來り攻む、頼朝衆寡敵せずして敗北す。敗北の時に際しても、景親の郎黨飯田家義、頼朝の爲に、景親に叛く。景親の族人、梶原景時、頼朝整伏の所を知つて、故に知らざる爲して通過したりき。以て、如何に坂東の士心が、頼朝に集りつゝありしかを證するに足る。

頼朝鎌倉に據る

頼朝已に石橋山に敗るゝや航して安房に至り、先人義家の郎黨たりし三浦氏に依り、其衆を併せて上總に入り、上總權介平廣常を招く。廣常、兩端を持して應ぜず。乃ち道を轉じて下總に入るや、下總介千葉常胤、三百餘人を以て之に屬す。頼朝行くゝ衆を併せて隅田川に至る頃、廣常二萬人を以て後より頼朝に會す。頼朝、其遲緩曖昧を責め、直ちに之を見ずして、命を待たしむ。廣常初め頼朝を輕んじて異志を蓄ふ。今や親しく之に接して、其森嚴の威風に打たれ、志を改めて之に事ふ。頼朝、其衆を併せてまた武藏を平げ、秩父の畠山重忠・河越重頼・江戸重長の衆を併せて相模に歸り、千葉常胤の言に従うて幕府を鎌倉に開く。坂東の豪族多く來り屬す。

源の義仲起る

此時に方つて源義仲も、亦兵を信濃に擧ぐ。義仲は爲義の子、帶刀先生義實の第二子なり。初め義賢、其姪義平と私闘して殺さるゝや、義仲時に二歳、駒王丸と云ふ。齋藤實盛之を匿して信濃に送り、乳母の夫、權守中原兼遠に託す。駒王丸少小にして武幹あり。慨然として家門を興

すの志ありて、年十三、高祖義家の故事に倣ひ、自ら石清水に至り元服して名を義仲と改む。人稱して木曾冠者と云ふ。數ば京師に往來して平氏の舉動を窺ふ。以仁王の令旨を得るに及び踴躍して兵を擧ぐ。集る者一千餘人。平氏之を聞きて兼遠を責む。兼遠之を豪族根井行親に託す。行親、心を傾けて之を助く。甲斐の武田・上野の那和・下野の足利等の諸豪、來つて之に屬し、兵威四隣に振ふ。

平氏戦はずして富士川に敗る

清盛、頼朝の起るを聞き慨然として嘆じて曰く、坂東は彼の家人多し、之

を坂東に放らしは、盜に鍵を貸したるに同じと。十月、東海・東山兩道の兵、五萬人を發して、右近衛權少將惟盛を追討使として、薩摩守忠度・三河守知度をして之に副とし、頼朝を征せしめ、別に上皇を要して曰く、願くは源氏に與みせざるの誓を爲せ、然らずんば陛下を幽すること法皇の如くせん。宗盛、傍より紙筆を勸む。上皇已むを得ずして誓書を與ふ。已にして平軍東海道を下ると聞き平廣常、頼朝に説きて曰く、坐ながら敵を待つは、進んで之を逆ふるに如かず、寸土地も之を占むれば則ち我有なりと。頼朝、乃ち足柄の險を超えんとす。平氏、また足柄を超えんとす。軍監藤原忠清曰く、豆駝の軍未だ集まらずして險を越ゆるは不可なりと。富士川を前に控へて陣す。是に於てか頼朝も足柄の險を越えてまた富士川に至る。兵凡そ二十萬と號す。氣、南軍を壓す。是れ國史ありて以來の大軍なり。平氏已に北人の勇武を聞きて氣沮む。此時北條時政已に甲斐に入り、二萬人を募り、武田信

義をして率ゐて平軍の後より迫らしむ。道、富士沼を経て夜澤中の水禽を驚かす。平氏聲を聞きて大軍後より迫るとなし、潰散して走る。頼朝乃ち返つて坂東を定む。適々弟義經も秀衡の許より來り屬す。源行家また兵を擧げて尾張より美濃に入るや、平知盛・平通盛・平清經・平忠度等、進んで之を美濃の板倉に破る。頼朝、弟僧義圓を遣はして行家を助く。平重衡・維盛等また之を尾張の洲股河に破りて義圓を殺す。行家大敗して參河に走り矢矧河を保ち、老兵三人を放ち京師に赴く役夫とならしめ、行く／＼流言を放ちて曰く、源氏の大軍後より至らんとし、前鋒菊川にありて、後軍は橋本見附にありと。平軍動搖して退く。行家乃ち檄を飛ばして沿道の民に諭して曰く、平氏敗れて走る、一矢を放たざるものは源氏の仇敵なりと。士兵四方に起つて平氏を追ふ。平軍大に潰えて歸る。

平氏寺院を敵とす

北方已に源氏の征服する所となるを聞くや、平氏震驚、先づ衆心を安んぜんがため、都を京都に遷し、關白基房を前官に復す。是れ延暦寺の僧徒と、公卿の不平を夷かならしめんがためなり。然れども事已に遅かりき。機會の變、勢力の消長を見るに敏なる僧徒・公卿は、南北の勢已に定まる所あらんとするを見て、私に内より平氏を覆さんとす。十一月山本義經・柏木義兼、兵を近江に起して遙に頼朝に應ずるや、延暦寺・園城寺の僧徒、また之を助く。清盛、知盛等をして撃つて之を夷げしむ。義經・義兼、走つて鎌倉に歸す。平重衡等、更に三千餘人を率ゐて園城寺を攻めて之を燒

く。僧徒戰つて死するもの七百餘人、兵火にかゝるもの塔廟六百七十三、大津の民家、二千八百五十三宇、佛像二千、一山擧つて灰燼に歸す。平氏また妹尾兼康をして大和の檢非違使たらしむるや、興福寺の僧徒之を攻めて、其衆數百人を殲滅して、猿澤に梟し、また木偶の首を作りて之を打ち、且つ蹴つて清盛の首と云ふ。是に於てか平氏、京師傍近にある可燃分子を排除し、以て野を清めて源氏を待たんとし、重衡・通盛等をして興福寺を撃つて之を滅さしむ。僧侶、奈良坂と般若寺に砦を築きて之を守る。平氏從つて火を放ち、撃つて之を滅くす。是より平氏益民心を失す。時人の僧侶を見る猶ほ清盛の之を見るが如し。然れども寺院の神聖を剝ぐに至つては、時人の兇惡とせざる能はざる所なればなり。

清盛死して平氏衰ふ

養和元年正月高倉上皇崩じ、閏二月、清盛は熱を病んで死す、時に歳六十四。彼は後三條天皇より後ること茲に百七年、均しく舊例古格に従ふを屑とせざる變革時代の精神の子なり。然れども後三條天皇は唯だ藤氏の權の恐るゝに足らざるを見たるのみ。清盛に至りては、更に歴史の従ふに足らざる、寺院の信奉するに足らざる、公卿の尊敬するに足らざるを見たり。苟も見て以て治道に妨げありとなすや、千年の歴史的神聖を有するものをも破壊して省みざらんとす。彼は寧ろ武將にあらずして、貴族的の改革者のみ。彼は固より所謂改革者の理想を有したるにあらず。然れど

も歴史と、積勢との將に捨てられんとする變革時代は、正しく彼に於て其権化を見たりき。故に奮勢に附隨したる公卿・寺院・諸國の豪族は、多く之を惡みて其覆らんことを希ひたり。然れども、其剛膽果決に壓せられて猶ほ畏服したり。今や、彼れ逝く。餘す所は暗弱にして意志なき宗盛あるのみ。知盛の狷介なる、重衡の沈毅なる、教經の雄武なるありと雖も、宗族を統一するの巨頭にあらず。彼れ去るや、平氏の勢、散漫して反對の族黨、公卿・寺院の勢威、勃然として盛なり。

頼朝、義仲と争ふ

頼朝、未だ平氏の衰ふる斯の如きを知らず。已むなくんば天下を兩分して、平氏と

共に朝廷に仕ふる父祖の如くならんと欲し、未だ平氏の全く顛滅し得べきを信ぜざるなり。故に根を坂東に定め、而して後進さんとして、坂東の經營に汲々として、數ば書を平頼盛に送りて、前日救命の恩を謝し、且つ朝廷に上書して必しも、亂を企つるにあらず、朝廷若し平氏を棄てずんば、相和して并び仕ふる昔日の如くするも可なりと言ふ。其野心猶ほ淺小なりしなり。此時に方つて義仲既に京師に往來して、其情偽に通じ、必ず撃つて之を倒すべきを信じ、銳意して木曾より京師に入らんとす。故に平氏の憂ふる所、寧ろ義仲にあり。養和元年六月、越後の城長茂をして後より義仲を撃たしむ。長茂、越後・出羽の兵四萬人を發して筑摩川に陣す。義仲二千餘人を以て之を逆撃し、詐つて平氏の赤旗を建て、近づくに及んで白旗を擧げ、馳突して之を破り、其の將今井兼平・樋口兼光・楯親

初め頼朝の捕はるるや頼盛の母池の尼之を救ふ。

承元二年、勅して宗修・佛宗(淨土宗)を禁じ其始祖黒谷の源空を土佐に流す。建久三年、熊谷直實・族人と誣へて勝子と入り僧源空の弟子となる。

忠・根井行親等をして、長驅深入、越後を徇へしめ、兵威大に振ひ、返つて京師に上らんとす。是より光き源 行家の、平軍に破らるゝや、鎌倉に歸つて頼朝に乞ふに、一國を領して再び兵を起さんことを以てす。頼朝之を省ずして曰く、余、兵を起してより已に十國を領し、義仲もまた五國を取る、方今天下皆取るべし、公何ぞ自ら取らずして、我に乞ふやと。行家は頼朝の叔父なり。是より頼朝を以て薄恩となし、去つて信濃に往いて義仲に頼る。此時、行家の弟志太行廣も、また兵を常陸に起して頼朝に詣る。頼朝之を待つこと厚からず。義廣之を憤り三萬人を率ゐて上野に至り、頼朝に叛かんとす。足利忠綱之に應ず。已にして小山朝政の襲撃する所となりて、走つて義仲に依る。頼朝已に義仲の威聲降々たるを見、また己に先じて京師に入らんとするを見て、源家の統領たる己の威信に害ありとなす。今や己に平かならざる行家、義廣を容るゝを見て、更に之を憤る。時に甲斐源氏武田信義其の孫女を以て義仲の子、義高の妻たらしめんとす。義仲、其系統の相如かざるを擧げて之を拒む。信義の子信光慚憤、去つて頼朝に至りて義仲を諷し、頼朝に先つて京に入るは、其志疑ふべしとなす。頼朝遂に義仲を撃たんとして壽永二年三月十萬人を率ゐて信濃に入り、碓氷峠に陣す。義仲の諸將多く逆へ戦はんと云ふ。義仲、同族相戦ふは一利なくして百害あるを論じ、避けて越後の國府に行く。頼朝兵を引いて歸り使を遣はし、行家の頭を得て甘心せんと云ふ。義仲之に答へて曰く、行家は維



高山重忠、頼朝に  
屬す、其族人重能  
と戦ふに從つて義仲  
を討つるに方つて重能  
又弟を召して志を  
年平氏の恩を二十  
と、宗盛曰く忍び受

北人の天下(上) 源氏政権を握る 平氏海上の権を執る  
三二〇  
適、法皇を憐む。此時に方つて、義仲の兵京師にあるもの五萬人、糧食續かず、各々民家に入りて抄  
掠を事となす。初め京人、平氏の專横を怒り、日々源氏の速に京に入らんことを祈りしが、平氏は威  
壓するも抄掠せざりき。然るに今や源氏の來るや、威壓に加ふるに抄掠を以てし、且つその疎曠なる  
北國の風習は、深く京人に不快の念を興へて、輕侮せざる能はざらしめたり。是に於てか一旦厭惡せ  
られたる平氏の記憶は、再び復活したり。其の暴虐は忘れられて、其美事は想起せられぬ。其二十餘  
年の榮華、一朝夢の如くに消え失せたるの一事は、人をして興亡古今の感に堪へずして、寧ろ之を憐  
むの心を生ぜしめぬ。その同族の情に厚くして、相率ひて零落の淵に投ずるを避けざるの意氣は、人  
をして惻々の念に堪へざらしめぬ。而して京人的倨傲の念を以て、北國の武士の疎野を輕侮厭惡する  
最も甚しきものは、法皇なりき。故に頼朝と義仲と争はしめ、其間に立ちて、權力の平均を制せん  
とし私に頼朝を招く。頼朝辭するに關東未だ平かならざるを以てす。

平氏海上の権を執る  
初め平氏の西奔せんとするや、倉皇、狼狽、隊を亂して走る。故に先づ福原に會し  
て、勢を整ふ。會するもの七千餘騎のみ。會つて天下の都府たりし市府は、今は荒れ果て、榮花の跡  
を止めず。花見の岡、月見の濱、雪見の原、船見の浦、里内裏等、荒殘、頽敗、徒に古今の感に堪  
へざらしむるを見て、一門の族黨三百餘人、皆感慨の涙に堪へず、清盛の墓前に同向し、最後の弔、

兄弟相墓ふは貴賤  
ぞなく一なり、何  
ぞ去つて其族を見  
ざるかと。強ひて  
すめて東に歸らし  
む。また維盛來し  
る。妻が故を問  
ふ。曰く、他人我衣  
を幸くが故に後者  
と。家曰く、何ぞ  
妻を具す。何ぞ  
獨り携へざる。何  
ぞ長きを保する。何  
ぞ得んやと。衆皆立  
ふ。如き怯者に云  
らさず。

一生の思ひ出と稱して管絃講を催し、或は笙を吹き、或は箏を吹き、或は笛を吹き、或は琴を弾じ、  
鉦鼓・方磬・太鼓・琵琶等、其の京師の宮廷に風流を競うたる堪能を盡くし、皆京を望みて泣く。斯の如  
きもの徹宵、翌朝火を放つて宮殿を焼き、首を回らして焰を望み海に航して太宰府に走る。此の時に  
方つて緒方三郎維義、豊後にあり。平氏の奔來せるを聞き、やがて後より之を攻む。平氏敗走してま  
た海に航して長門に至る。長門の目代紀光季、戰艦百三十餘艘を以て之を迎ふ。平氏大に勢を得て  
門司を略し、赤間關より中國・西海の口を扼し、且つ讃岐の屋島に行宮を立て、四國を徇へ、進んで  
山陽道を略して、内海の権を取り、兵勢大に振ふ。已にして十月義仲、其將矢田義清・高梨高信・海野  
幸廣等を遣はして、平氏を打つ。北人水軍に習はず。閏十月平重衡・教經等のために破られ、全軍顛  
覆す。是に於てか義仲將に自ら進んで平氏と戦はんとす。是より先き、法皇、行家をして平氏を討た  
しめんとす。義仲曰く、行家、勇は即ち勇なりと雖も、數ば敗るゝを如何せん。行家之を聞き義仲を  
法皇に讒し、將に義仲を討たんとす。義仲之を憤る。已にして頼朝、其弟義經・範賴をして、兵を  
率ひて京に入らしめんとするを聞き、義仲平氏を捨て、京に入る。行家之を聞き平氏と戦つて義仲と  
和せんとして、私に播磨に下る。平氏之を室山に逆撃して破る。是より平氏更に振ふ。思へらく回復  
もまた難からずと。

北人の天下(上) 源氏政権を握る 平氏海上の権を執る

法皇、義仲を排せんとして敗る 此時に方つて平氏山陽を扼し、頼朝東海道より關東を扼し、京師の貢米上らず、義仲愈糧食に窮し、其兵四出して抄略し、神領寺領權門勢家の領をも憚らず其青苗を刈るに到る。法皇之をして義仲に言はしむ。義仲糧食の出づる所なきを以て之を聽かず。最後に檢非違使平知康をして言はしむ。知康巧慧にして柔佞、鼓を以て法皇に用ひらる、世に鼓の判官と云ふ。義仲知康を見て嘲つて曰く、鞞下の兒童、卿を呼んで鼓の判官と云ふ、人のために過たるゝかと。知康慚憤して歸り法皇に奏して曰く、義仲叛形已に現はる、宜しく之を誅すべしと。法皇、直ちに延暦・圓城二寺の僧兵を召し、廣く兵を近畿に募る。市井の無賴、兇惡の僧徒、之に應ずるもの二萬餘騎、知康之に將として法住寺殿に據り、寺社の符、佛像を四壁に帖して、以て敵人の矢を防ぎ進んで義仲を攻めんとす。義仲怒つて曰く、已に兵あり、食なかるべからず、食を京師に募るにあらずんば、京師の守護たる能はず。且つ市人農夫に徴するも、未だ公卿に及ばず、法皇何の苦しむ所あつて咎めんとするか、義仲最後の戦して屍を都に晒さんと。従者之を諫むれども聞かず。曰く假令天子と雖も、我れ豈に手を束ねて制を受けんやと。一千餘騎を以て進んで之を攻む。延暦寺の僧兵先づ敗れて、餘衆潰走し、天台座主明雲・大僧正・長吏圓慧・法親王以下の首領、多く射殺せられ、法皇、輿に乗じて走らんとして、八島四郎行綱の爲に五條内裏に幽せられ、市人狼狽皆外に走る。是に於てか義仲、其部下を會し

て曰く、我已に法皇と戦つて勝てり、天子とならん乎、法皇と爲らん乎、法皇は法師のみ、法師とならんも笑ふべし。天子は童幼のみ、童子となるも可ならず。去らば我關白たらん乎と。其秘書僧覺明曰く、關白は藤氏にあらずんば能はずと。即ち自ら院の別當と稱して丹波を領す。此一事以て北國の野人の政治思想を見るべきなり。義仲更に三條權中納言朝方以下諸國受領四十九人の官爵を削り、前關白基房の女を娶り、基通の關白を停め、基房の子師家を内大臣として攝政せしむ。

義仲の末路及び其人物

此時に方つて頼朝・義經法皇の命を奉ずと稱し、實は義仲を討つて其權を頼朝一

家を集めんとし、六萬人を率ゐて尾張熱田にあり。京師の變を聞くと、義經は伊勢路より、頼朝は近江路より道を分つて進む。義仲之を聞き、頼朝の猜疑遂に脱すべからざるを知り、寧ろ平氏と和するも頼朝と戦はんとし、急に使を發して、平氏を招き、力を併せて頼朝を征せんと云ふ。平氏の一門之を聞き大に悦ぶ。獨り權中納言知盛喜ばずして曰く、平氏零落すと雖も、何ぞ木曾義仲と袂を聯ねて周旋せんや、我に天子あり、三種の神器あり、義仲若し和せんとせば、冑を脱し、弓弦を弛めて、軍門に降るべきのみと。宗盛之に従ひ和遂に成らず。已にして壽永三年正月、義經二萬五千餘人を以て宇治に入り、頼朝三萬五千餘人を以て勢多に迫る。義仲兵少なく、僅に今井兼平・山本義弘をして五百餘人を以て範頼を拒ぎ、根井幸親・楯親忠をして、三百餘人を以て義經を宇治に拒がしむ。義經の將、



義仲死するや頼朝の許にあり義高の走つてかくれんとす。頼朝使をして之を殺さしむ。頼朝の女、悲んで病を患ふ。頼朝、病を患ふを以て、頼朝を誅して之を斬る。

讃岐の國の在藤等二千餘人背きて源氏に應ず。教經源氏に之を走らし、淡路に至つて頼朝の從兄弟義嗣、義朝を得、遂に河野通信を伐つ。通信や方維義等と力を併せて備前の今木に據る。教經また進んで之を破る。

北人の天下(上) 源氏政權を覆る 神器を有せざる天皇

佐々木高綱・梶原景季・畠山重忠等、流を亂つて進む。義仲の將士、力戦すと雖も、衆寡敵せずして敗走す。義經進んで京に入り、兵を縱つて義仲を攻む。義仲且つ戦ひ且つ走り遂に栗津に敗死す。斯の如くして當時の東北の野人を代表する最好の標本武士は終りぬ。彼れ源家の嫡流たる聲望を有する頼朝の如くならず。坂東形勝の地を占むる頼朝の如くならず。東北諸源の心を得る頼朝の如くならず。一族郎黨を有する頼朝の如くならず。一旅の師なくして、木曾の僻地に起り、手に唾して東山・北陸を定め、頼朝が坂東の割據に汲々たる時、勇往直進、平氏の根據を顛覆す。彼は獨り源氏の陳勝・吳廣たるのみならず、殆んど英雄の材ありき。唯だ其聲望、頼朝の如くならず。僻地に長ぜしがため、事物に暗く、京人の逃れて彼に依るものも、頼朝の大江廣元あるが如くならず、僅に一の僧侶覺明あるのみにして、政制の學識ある者なく、經綸の才ある者なし。其野人的心性を直ちに京師に用ひんとして敗る。其材頼朝に劣るにあらず、地位相加かざるなり。併も其人情に厚きや、頼朝の酷薄の得て比する所にあらざるなり。

神器を有せざる天皇

源氏、内に相争ふや、平氏之に乗じて山陽・南海の十三州を略定し、大阪に來り、福原の舊都を修めて、安徳天皇を奉じ、西は一の谷より、東は生田の森に壁し、山海の形勢に依つて守る。其徒衆十萬人、適之に背叛するもの皆討滅せられ、威聲、京師に迫る。是に於てか壽永三年二月

據る。教經また進んで之を破る。

範頼五萬餘人を率ゐて攝津より、義經一萬餘人を率ゐて丹波路より、兩道日を刻して福原を攻む。範頼已に東門より迫り、土肥實平、義經の兵七千人を分つて一の谷より西門を攻む、平氏全力を注ぎて東西兩門を防ぎ、互に勝敗あり。義經間に乘じ、急に鴨鳥越の斷崖より下り撃ち、火を放ちて之を攻む。平氏大敗、争うて舟に乘じ、四國に走る。此役平軍死する者一千餘人、通盛・忠度・經正・盛俊・國盛・教盛・知章等の宗族、其中にあり。重衡また生擒せらる。是より先き法皇三種の神器なくば天子たるの資格の缺けん事を憂ひ、後鳥羽天皇を立つるも、久しく即位の禮を行はず。今や平氏敗殘、其宗族の生擒せられしを見て重衡を以て神器に換へんとして院宣を下す。平氏聽かず、勅使花方の面に烙印して其鬚と鼻梁とを斬りて之を追ふ。法皇大に怒る。左右曰く、神器賊にあるが故に即位の禮を行はずんば、是れ賊徒神器を有するが故に重くして、我れ自ら輕しとするものなり。宜しく神器を須たずして位に即くべしと。内大臣兼實曰く、神器なくして位に即く、是れ、神器を輕んじ國體を傷くるものなりと。法皇從はず遂に即位の禮を行ふ。時に天皇五歳。實に後鳥羽天皇の即位は、古今國憲上の大事變たり。昔清寧天皇の崩ずるや皇嗣なく、群臣、顯宗を民間に求めて之を立つ。是れ人臣、天子を策立するの初なりと雖も、此時猶ほ神器あり、傳國の寶器たり。若し天子にあらざるもの天子を立つる能はずと言はじ、三種の神器を有するの一事之を解説するに足るべし。今や然らず、後鳥羽は何によりて立ちしか。法皇之

北人の天下(上) 源氏政權を覆る 神器を有せざる天皇

を立てしと云ふ乎。法皇は皇親と云ふと雖も、天子にあらざるや即ち同じ。若し群臣之を冊立するこ  
と顯宗帝の前例の如しと云ふ乎。彼には神器あつて此にはなし。況や此の時安徳天皇儼全たる天子に  
して、神器を有す。故に後鳥羽の即位は、舊例の外に天皇策立の新事例を開きたるものにして、後來天  
下南北兩朝に分れて、吉野南帝の外、別に京都北帝の立ちて天下を統治するの端を開きたるものなり。

平氏の族譜

義仲已に敗死して平氏また奔竄す。天下皆九郎義經の武を稱し、「鬼神」と號せられたる

義仲を一戦に滅したる武名は到る處に傳唱せられ、坂東の將士、多く望を義經に屬す。頼朝之を悦ば  
ず。頼朝を奏して三河守となすも、義經の爲に奏せず。然れども朝廷、義經の勳功を識認して左衛門  
少尉として檢非違使たらしむ。頼朝之を聞き益悦ばず。壽永三年八月再び平氏追討の軍を起すや、  
義經を用ひず、頼朝をして十萬餘人を率ゐて軍事を專領せしむ。時に平氏、根を屋島に据ゑて山陽を  
縦横し、其將知盛は長門の彦島に據りて門司を略し、以て九州を徇へんとし、行盛、備前の見島にあ  
り、頼朝藤戸の海を渡つて之を破り、進んで長門を攻めんとす。然れども糧食船艦を缺き、兵氣沮喪  
し、或は歸らんことを思ふ。已にして豊後の臼杵惟隆等、戰艦八十餘艘を以て之を助く。周防の木上  
遠隆、糧食を送る。頼朝、三浦義澄を赤間關に止め、進んで豊後に入り、原田種直の族を走らす。然  
も平氏の勢威之がために滅ぜず。義經之を聞き、文治元年正月自ら進んで戰はんことを請ふ。頼朝已

むを得ずして之を用ふ。文治二年二月、義經、京を發し、船師を渡邊福島に整ふ。兵集るもの僅かに  
六千人、船百五十艘。大風に乗じて出づ。其阿波に達するや、従ふ者田代信綱等の船五艘、將士百五  
十人のみ。攻めて勝浦の城を落し、直ちに屋島に向ひ、牟禮・高松の民家に火を放つて之を攻む。平氏  
備へずして大に狼狽す。已にして義經の寡兵を見て撃つて亡さんとす。州人多く義經に就き、部下ま  
た漸く集まる。平氏遂に走つて九州に入らんとし、頼朝に支へられ、長門に上らんとし、三浦義澄に  
支へられ、進まんと欲して進む能はず、退かんとして退く能はず。空しく赤馬關・壇の浦の間に徘徊  
す。平氏の勢威已に盡きんとするを見るや、所在の豪族相率ゐて源氏を助く。曾て行家が以仁王の令  
旨を傳へたるを始めて告訴せる熊野の別當湛増も、今は二百餘艘の戰艦を以て、源氏に屬す。是れ南海  
水軍の尤なるものなり。平氏、其旗を望んで恨々す。河野通信も亦千餘人を以て源氏に屬し、源軍の  
氣益昂る。加ふるに平氏潮に逆つて進むが故に勞すること多くして退き易く、源氏は潮に乗じて進  
むが故に、勞少なくて功多し。是に於てか平氏の一門皆志を決して共に死せんとし、船艦を清め  
て敵を待つ。戰は權中納言知盛の名を惜しみ、恥を重んぜよとの命によりて開かれぬ。惡七兵衛景  
清の源氏を罵る聲によりて續かれぬ。九州一の強弓、山鹿の兵藤次秀遠が率ゐたる三百艘の先陣より  
射かけたる矢戦となりぬ。兩軍強弓の矢競となりぬ。已にして兩軍相接するや、阿波の田口民部大夫

重能、平氏に叛き、三千人を以て源氏に應ず。平氏の軍、之を見て動搖するや、源氏之に乗じて掩撃し、平氏遂に大敗し、列を亂して走る。清盛の妻二位の尼、神璽を挟み、寶劍を帯び、安徳天皇を懷きて海に投じ、平太后徳子、また繼いで海に投じて捕へられ、宗盛、時忠等生擒せらる。教盛は知盛と相刺して死し、教経、維盛、資盛、有盛、行盛等皆海に投じて死す。時に壽永四年三月なり。此の如くして二十餘年の間、天下を専制したる大族の榮華の跡は、夢の如く消え失せぬ。

頼朝、義経を除かんとす

平氏已に夷らざり、天下大に治まらんとす。頼朝、刑賞の權を鎌倉に集めんとし、諸將士の未だ京に入らざるに方つて、使をして言はしめて曰く、鎌倉の奏を待たずして任官恩賞を得べからず、之を受くるものは、鎌倉に歸るを許さずと。以て大權の朝廷に出で、將士を其門に集めんとするを遮る。而して其の最も目ざす所は、義経にあり。義経武勇にして矯捷、其戦ふや必ず衆に先だつて進み、衆人多く之が用を爲さんことを欲し、頼朝の旗下武功を喜ぶもの多く望を屬す。彼は頼朝と匹敵せんには缺くる所唯一、源氏の正嫡たるの資を有せざるにありと雖も、彼れ若し、法皇の朝廷より高官を得ばまた以て之を償ふに足らんとす。法皇の彼を愛する此憂なきにあらず。頼朝の禁令實に此の猜疑に出づ。而して之と共に私に西海に従軍せる將士に命じて、義経の用を爲す勿らしむ。義仲、平氏の猶ほ存するや、頼朝已を得ずして之を用ひたり。今や勁敵已に亡ぶ。頼朝の心を

勞するものは、義経なりき。狡兒已に亡ぶ、良狗正に煮られんとす。義経が兄弟の情を信ずるの厚さ、之を知らず、往々獨斷、事を決し、毎事鎌倉の命を待つこと範頼の如くならず。また頼朝の弟たるの故を以て、頼朝の寵臣と争つて隙あり、讒間を招く。文治元年五月、義経、宗盛以下の俘虜を携へ揚揚として鎌倉に入らんとするや、頼朝戒心將士を集めて自ら守り、人をして義経を腰越に止めしめ、鎌倉に入るを許さず。其の會て頼朝の命を待たずして法皇の官職を受けしを責む。且つ其法皇より受くる所の二十四邑を奪ふ。義経、憂悶、大江廣元により書を上つて自ら解く。頼朝遂に許さず。北條時政をして酒勾驛にて囚徒を受けしむ。義経望を失して怏々として樂まず、始めて頼朝を憤るの意あり。已にして八月、頼朝奏して義経を伊豫守とし院の廐の別當を兼ねしめ、少しく其心を和げしめ、且つ私に諸將に命じて、之を撃たしめんとす。三浦、佐々木、千葉、畠山の諸將皆口を噤んで可否を言はず。また自ら征伐の命を受けんとする者なし。既にして頼朝、梶原景時の言により土佐坊昌俊に命じて義経を襲はしむ。昌俊は元と奈良の僧徒の首魁の一にして、興福寺が平氏に燒撃せられたる後、去つて頼朝に投じたるものなり。昌俊、熊野詣に託して私に京に入りて、義経を襲はんとす。義経偵して之を知り、頼朝遂に己を殺さずんば已まざるを察し、進んで頼朝を撃つ院宣を乞ひ、九州・四國の兵に頼つて自ら守らんとす。昌俊、一夜義経の第を襲ふ。義経撃つて之を退け、追うて之を鞍馬山に

獲、首を六條河原に梟す。頼朝、陰謀已に現はるゝを見るや、坂東の兵を擧げ、自ら將として十一月駿河の黄瀬川に出づ。義經之を聞き、行家と共に九州に下らんとし途に風雨に遇うて相失し、歸りて吉野山に匿る。朝廷其材武と謹慎とを愛惜す。然も頼朝を恐れ、驟に其の官を削り、義經の名を奪うて義顯とし、天下に令して之を捕へしむ。已にして義經北陸より陸奥の衣川に入り、再び秀衡に頼る。

頼朝、寺社、公卿と調和す

天下漸く定まらんとす。是に於てか頼朝天下を一統して刑賞征伐の權を鎌倉に集めんと欲す。如何にして天下を一統せんか。彼れ平氏の果斷勇決、公卿の莊園を奪つて其怨を買ひ、寺院の權を抑へて其憤を挑發し、而して寺院、公卿は平氏を顛覆せしめ、人心を失せしむるに於て、一大勢力なりしを見たるが故に、彼の最初の政治は、先づ寺院、神社、公卿と調和して、之を撫するにありき。彼れ多くの寺院、神社に領地を寄附して、武士の侵入を禁じて、以て僧侶、神官の歡心を買ひぬ。彼れ天下の財を集めて、東大寺大佛殿の再建を助けて、建久六年、親臨して之を落して、僧徒の歡心を求め、而して僧侶が無禮の舉動ありて、梶原景時の鎮壓に激して蜂起せんとするや、結城七郎朝光をして、僧侶の前に跪きて、過を謝せしめて、以て僧侶と事なきを希ひたり。彼れ奈良の寺院を燒撃して、僧侶の怨を買ひたる重衡を奈良の僧に與へて、其の憤りを洩らさしめぬ。建久二年延暦寺の僧徒が左兵衛尉佐々木定重を誣訴するや、定重の勳功あるに係らず、彼を斬つて之を僧徒に與へぬ。是に於てか平家の鎮壓政略を憤りたる寺社は、頼朝を以て再生の救主の如く風説しぬ。彼れ莊園を檢して之を公卿に還ししかば、公卿は頼朝を以て治體を知るの武將となしぬ。斯の如くして公卿、寺院、共に頼朝を謳歌するや、彼は國體を變革して、權力を鎌倉に集む。

\*初め聖武天皇の時  
東大寺大佛鑄造に  
費す所、製銅七十  
三萬九千五百六十  
斤、鍊金一萬四千  
四十八兩、水銀四  
萬八千六百二十  
斤、炭二千六百  
十八斤、白蠟一萬  
千六百五十六石、

徒に與へぬ。是に於てか平家の鎮壓政略を憤りたる寺社は、頼朝を以て再生の救主の如く風説しぬ。彼れ莊園を檢して之を公卿に還ししかば、公卿は頼朝を以て治體を知るの武將となしぬ。斯の如くして公卿、寺院、共に頼朝を謳歌するや、彼は國體を變革して、權力を鎌倉に集む。

頼朝政制を一變して大權を攪る

此時に方つて諸國前代よりの國司ありて州郡を領し、公卿・豪族の莊園は

また其の代官たる莊司ありて、公領・公官・私領・私官・犬牙錯綜して、刑賞の威、租税の權、其の出づる所を一にせず。若し前代の制度に一任せん乎、統一の業行ふべからず。是に於てか大江廣元の獻策を用ひ、文治元年十一月頼朝、北條時政をして義經を伐つて京師を守護せしめ、法皇に奏せしめて曰く、方今天下漸く平なりと雖も所在不逞の徒少なからず、坂東の如きは臣の居に近し、之を鎮撫する難からずと雖も、南方・西國に至つは道路遼遠、兵を出すこと容易にあらず。若し一々兵を出さば民、其の費に堪へざらんとす。故に願くは諸國に守護を置き、莊園・郷保等に地頭を設けて、州郡不逞の徒を追捕せしめ、臣之を統べて日本總追捕使たるを得ば、天下是れより安きを得ん。而して追捕の費として莊園・公領を問はず、五畿・山陽・山陰・南海・西海の二十六國(後六十六國)に普通す、領主に納る、常税の外、每段兵糧米五升を出さしめんと。法皇は深く思慮せず、公卿は莊園の回復に満足し、一人彼に反對する者なくして之を許す。是より天下兵馬の權一に鎌倉に歸す。夫れ諸國已に國司あり、莊園已に領主あり、

領主の代官として莊司あり。其の租税受領の法、異なりと雖も、等しく國土の主公たり。然るに今また此外に守護を置き、地頭を置く。是れ守護は國司に代り、地頭は莊司に代るものにして、一國一莊園同時に二個の領主を有するが如くして、實は天子の設けたる國司を廢し、莊司を已めたるものなり。是より國司・莊司の漸々減却する事、恰も大化の國體變革によれば國造・伴造は存在しながらも、漸々消え失せて、國司・郡司之に代りしが如く、國狀全く變革して守護・地頭の世とならんとす。而して新に置かれたる守護・地頭は、其領内に於ける兵馬の權を握りて、更に鎌倉に隸屬するものなるが故に、鎌倉は天下の主權を掌握せるものにして、國司・莊司が其の權を失ふと共に、其主長たる天子もまた其權を失ふ。藤原氏は、曾て政權を侵犯したり。然りと雖も其一部を犯したるのみ。關白と云ひ、攝政と云ひ、榮花一代の耳目に聳ゆるも、日本を擧つて、其有に歸したるにあらず。平氏は多くの莊園を領せり。然れども是れ分量に於て多かりしのみ。未だ國家の主長たるの權を奪はざりしなり。頼朝に至つては然らず。根本的に國家の政制を一變し、新制の下にある地方官吏は、凡て其の命令に従はしめ、全國の租税は其手に歸せしめ、刑賞の權は其の手に入らしめ、鎌倉幕府は其名に於て天子たらざるのみ。其實に於て國家の主長たるに至りぬ。朝廷に存する所は、官職補任の社會的刑賞の權あるのみ。而して是等の大變革は多く大江廣元の參贊に成りき。

頼朝と廣元

實に廣元なかりせば、頼朝は或は一の堅忍克己の武將として終りしならん。頼朝、濶達敢爲の氣象に於ては義仲に及ばず。武略膽勇に於ては義經に及ばず。度量の大なくして嫉妬に近く、同情の誠なくして薄恩に近し。叔父行家を一國の領主として安堵せしむる能はず。義仲を服して屬人たらしむる能はず。義經の武功を見て之を喜ぶ能はず。甲斐の源氏、武田信義の子一條忠頼の勇武を見て、之を殺さしめ、弟範頼の盛名を見て之を生かす能はず。平廣常の雄武を見て之を容忍する能はず。凡そ有爲材幹の士は服屬を以て満足する能はず、必ず之を刈つて後、始めて心を安んず。彼は英雄たらんには偉大を缺きたりき。然も其性、堅忍にして動かさず、沈深にして輕からず、法家的森嚴と、政治家的冷血を有し、其爲さんと欲する所は必ず之を爲すの氣力あり。而して彼の之を爲すや、清盛・義仲の如く、氣に任せて行はず。必ずや之を達するの手段を見出さずんば止まざらんとす。彼は滔滔たる源平武將中の政治家なりき。而して彼に教ふるに手段を以てし、其法家的森嚴の性情に投じたる者は、久しく源家の統領として望を頼朝に屬したる京都の法制家にして、其の魁首は實に大江廣元なりとす。廣元は中納言匡房の曾孫なり。典籍に通じて策略多し。久しく朝廷に鬱屈せるを以て、望を頼朝に屬し、之を奇貨として其材を伸さんとす。已にして頼朝の起るや、中原親能と共に朝廷の典籍を抱きて之に走る。頼朝の功業義仲に異なるもの、其民政を知り政治家的の才幹あるによると雖

一條忠頼、父に従ひて慶長功を立て義仲を滅ぼすに當年頼朝其驍勇の名酒席に之を殺さしむ

頼朝、原原景時に命じ平廣常を殺さしむ。景時廣常と雙六を博ち其不意に乗じて之を殺す



す。奉行、探題共  
に文武の大権を有

北人の天下(上) 源氏政権を握る 大化以来の一大變革

三三六

に、其前途を遮られ、一勝一敗の間に數百年を経過して、全く其根據を失して此に至れるなり。また頼朝の勝利は、武門を以て朝廷を壓したるものなりと雖も、此の武門なるものは、前にも云へるが如く、地方の豪族にして、積年の公役、征戰によりて其武幹を發達したるものにして、神武天皇の時より武職を業とせる物部・大伴兩氏の如きものにあらず。彼等は新人種たり。或は舊人種たり。新人種にせよ、舊人種にせよ、社會の中等民族にして、日本の生産・武力は、其手中に存したるものにして、日本の脊髓骨なり。此中等民族が貴族に代つて政權を取りしは、即ち日本に於ける中等民族が歴史に著はれたる最初の出来事なり。故に頼朝の勝利は、即ち貴族に對する中等民族の勝利にして、名づけて社會戰爭とも云ふべきなり。また此の地主の發達したる武門武士なるものは、其の部下に於て多くの家の子、郎黨なるものを有しぬ。家の子・郎黨なる者は、即ち奴隸の發達變化したる者にして、數百年の歲月は、彼等をして漸々家人たらしめ、獨立ならしめ、自由を得せしめて、地主たらしめ、壓抑制度より隨意的服従に變ぜしめぬ。即ち鎌倉の勝利は地主の勝利にして、地主の勝利は家の子・郎黨の勝利なり。而して家の子・郎黨の勝利は、即ち奴隸の胤族の發達を表する者なるが故に、また奴隸戰爭の形體をも具ふ。羅馬の如きは其の先民の外に、外來貴族の專制を加ふること數百年なる日本と相同じ。而して基督前一百八十年にキウナスの率ゐたる奴隸戰爭あり。同じく一百三十七年にグラツカスの平民

を率ゐて貴族と對抗して、班田法を行ふあり、爾來一起一仆、已む時なく其爭鬪數百年に延く。已にして、紀元四百七十六年、北方チウトン人種の首領オドアカルが大兵を率ゐて西羅馬帝國を亡滅するに至つて、北人全く南人に勝つ。鎌倉の勝利は即ち彼に於ける數百年の事業を、一朝にして遂げたる者に似たる所あり。故に頼朝は、其身武將にして、貴族の血液を有すと雖も、其地位はキウナスの地位なり。グラツカスの位置なり。オドアカルの位置なり。國體一たび天智の手によりて替られ、頼朝に至つて再び根本より變革せられ、其變や更に大且つ深し。

北人の天下(上) 源氏政権を握る 大化以来の一大變革

三三七

第十九章 北人の天下(下) (神武天皇紀元千八百四十九年より千九百七十二年に至る)

北條氏の治世

茶は此頃より漸く盛んなり、禪僧榮西が宋より携へて歸り、頼朝に進めしむる。  
大庭景能曰く、軍中將軍の聲あるのみ天子の詔を用ひず、已に奏すれば、泰衡の祖先は源家の臣たるを、君を以て臣を任す、何ぞ朝命を悞す、と。已にして泰衡を攻めて之を殺す

義經及び藤原泰衡亡ぶ  
此時に方つて、日本國中頼朝の威風を仰がざるものなく、皆争うて其家人たるを以て榮譽とす。獨り其獨立を保つものは、奥州の藤原秀衡のみ。秀衡は將門を滅ぼしたる秀郷の後にして、鎮守府將軍を以て奥州を鎮撫し、貞任・武則の故地・舊民を領し、併も源平二氏の争を傍觀せるがため、國力費えず、雄を一方に稱す。頼朝は義經の走つて之に頼るを知るを以て朝命を乞うて秀衡をして義經を斬らしめんとす。秀衡聽かず。然れども頼朝、其兵衆く國富むを憚つて之を攻むる能はず。鎌倉榎の島(繪の島)の辨天に祈りて之を調伏せんとするのみ。已にして文治三年十月、秀衡が諸子を集め、必ず義經を奉じて奥羽を守るべきを遺言して死するや、頼朝喪に乘じ恩威交も示して、秀衡の諸子を誘ふ。泰衡遂に之に従うて義經を衣川の館に襲うて之を殺す。堅忍克己、必ず其爲さんと欲する所を爲さずんば已まざる頼朝は、義經の首を見るも、奥羽を以て藤原氏に一任するの危険を犯さず。直に兵を起して之を征せんとす。曰く、義經を殺したるは功なりと雖も、速に命に従はざり

や實旨來る。抽出の留守、地をんとす。頼朝之を禁ず。  
建久元年春、泰衡の遺臣兵を出羽に起し、轉じて陸奥政入り、轉じて陸奥政を執り、平を攻めて、利義、乃ち遠江守、足利義兼、千葉常胤、比企義員等を以て、謀つて之を夷げしむ。  
建久四年五月、頼朝富士野に據す。會我祐成及時、致幕營を切りて工藤祐経を殺し、父の仇を復す。流言あり、頼朝亦害せらるると、範頼を以て曰く、心を安ぜよ、範頼ありと。頼朝已に會て、範頼が頼朝の命を奉じて義經を討たざるを伺み、今之を開きて怒り、遂に謀ありと稱し、八月、伊豆に禁錮して之を殺す。  
頼朝は甲斐源氏武田信義の弟なり。頼朝固より甲斐源

しは罪なりと。朝議、義經已に亡ぶるを以て用兵を許さざりしに係はらず、文治五年七月強ひて兵を出す。千葉常胤・八田知家は、常陸・下總の兵を率ゐて東海道より下り、比企義員・宇佐見實政は、武藏・下野の兵を率ゐて北道より下り、頼朝自ら諸將を提げ、畠山重忠を先陣として中道より下る。總兵三十萬、泰衡族人を分つて四方を守らしむと雖も、衆寡敵せずして敗れ、平泉の塞に火して蝦夷に逃れんとして、其臣河田次郎の殺す所となり、諸弟皆出で降る。乃ち二州を割きて諸將を賞し、其政治は一に舊に依らしめ、葛西清重を留めて政務に當らしむ。奥羽已に平ぎ、天下一に歸す。是に於てか、頼朝建久四年八月、事に託して其弟範頼を殺し、同年また甲斐源氏遠江守安田義定を殺す。是より先き頼朝事に託して平廣常・源義廣・源義高・源行家・武田忠頼を殺す。是に於て獨立して事を爲すの威望あるもの、略ぼ盡く。頼朝思へらく、天下以て安かるべしと。  
頼朝死して鎌倉の基礎動く  
然れども頼朝は其位地を誤解せり。彼の位地は代表的の位地なるに、彼れ自ら獨力を以て「朝」を造り得べしと信じ、其族黨を離れては、眇乎たる一家長に過ぎず、恃む所は株連蔓延の同族にあるに、彼れ族黨を以て己の家を危くするものと信じたり。彼は幕府の諸臣源氏にあらずんば國司たるを得ずと定め、強臣豪族も容易に國守たらしめず、以て強族の獨立を防がんと欲したり。精思熟慮、事を過たざる彼は、忌刻猜嫉によりて其策を過ち、見すく源氏の基礎を崩しつゝ、進



氏の子忠頼を殺す  
元暦元年、曰に信  
建久四年北條氏  
頼朝の諸御侍女  
提へて永福寺に遊  
ぶ。義定の子越後  
守義、侍女に對  
する情書を投ず。  
頼朝景季の妾を  
殺す。頼朝之を幸と  
して、義定を殺し、  
遂に併せて義定に  
及ぶ。義重は新田氏の祖  
にして頼朝の従祖  
父なり。頼朝の起  
るや、義重兵を要し  
て之に應ぜず。  
之を賞めて、後頼朝  
を賞つて、けんた  
の妻たり。義重の女は  
平の色ありを見て  
之に通ぜん。頼朝  
を恨み、義重を殺さ  
ず。頼朝、義重を  
かす。義重、頼朝  
を殺さず。頼朝、  
また義重を却けて  
頼朝の二女乙姫あ  
り。幼にして女御  
内せし。約あり、死す  
十四。頼朝の年齒保曆間  
頼朝の年齒保曆間  
三十三歳にて殺

きるとなす。

北人の天下(下) 北條氏の治世 頼朝死して鎌倉の基礎固く

三歳を以て死するや、頼朝の失策によりて蔭かれたる禍は、其子の上に落ち來らんとし、鎌倉の人心恟々たり。而して第一の幕は、武士頭六十六人が連署して梶原景時を追ふによりて開かれぬ。初め頼朝の世にあるや、儉素自ら奉じて政務に勵み、其間注所の如きは、之を營中に設けて自ら臨みて事を決す。是れ諸將事を争うて容易に服せざるの恐あるがためなり。また其寢所にかくるに、諸國家人の名を以てし、會所には鎌倉に出仕する大小名の名を懸けて、朝夕之を見る。故に武士其職を曠らせず。また遊宴、獵田に託して、諸侍と相接近して親近を増せしが故に、武士また疎遠ならず。其最も儀衛の選を重んじ武功の勇士にあらざんば之に充てず。常に謂つて曰く、二十矢を放つて二十人を斃すものにあらざんば、儀衛に充てず。將士之によりて益々奮勵しぬ。而も其法を執るや、森嚴、親近と雖も恕する所なし。熊谷直實の勳功、勇武を以てすらも、其近親久下の直光と土地を争うて非理なるや、頼朝自ら之を審きて直實を面詰す。故に將士また之に狎れず。然るに頼朝死して子頼家之に代るや、幕府の權已に大なる日に生れて、將士の力を藉りて天下を取りし昔を知らず。加ふるに年齒僅に十八歳、少年の血氣に驅られて驕奢を事とし、問注所の事は文武官に一任し、三善康信を以て執事とし、北條時政・北條義時・大江廣元・三浦義澄・八田知家・和田義盛・比企能員・藤九郎入道運西・足立遠

三四〇

元・梶原景時・藤原行政の合議に決せしめ、遊宴に耽り、京師の技藝を愛し、政事を顧みず。淫荒唐な

く、士心漸く離る。此形勢の中に、鎌倉は明に二個の黨派を生じたり。

文武兩黨の争

頼朝の伊豆に起るや、北條時政の族黨之を擁立したるものなり。已にして大業成るや、時政獨り樞機に參し、また外戚の故を以て權勢獨り盛んなり。諸坂東の武士、子弟の寸骨を以て尺土を得るもの、時政が内に居つて權を専らにするを悦ばず。然れども頼朝の外戚たるを以て、已むを得ずして之に屈せしかば、時政の權益大にして、其門に出入するもの愈多し。時に大江廣元・三善康信・中原親能等また文法を以て進むもの寸兵尺鐵を用ひず、八州の野に轉戦したる壯夫の上に位す。彼等は、一方には其武夫に輕侮嫉妬せらるゝの故を以て、一方には北條氏に結託するの利あるを以て、北條氏に黨したり。壯士多く之を屑とせず。是より、暗々の中、文權・武權の二黨を生ぜしが、北條氏の慧眼、武權黨の未來の首領は必ず義經にあるべきを看破しぬ。故に義經を除くの策に於て爲さざる所なかりしが、暗々に形づくりにたる文權武權の兩黨をして明白に分裂せしめたるは、實に梶原景時の力による。景時は鎌倉の人、勇武にして傲誕、和歌を善くし、任情専權人を凌ぐを好む。初め大庭景親の族人として、頼朝と石橋山に戦ふや、頼朝の敗北を憐み、其杉山に匿れたるを知つて、景親を嚮導して他に向ふ。已にして頼朝の聲威再び舉るや、土肥實平によりて降を乞ふ。其苛察の心、中傷

北人の天下(下) 北條氏の治世 文武兩黨の争

三四一

の辯は法家的忌克の頼朝の心に投ぜしかば、用ひられて中外の耳目となり、寵を待みて傲岸、勇將猛士を凌ぎ、範頼の如きも、數ば其凌ぐ所となりて報ずる能はず。獨り義經屈せず、數ば之を折く。是より義經と隙あり。景時、已に武將を凌ぎて、其憤を受け、また義經と争ふ。彼は勢、文權黨に屬せざるを得ず。是に於てか義時・廣元等、毎に景時を救うて之を護り、之を用ひて武權黨を折かんとす。而して梶原景時また和田義盛の喪に乘じ、其侍所の別當職を藉りて返さず、關東の將士を驅使す。また曾て鎌倉に敵したる城の資永等を容れて之を保し、以て其勢を作る。是より文武の争、益激す。而して頼朝は必しも此の黨争に加はらざりしと雖も、その武將の跋扈を制して、子孫の深憂大患を未然に除かんとするの一事に於て、寧ろ文權黨の爲す所をよしとせしかば、武將は之がために鎮壓せられて、暫らくその口を噤したり。今や頼朝は薨ぜり。大石は除かれたり。兩黨の争は發しぬ。時に安達彌九郎景盛、妾を京師に買ふ。妾元と宮女にして其美鎌倉に比すべきなし。頼朝之を聞きて奪はんと欲す、已にして正治元年七月、室の平四郎重廣、亂を三河に起す。頼朝乃ち景盛に命じて之を伐たしめ、其出陣に乗じて妾を奪ふ。景盛三河の亂を夷けて歸り、懊惱悵々す。景時之を除かんとして頼家に讒して曰く、景盛妾の事によりて叛を謀ると。頼家怒り、兵を發して之を殺さんとす。政子之を聞き自ら景盛の父盛長の邸に入り、人をして頼家に言はしめて曰く、景盛罪なし、之を殺す

は無道なり。若し讒佞を信じて無道を遂げんとせば、請ふ先づ老母を殺せと。頼家已むを得ずして景盛を免す。是に於てか、將士の梶原を憤ること益甚し。已にして結城朝光、幕府にあり、將士と語つて曰く、吾聞く忠臣は二君に仕へずと。余先きに將軍の殊寵を受け、共に其喪に殉せんと欲して遂げず、今に於て恨々たりと。朝光は頼朝の遺命によりて、頼家の弟千幡を擁護するものなり。景時之を聞きてまた朝光を讒し異志ありと爲す。朝光之を聞き三浦義村に謀る、義村もまた久しく文權黨の專權を快しとせず。梶原が佞辯を以て、文權黨の爪牙たるを憤る者也。乃ち和田義盛・安達盛長等を招きて策を問ふ。衆皆曰く、凡そ文治より以來景時の讒言によりて、命を殞し家を滅したるもの數ふべからず。彼の佞者の兇惡また武士の統領を奪はんとするか。若し今にして爲すなくんば、我徒悉く夷滅せられん。宜しく速に同心連署して將軍に訴へ、若し聽れずんば、死生を以て争ふべしと。遂に千葉・三浦・畠山・小山・安達・和田・比企・葛西・小田・波多野・大井・澁谷・山内・宇都宮・榛名・佐佐木・稻毛・岡崎・土屋・土肥・河野・曾我・天野・工藤等の諸族長、六十六人を募り、鶴岡八幡宮の回廊に密會して同盟し、中原仲業に託して抗告の文を草せしめ、和田義盛・三浦義村、之を携へて、大江廣元に至つて披露を乞ふ。廣元久しく之を披露せず。義盛大に怒つて之を責む。廣元遂に救ふべからざるを見、景時を擲つて武權黨に與へんとす。景時走つて、其邑相模の一の宮に逃る。私に檄を九州の將

士に傳へて曰く、院宣を奉じて鎌倉を撃つと。一族郎従を擧つて西し、京師に入らんとして道に駿河清見ヶ關に於て、士兵の襲撃に遇ひ、族黨悉く戦死す。文權黨の爪牙已に除かれて、侍所の別當は和田義盛に歸するや、武權・文權、相競ふこと益甚し。此の如く文武兩黨の存する中に、彼等は黨中更に黨を分つ。北條時政、前妻の死に遭うて、後妻牧氏を娶る。政子・義時は前妻の子にして、畠山重忠また前妻の女を娶る。平賀朝雅、牧氏の女を娶つて、牧氏に殊寵せられ、此に前妻黨と、後妻黨とを分つ。また頼朝の子二人あり、頼家と云ひ、千幡と云ふ。頼家に黨するものと千幡に黨するものと、また黨を分ち、頼家に黨するものは、また其子一幡を擁して、頼家の後を承けしめ、千幡を排せんとして黨を分ち、武權黨の首領の中、和田・三浦・安達また權勢を競うて黨派を分ちぬ。即ち此の如く相分るゝと雖も、北條氏は自ら主として文權黨を率ゐ、自ら自家の權勢を立つるの力あり、他の武權黨の交も相待ちながら、交も相排するが如くならず。故に一變ごとに權勢、北條氏に集まる。武權黨の愚、自ら内に相争うて、共に夷滅せらるゝを知らざるなり。

頼家圍せらる

已にして頼家疾あり。建仁三年八月、政子、時政と計り、天下を兩分し、伊勢の鈴鹿關を境として、關西三十八國を其弟千幡に與へ、關東二十八國を子一幡に與へんとす。千幡は政子の生む所にして、一幡は頼家が比企能員の女によりて生む所なり。能員之を聞きて北條氏を憤り、頼家

頼家後、北條氏に殺さる。

頼朝は甲斐源氏の支流、信濃の人、勇に於て、建仁三年、實朝の命を以て京師を警衛し、西國の家人の選番上京せるもの平氏の餘黨伊賀伊勢の起りしを夷らせり。其の京師に誅せらるるや、時に仙洞御所にありて、基を圍む。關基終つて、敗死す。順徳天皇は後鳥羽天皇の第三皇子にして母は藤原範子に

に勸めて北條氏を撃たしめんとす。政子、屏後にありて其密謀を聞き、時政に告ぐ。時政、大江廣元の謀を聴き、甲士を伏せ、欺きて能員を招きて之を殺し、兵を發して其族を攻め、併せて一幡を殺す。頼家之を聞き、仁田忠常・和田義盛を召して北條氏を撃たしむ。義盛、私に之を北條氏に告ぐ。頼家遂に蓬髮して伊豆の修禪寺に幽せらる。是に於てか北條氏、千幡を立て、鎌倉の主とす。朝廷、賜ふに、實朝の名を以てし。征夷大將軍とす。實朝時に十二歳、政子、時政、政事を聴く。

北條時政將軍の廢立を謀る

此の如くして、北條氏は比企氏の權を奪ひぬ。然れども時政の妻牧氏は之を以て足れりとせず、畠山重忠の子重保が牧氏の女婿平賀朝雅と事を以て争ふや、重忠父子を誣ふるに異志あるを以てして之を誘殺し、遂に朝雅を立て、實朝に代へんとす。然れども將士の間、實朝が源家の正統たるの記憶は、猶ほ失せざるなり。故に政子が三浦義村・結城朝光等に命じて、實朝を時政の第より義時の家に移らしむるや、武士多く時政を去つて義時に就く。時政事の成すべからざるを知りて蓬髮す。義時乃ち牧氏と併せて之を北條に放ち、人を遣はして朝雅を京師に殺さしむ。此の如く頼朝以後、鎌倉の動搖して已まざるを見るや、後鳥羽上皇、親政の時來れりとなし、承元四年土御門をして強ひて位を去らしめ、其殊寵する所の皇子守成を立て、天皇とす。之を順徳天皇とす。以て鎌倉に對する準備に便にす。而して實朝覺らず、日に遊宴詠歌に耽り、京様に擬して文弱に流る。故に

即位の時、重子なり、  
建暦元年三月、泉  
通より、宋に、あるこ  
同二年正月、黒谷  
の法然、源空寂す、  
五年、に、此、に、  
ず、日、に、此、に、  
修、の、道、を、海、内、に、  
八、十、を、得、ん、と、弘、  
年、弘、専、

斯かる時代にも加  
藤四郎左衛門景正  
榮を起し、後文彦  
入つて、術を學び、  
藤四郎、を、出、

建保三年、北條時  
政、伊豆の奥山に卒  
す、年七十八、  
同四年、南都東大  
寺を再興せり、  
佛工陳和卿、宋の  
入る、實朝を相して、  
の長老、實朝の夢  
ふ、所、を、合、す、  
朝、因、つ、て、大、船、を、  
ら、し、む、型、五、年、を、  
成、り、て、動、か、ず、  
時、に、義、時、を、捧、げ、  
て、恩、從、す、道、に、  
源、仲、章、を、し、て、  
く、代、ら、し、め、て、  
兵、を、發、し、て、義、時、  
を、發、す、時、人、義、時、  
源、氏、の、統、を、弱、め、ん、  
義、時、實、朝、を、殺、し、  
井、左、之、助、其、家、人、横、  
ふ、白、河、義、典、と、を、  
して、公、曉、を、誘、ひ、  
と、實、朝、を、殺、さ、し、  
な、ら、ん、或、は、事、實、  
同、六、年、十、月、政、子  
從、二、位、に、敘、し、二、位  
の、禪、尼、と、云、ふ、

北人の天下(下) 北條氏の治世 和田義盛北條氏に反抗して敗る

武權黨日に疎せられて、北條氏の權益張る。

和田義盛北條氏に反抗して敗る 大勢已に此の如くなるを知らず、和田義盛、猶ほ其強を挾んで跳梁し、上總の國司たらんことを乞ふ。鎌倉の法、家人の國司たるを許さず、故に幕府之を聽さざることを三年。義盛乃ち大江廣元に迫つて必ず之を得んと欲す。已にして千葉・小山・三浦の諸氏に、近國守護の任を與ふれども、義盛の願猶ほ省せられず。義盛絶望して前書を還さんことを乞ふ。幕府また省せず。義盛の一門大に北條・大江の二氏を憤る。已にして建保元年泉親衡、頼家の遺子、千壽丸を擁して兵を擧げ北條氏を撃たんとす。諸士之に黨同するもの、二百三十餘人。義盛の子、四郎義直・五郎義重、姪平太胤長また之に黨し、事現れて、悉く縛につく。義盛自ら政所に出て其奮功を以て二子を償はんことを乞うて、其聽さるゝや、更に一族九十八人を率ゐて政所に出て、威風を示して更に胤長をも許されんことを乞ふ。胤長、首謀者たるを以て幕府許さず。之を縛して義盛の面前を通過せしめて、陸奥に流し且其邸を没して義時に賜はる。義盛深く北條氏を憤り、五月族黨一百五十騎、郎從三百餘人を擧げて、三隊に分ち、一は義時の第に迫り、一は廣元の第に迫り、一は幕府に迫つて實朝を奪はんとす。奮闘勇戦、向ふ所披靡すと雖も、衆寡敵せずして敗れ、族黨悉く戦死す。此の如くして、武權黨中の最強族は亡びぬ。三浦氏は、其遂に己の頭上に落ち來るべき運命なるを察せず、初め和田

に黨し、中ごろ北條に屬して、和田氏を滅ぼす。斯くて義時已に政所を領し、また和田氏に代つて侍所の別當を兼ね、幕府の大柄遂に其手に歸す。

實朝暗殺せらる 建保六年實朝左近衛大將右大臣に昇り、承久元年正月、任官拜賀の禮を行はんがため

鶴ヶ岡の八幡宮に詣る。時に頼家の子公曉、鶴ヶ岡八幡宮の別當たり。實朝を以て父の仇となし、女装して襲うて實朝の首を石階の邊に斬る。上下混亂、將士騒動す。然れども義時能く衆心を静めて事なからしむ。鎌倉が朝廷の下に於て事實の主權者たるが如く、執權は將軍を輔佐し内外の機務を總ぶる職なりしが、將軍の下に於て事實の主權者たり。若し義時にして空名を愛して、自立せんと欲せば、必しも難からざりしなり。然れども義時の細心なる、猶ほ玉冠が衆愚を瞞するに足るを知り、七月政子と謀り、使を京師に發して左大臣藤原道家の子頼經を乞うて鎌倉の主とす。頼經は道家が西園寺の右大將公經の娘、准三后倫子によりて生む所、道家は後京極攝政良經の子にして、母は頼朝の妹の夫、權中納言藤原能保によりて生みし所の女なり。頼經時に二歳、公會あるごとに政子、之を抱きて臨み、義時内に策を定め、政子外に之を行ふ。頼朝の創業より此に至つて三十二年なり。伊都國女王、神后皇后、持統等、南人の歴史の外、未だ曾て北人の歴史に見えざりし帝王的婦女は、初めて、北人の歴史に現れぬ。

北人の天下(下) 北條氏の治世 實朝暗殺せらる

政子と義時 初め頼朝の伊豆にあるや、名家の胃を以て漂流色を漁し、州人伊東祐親の女に通じて一子を生ましむ。祐親平氏の怒を招かんことを恐れ、其子を水に投じ、女を改めて他に嫁せしむ。已にして頼朝また北條時政の女に通ぜんとして其季女を挑む。長女時に年二十一、早く頼朝を慕ひ、其妹を欺きて、頼朝に應ず。政子はなり。性猜嫉 强悍、其身むに及び、他の婦女の寵を受けんことを恐れ、人をして鎌倉府中を搜索せしめ、高橋氏の女、頼朝の寵あるを聞き、繼母牧氏の族人、宗親をして其居を毀つて之を逐はしむ。頼朝之を聞き、牧宗親を召して之を誚め、その警を掴み、自ら之を斬る。時政、之を聞き、怫然として伊豆に歸る。已にして、頼朝遊獵に託し時政を訪ひ、慰諭して再び出でしむ。是より政子の權ますく大にして、頼朝之を憚つて一妾を蓄ふる能はず。已にして頼朝の薨ずるや、政子剃髮す、世に尼將軍と云ふ。其威權雄材、世比するに則天武后を以てす。然れども則天の果敢、勇斷あるも、北人の質素を守つて浮華の俗に移らず、則天の驕奢淫逸なく、能く其子弟を戒しめ、殺伐争奪を事とする鎌倉の政治世界に、調和の空氣を輸入して、一大要素となりぬ。政子建保六年、時房を携へて熊野に詣で、京師に出づるや、上皇、格式を破り、從三位に叙し、且つ上皇に見えんことを許さる。北人の質素と自信とを有する政子は、冷然として之を辭して曰く、坂東邊鄙の老尼、陛下に拜謁するも益なし、佛寺禮拜の望を達すれば足れりと。其果敢自信、人を率ゐるの氣魄ある、眞に歴史に現れたる婦人の最大なる者なりき。鎌倉の將士は彼女に於て、頼朝の音容を見たり。彼女に於て其首領たるべき威嚴を見たり。而して彼女の後にありて畫策する義時に於て最も勇氣あり、最も沈着なる政治家を見たり。此二人は同母兄弟にして其交情最も密なるに加へて、武權黨は或は北條氏のために、或は彼等自身の争闘のため、漸く滅却して、北條氏は武權に於ても、文權に於ても全き中心となりぬ。而して其政道に至りては、また古來最も正しきものたり。訴訟は最も公平に、最も速に聽かれ、租税の外、濫役は最も少かりき。其幕府の生活は質素、實直にして、京様の浮華は、京師より來りし將軍の一家内に行はるゝのみ。賄賂は行はれず、私擅は少し。故に士民其政に服し、政權の鞏固なる、また古今第一の政府なりき。故に其權力の鞏固、運命の安全を云はゞ、古來の凡ての政府より、頼朝の時よりも安全なるものなりき。

後鳥羽上皇鎌倉政府を覆さんとす

不平なる京都の朝廷、善良なる政道が如何に深く民心に刻まれたるかを

解せず(また之を解する機會なし)。思へらく、實朝死して異性の將軍立つ、民心の離叛、必ずしと。此に於てか後鳥羽上皇、益銳意、撃つて鎌倉を亡さんとす。北面の武士の外に更に西面の武士を置き、天下冒險尙功の士を募り、また備前の刀工を院中に招きて刀劍を作らしめ、上皇自ら爐に當る。承久三年、順德帝、位を皇太子懷成親王に譲る、之を仲恭天皇とす。是に於てか天皇以外の皇位に三あ

り。世に後鳥羽上皇を本院と云ひ、土御門上皇を中院と云ひ、順徳上皇を新院と云ふ。中院は本院の企を諫止すと雖も聽かれず、日夜將士を募る。鎌倉の家人に信濃の仁科盛遠なるものあり。本院之を招きて北面の武士とす。義時之を聞いて曰く、鎌倉の家人にして、鎌倉の許を経ずして京師に仕ふるを得ず、是れ頼朝以來の制なりと。直に其采邑を沒收す。本院詔して采邑を復せしめんとすれども聽かず。また本院の寵妓龜菊に、攝津の長江・倉橋の二邑を與ふ。二邑の地頭、龜菊を侮慢して應ぜず。龜菊憤つて之を本院に訴ふるや、本院また詔して二邑の地頭を易へんとす。義時また詔を奉ぜず。本院憤懣自ら禁ずる能はず。遂に意を決して鎌倉を攻めんとし、京師の宿衛、三浦胤義を誘ふ。胤義事を以て義時を怨み、詔を聞き、欣然として應ず。且つ言ふ、臣が兄義村も若し募るに總追捕使を以てせば必ず應ぜんと。五月、鳥羽の城南寺の流鏑馬に託して、諸國の武士を募る。丹波・丹後・紀伊・但馬・伊賀・伊勢・美濃・尾張・近江等十四國の兵集るもの一千七百餘人。先づ鎌倉に心を傾けたる西園寺右大將公經父子を捕へて幽閉し、威力を以て、大江廣元の子京都の守護親廣・佐々木左衛門尉廣綱、義時の妻の兄伊賀判官光季を誘ふ。親廣・廣綱、已むを得ずしてこれに應じ、光季は之を拒む。此においてか、光季を攻めて之を殺す。已にして熊野の田邊法印・十萬法橋・萬劫禪師・延曆寺の播磨の賢者小鷹・智性房丹後、清水寺の鏡月房歸性、興福寺の覺心等の僧侶も、また兵を率ゐて之に赴く。

朝廷思へらく天下の事、以て爲すべしと。疾足者、押松を發して四方の士を募る。押松、五月十五日を以て都を發し、十九日鎌倉に入り、三浦義村を誘ふ。義村之を義時に告ぐ。義時冷然として笑つて曰く、是れ豫ねてより期せし所なり今は心安しと。押松を執へて院宣を奪ひ、大に將士を政所に會す。政子、半ば簾を掲げて將士に告げて曰く、「昔王朝より此方、日本の侍たらんものは、三年の夫役、公租に疲弊して見るかげもなく、大番の時終るや、一族郎黨、國に歸るに跣足にて歸るに至る。朝家の民を誅求すること此の如きものありき。先將軍の起るや、之を憐みて三年の夫役を改めて六ヶ月とし、公租を軽くし、民人の肩を輕うせしめん事を計る。鎌倉は世に功こそあれ罪とてあらず。然るに今は無頼の讒人、謀を企て、世を王朝の昔にかへさんとす。此尼は先きに將軍に分れ、中ごろ頼家に分れ、また實朝に分れ、何を頼みてながらへんと、已に世を捨て命をなきものにせんとしたるに、義時の勸誘によりて此位に止りしに、何の不幸ぞ、復此の悲運に逢はんとは。今は鎌倉一期の浮沈なり當家に味方せんものも、若しくは京方に就かんものも、今日只々明白に申すべし」と聲淚共に下る。將士感激、皆誓つて鎌倉と浮沈を共にせんと云ふ。已にしてまた將士を會して戰を議するや、義時の子泰時曰く、上皇、王家の威を以て天下に號令す。其兵必ず多からん。且つ自ら發して京師を攻むるは憚なしとせず。請ふ進んで足柄・箱根の嶮を扼し、京軍の來るを俟つて戰はんと。義時曰く、鎌倉を

以て京師を攻むるを憚るは、是れ明王、上にあるの時に云ふべきのみ。今は君、無道、天下皆皆怨怒す。我、民心に負くべからずと。大江廣元また内を守ること久しくして、天下の觀望者をして心を京師に傾けしめんことを恐れ、急に進んで京師を衝かんことを主張す。政子之れを裁して曰く、京師を攻めずんば勝つ能はずとせば、京師を攻むべきのみと。遂に泰時及び義時の弟時房をして、足利義氏・三浦義村・千葉胤綱等をして軍を督して東海道より京師を攻めしめ、別に武田信光・小笠原長清・結城朝光等をして東山道より、式部丞朝時・佐々木信實等をして北陸道より京師に迫らしむ。皆是父上れば、子止り、兄進めば、弟内を守り、人倫相愛の念を質として、鎌倉に負かざらしむ。是より先き義時、押松を放つて曰く、宜しく京師に歸つて申すべし。泰時・時房をして十九萬人を率ゐて見參せしむ、早く志を決し給ふべし。若し猶ほ不足と爲さば、三郎重時・四郎政村を先鋒として、二十萬騎を出し、義時自ら之を率ゐて進ひべしと。押松京師に入るや、公卿争うて鎌倉の事情を問ふ。曰く、誰か義時を殺すものぞ、誰か先づ内亂を起さんかと。鎌倉已に掌中に入りたるものと爲す。押松答ふるに義時の言ふ所、自ら見る所を以てするや、上下皆色を失ふ。然れども上皇曰く、大軍西上して鎌倉空虚とならば、義時を殺すもの出づべしと。恃むべからざることを恃みて自ら慰む。

天皇の御謀叛

此時に當つて京軍一萬七千五百人、東軍を尾張河に防がんとして、兵を九隊に分ちて其

僧兵甚しく北兵を  
恐るゝこと此の如  
能登守秀康の主謀  
に逃る、泰時兵を  
殺して寺院を焚く  
僧侶を殺して盜索  
賊の名を附して泰  
時之使者を殺す  
泰時之使を殺す  
僧侶を殺す  
泰時之使者を殺す  
僧侶を殺す  
泰時之使者を殺す  
僧侶を殺す  
泰時之使者を殺す  
僧侶を殺す  
泰時之使者を殺す  
僧侶を殺す

後鳥羽上皇の隠岐  
にありて其居石  
富によりて茅茨全  
九から居ること十  
九年にして崩す  
壽六十

の九瀬を守る。東山道の兵先づ大炊の渡を破つて進み、泰時繼いで大豆渡を破りしかば、京軍風を望んで走り、北軍、勢多・淀・宇治の三方より京師に迫る。上皇恐懼、比叡山の僧兵を招く。僧兵辭するに力足らざるを以てす。已にして三道の守將敗れて京師に歸るや、上皇宮門を閉ぢて納れず、速に他に行かんことを命ず。山田次郎重忠大聲に罵つて曰く、大臆病の君に語らばれたるこそ悔やしけれと。遂に北軍と戦つて死す。是より將士或は死し或は走る。上皇、震恐、辯疏して曰く、今回の事、朕、知らず、皆臣下の爲す所なりと。權大納言藤原忠信・權中納言源有惟・藤原光親・藤原宗行・參議藤原範義・藤原信能を首謀と稱して其責に當らしむ。大江廣元裁して悉く之を斬る。獨り忠信は其妹實朝の室たりしによりて許さる。已にして仲恭天皇を廢し、後鳥羽上皇を隱岐に、順徳上皇を佐渡に幽し、京軍將士の食邑三千を奪つて之を鎌倉の將士に分つ。而して義時毫も取らず。後世の史家此役を名づけて天皇御謀叛と云ふ。これ鎌倉は其名天皇たらざるも、其實、國家の實權を掌握して、民政に當るに、朝廷、故なく兵を動かしたるを以て、實際の權力を有するは、即ち主權者なりと信ずる當時の謬想よりして然りしなり。故に史家は、また他年北條氏が奉ずる、將軍宗尊の北條氏を謀るや、また之を記して將軍謀叛と云ふ。

南人の貴族的王朝主義、北人の武斷的民政主義

蓋し當時君臣の名分は西南畿内に近き諸國の思想にして、貴族

北人の天下(下) 北條氏の治世 南人の貴族的王朝主義、北人の武斷的民政主義

的王朝政府を信する者の言ふ所なり。鎌倉を中心とする北方には、主従の名あつて君臣の義存せず。意氣相投するが故に、結託して主従となり、恩怨相結べるが故に、離れて敵人となる。名分なくして利害あるのみ。經典なくして意氣あるのみ。京都の朝廷は、已に理想的の高度に發達したる王朝主義を以て、君臣の名分を以て四方に號令せんとし、而して其恩光は未だ疎曠なる鎌倉以下の武人を威服するに足らざるを知らずして此に及ぶ。頼朝の勅與は、南人の王朝主義と、北人の武斷民政主義との調和なりき。是れ東方の武士は自家の膽力を以て天下を動かせりと雖も、猶ほ其の首領として戴く所は、西南貴族の遺種にして自然に其感化を受けしがためのみ。今や北方武士に奉戴せられたる貴族の遺族は、殆んど盡きぬ。之と共に其感化は失しぬ。存する所は純乎たる北方の民、北方の習氣のみ。而して最も能く其主義習氣を代表せるものは、北條氏なり。彼は官爵の一文錢に當らざるを信ぜり。彼は王朝主義の國人に適せざるを信ぜり。彼は王者の道、民政に存するを知つて、質素簡易、民に近づきて民政を最大目的としぬ。彼は凡べての武士と平等に交り、其武士を制するは唯だ國人の望を得るの一事にあるものなるを示しぬ。彼は政治は、政府の光榮のためならず、民政料理のためなるを示しぬ。天下王朝の繁文、繙禮、浮華、空文を厭ふの情あるを知つて、直裁簡明なる民政によりて天下の望を縛ぎぬ。若し其權を以て位を求めなば、將軍・納言は易々たるのみ。しかも、義時の權を以て、左

京の大夫たるに止り、歴代從四位下を以て最上の昇進とす。これ此に止るにあらず、官爵の價なくして、執權の名は關白よりも重きを信するが故なり。彼は諸將士を命令するの權を用ひず。然れども約束によりて之を動かすこと、手足の如くなりき。彼は幾十年の歴史を有せざるも、其姓名の國人に刻せらるゝや恩人の如くなりき。然るに大和朝廷、民政に於て國人の感懐に記憶せらるゝことなく、君臣の名分を恃みとして、鎌倉を攻め、一敗地に塗る。これ承久の亂は、政權の争のみにあらず、西南の王朝主義と、北方の武斷的民政主義の争なり。而して西南の貴族的王朝主義敗れて、北人の武斷的民政主義の勝ちしが故に、帝王廢立の實權は、悉く鎌倉の手に歸しぬ。

天下鎌倉を謳歌す

鎌倉政府が第一に立てたる天皇は、後堀河にして、諱は茂仁、時に十歳。高倉天皇の

第三皇子にして、後鳥羽天皇の皇兄なる守貞親王の第三皇子なり。世に之を持明院の流と云ふ。北條泰時・時房の二人は六波羅に止り、南北二府を立て、四十八ヶ所の御屋を興し、西南諸州を控御すること四年、天下その風に靡き、久しく虚禮、空文の府たる太政官以下は、益々空名となりぬ。東北の武士を犬豚の如く卑しみたる京紳は、競うて南北六波羅府に媚付し、保元・平治の亂以後、亂麻の如くに紊れたる日本は、初めて泰平の世に入るの端を開きぬ。蓋し保元・平治の亂後約五十年、武士豪族は、已に業に戦闘に疲弊して、沽魚の水を望むが如くに、泰平無事を希ふに至りぬ。是れより前、

御屋は曆仁元年六月の設置にして京の武士各一所を預り非違を戒むべく御屋とは御火を燒くが故也



藤原氏の専横の下に、源平二氏の起るや、朝廷の有せざる武力を有するがため、之を試みて雌雄を決せんとするの誘惑多かりき。今や北條氏は、藤原氏の如くならず、武力は獨り地方武士の専有するものならざるがため、武士豪族は、崛起するの誘惑を有せず、加ふるに源平二氏の戦に死生の道を來往したる冒險武士は、今や歲月の襲ふ所となりて、多く塚中に入り、存する所は、鎌倉の恩光に浴したる少年子弟のみ。彼等をして怨ましめんには、鎌倉は餘りに善良の政府なりき。彼等は崛起せんには、其の力餘りに少なかりき。鎌倉の恩光に浴したる家人の壓抑を蒙る、舊國司、舊莊司、源平の遺族、反對黨は、鎌倉の家人に取りて代らんには、餘り多く疲弊せり。これ久しき間、間斷なき戦争が生じたる結果なり。況んや頼朝以後三十五年、暫時の平和によりて生ぜんとしたる新勢力も、機未だ熟せざるに、後鳥羽承久の亂に引き出されしがため、未熟の間に消磨せられぬ。是に於てか泰平の氣、蒸々として進む。

承久の亂後、三年  
元仁元年六月、義  
時卒す。  
泰時は義時の子  
なり。  
泰時其子時氏、從  
弟時盛をして京都  
を守り、南北を分  
治せしむ。

北條泰時の政治、貞永式目

承久の亂後三年、義時病を以て卒するや、泰時・時房、六波羅より、鎌倉に歸り、泰時執權となり、時房叔父を以て之に連署す。泰時の執權たるや、北東武士固有の政權争奪は、政府の執事、伊賀光宗・北條政村・三浦義村の手によりて、泰時の繼母の泰時に平ならざるを利として企てられしと雖も、泰時、泰然として動ぜず。大將の士卒を處するが如く、之を處したれば、其年少

曆仁元年、令を出  
し非禮の僧尼を  
責むるや、僧尼  
皆首を縮む。  
嘉禄元年、石清水  
八幡宮と興福寺  
と、田を争うて  
、憤を京師に洩  
れ、僧尼を以て  
、因幡國を以て  
、宮寺に賭ふ。興  
、城を築きて、兵  
、泰時直ちに兵を  
、奪ふ。衆徒恐れて

を危みたる鎌倉の志は定まりぬ。已にして義時の遺産を分つに方りて、泰時諸弟に分つこと多くして、自ら取ること少なく、諸弟の喜を見るよりも喜ばしきはなしとなし、かば、族黨其の廉正に服しぬ。泰時平常、治術を以て心とす。僧あり説いて曰く、寺院を建つれば泰平求むべしと、泰時之を罵つて曰く、財を費し民を苦しむ、何の泰平かあらんと。乃ち其僧を追ふ。梅尾の僧高辨之に説きて曰く、國を治むるは猶ほ病を治むるが如し、先づ其源を察すべし。病源實に治者の慾心にあると。泰時之を服膺し、絶えて私慾の跡を示さず。私財を投じて窮民を救ひ、村民を誅求せざるのみならず、凶歲には金を貸し、其返す能はざるものには、券狀を燒きすて、心を安んぜしむるに至り、また將士の富豪に就きて金を借りて返す能はざる者に代つて、之を償ふに至る。故に民心之に服し、泰時のためには死するも惜しからずと言ふに至る。王朝時代にありては、其名ありて其實なき博奕禁止の令は、彼の世に至りて實行せられたり。驕慢非禮、眼中、皇室なき僧尼も、彼の幕府に對しては戦々兢々として、其戒飭を受けたり。疎野猛烈なる鎌倉武士は、彼の時に至りて學問を重じ、身を修むるに至れり。鎌倉の奉行頭人は、遠國の侍より贈物を受くる時は、之に倍して還すべしとの訓戒によりて、奇翫路遺の風は薄らぎぬ。其の執法嚴峻の政治によりて武人の驕傲の跡を滅し、嘉祿元年よりは遠江以東の武士各十二ヶ月間鎌倉に大番するの制に服しぬ。兇險殺伐相尙ぶ鎌倉の士風は、彼の世に至りて



拾遺集の撰者に  
きては未だ詳なら  
ず或は花山天皇の  
御撰としたり藤原  
の撰ともいふ。

新古今集は土御門  
の元久二年に成  
る撰者は藤原  
通家、右近衛藤原  
有家、右近衛藤原  
原定家、前上將藤  
藤原家隆、右少將  
の執行に於ける  
の撰者たるに  
り。

或は後撰集時代の如きは、稍々風調を重んぜずして意義を重んじ、稍白描に近きものありしと雖も、拾遺集を過ぎて約一百年を経て、後拾遺集の時代に至つては、其の詩人には藤原公任・源經信・藤原範永・大中臣輔親・源重之・能因法師・良暹僧正あり。婦人の作家には、紫式部あり、和泉式部あり、赤染衛門あり、大貳三位あり、男女才名を以て相競ふもの最も多しと雖も、其詩流れて、纖佻輕巧となりて、風韻なく、譽を文字の中に求め、巧を文飾の上に求め、殆んど晩唐の詩、宋に入りて一變したるが如くなりき。然れども是れ猶ほ其の甚しきものにあらず。下つて金葉集・詞花集の時代に至つては文字の技巧を争ふを主として、風韻全く失せ、興味索然たるに至り、藤原基俊・源俊賴・藤原長實・藤原公季・藤原顯季・大江匡房・源顯仲・僧隆源・婦人肥後・紀伊・河内等、相競うて才を弄し、奇を闘はせ、高逸の調、纏綿の情失せて、殆んど文字の諧劇に近きものありき。已にして安德の朝、藤原俊成出で、千載集を撰するや、前代の歌風を非なりとし、再び風韻格調を重んじたりしかば、此頃より歌風一變の端を開きて、古今集に類したるものありしが、土御門の朝に於ける新古今集の時代となりては、歌道隆昌の運、再び來り、風韻あり、格調あり、意義あり。後鳥羽・土御門・順徳の三天皇、藤原俊成及び其の子定家・藤原家隆・雅經・有家・西行法師・寂蓮法師・慈圓法師・鴨長明・源具親・藤原良經・俊成の女等の名は、一代を裝飾するの大名にして、其政治上に於て、北條氏の

治世と相併行するの偶然ならざるを見るべし。

思想文學の變、其政治との關係

抑も文學詩歌の上に於て斯の如き大變革ありしものは何ぞや。政治上の變革と同じく、また唯だ其の作家の階級、境遇の變化に由來するのみ。即ち萬葉集時代にありては、其作家なる者王朝の遺族に止まらず、専門の作家に止まらず、天地・山川・興廢・旅行・別離・情事、皆其の見聞、遭遇する所の感懐、内に餘りありて外に發するものなるが故に、其詩歌には真個の意義あり、其想像は文字の想像にあらず、真に心中に湧き出づる想像なり。其の格調は、必しも整正を求めずして、自然に整正するものなり。其感情は求めて泣き、求めて笑ふものにあらずして、真に心中に刻まれたる感情なり。また其作家の如きは王朝を世界として、他の人事を知らざる井蛙の公卿にあらずして、其の帝王とも云ふべき柿本人麻呂・山部赤人の如きは、其官職すら今に知るべからざるほどの寒微なるものなりき。且つ王朝の大臣・公卿の作家たるものもあるも、彼等は其生活如何に騷れるも、猶ほ未開なる人民中の遺族にして、未だ人事を見聞せざるほどに高からずして、自然に人事と相觸著したりき。故に詩歌を以て國風と稱すべくば、萬葉和歌集は、真乎醇朴の中稍々文彩風流の色を胚みつつありし奈良朝時代前後の國風と云ふべかりしなり。概して云へば奈良朝時代前後の文物は、邦人固有の質朴剛健の氣老いずして、支那文明を吐吞したるが故に、其規模自ら廣大なるものありき。建築

物、製作品につきて之を云ふも、其結構の壯麗に、規模の偉大なるは奈良朝時代前後を以て其の首とし、以下代を歴るに従つて纖麗は益加はると共に、壯大の氣愈減ず。是れ何の故ぞ。一方より言へば奈良朝時代前後は質朴剛健の氣猶ほ存したるが故にして、後には平安朝廷の外に別乾坤を知らざる文弱氣質となりしが故なり。一方より言へば、奈良朝時代前後の製作は多く翻譯模倣にして、直ちに大陸の壯大的風尚を輸入せるに、平安朝時代以後は、一種の國民的好尚興りて、自家自ら自家の好尚に適せしめんとして作りしが故なり。文學もまた斯の如し。桓武已に都を平安に定むる頃に及びてや、詩賦行はれて、和歌行れず。文士皆擬漢文に苦心せしが、之と共に奈良朝時代に普通なる朴素剛健の氣風、猶ほ全く失せざりしと雖も、其生活の安易、驕奢なるによりて、貴族は漸く纖巧浮華の俗に做ふに至りしが、一轉して宇多天皇の朝となりては、浮華驕奢の俗と共に後宮の勢力大に張り、宮中に於ける男女の交際漸く自由となるに従つて、所謂一種の交遊社會なるものを生じ、和歌は此の交遊社會の才人たちには、必ず缺くべからざる一の技巧となりき。已にして宇多天皇の時初めて宮中に歌合の會を設けて歌を批評せしより、男女競うて其技を磨きしに、其の批評の標準は多くは其技術としての巧拙にありしかば、此風盛なるに従うて、歌道漸く下つて高邁醇雅の風を失しぬ。是れより、才人代を追うて輩出するも、朝廷は益孤立して、國民と遠かり、和歌は益專門的技巧となりしか

倭成、詩を作るに  
常に殿坐して桐火  
鉢を推し容を風さ  
ず故に其詩を桐火  
鉢體と云ふ。

ば、崇徳・近衛の朝、金葉集、堀河百首時代に至りては、和歌の流弊殆んど極りぬ。然れども物極つて必ず變ず。崇徳・近衛の朝が、政治上に於て新古の勢力をして、上下地を更へしめたる大變革期なりしが如く、文學に於ける大變革も、漸く此時より其の端を開き、後鳥羽時代の新古今集に至りて、一新生面を開きぬ。是れ政治上に於ては、地下の武士野人、漸く堂上貴族の間に交りて新原素となりしと同じく、此原素はまた漸く文學の上にも波及して、文學をして國民と近からしめ、虚偽なる貴族社會の藩籬を超えて、眞實なる國民の生活と相接近せしめたるがためなり。而して其の變革新時代の代表者として、西行法師あり、藤原定家あり、其父俊成あり。此の文學の保護者としては、後鳥羽上皇あり、土御門上皇あり、順徳天皇あり。後鳥羽上皇は時の十六歌人に勅して、各其自ら勝れりと思ふもの十首を選び進めしめ、名けて自讃歌と云ふ。斯かることより、一代の文運隆々として盛んに、實朝に至りては此の文運に乘じ、加ふるに、北人剛健の氣を以てして、直ちに萬葉の古調を興さんとするに至る。而して和歌より散文を通じて、皆佛教よりの感化と、世態の激變して頼むべからざるを目撃したるより來る厭世思想を存す。西行が「吉野山やがて出でしと思ふ身を花散りなばと人や待つらん」と歌ひ、定家が歌よまん時は故郷有<sup>レ</sup>母秋風涙、旅館無<sup>レ</sup>人夜雨恨の古詩を吟ずるを常として、人にも教へたるが如き、鴨長明が「世は捨つる身はなきものになしはてつ何をうらむるたが歎ぞも」と歌ひし

が如き、皆當時を一貫したる厭世思想を代表す。

桓武より北條時代に至る宗教の變遷 當時の宗教も、また文學政治を動かしたると同一の新原素の影響を受けた。桓武の朝、最澄・空海、英雄の姿を以て、支那大陸に存する、最新最博の教義を取り、高き理を談じて其の教を深奥にしたるより、宗教社會に於ては暫らくは別に一新帝國を立つるの餘地なく、英雄の士輩出するも、唯だ天台・眞言の宗派内に於て其才を縦にするの外なかりき。而して才人、輩出するに従つて、其教義益々細密高遠となり、細密高遠となるに従つて、益々平人の需求する所に遠ざかり、眞言・天台の二派天下を占有し、堂塔伽藍の美を盡くし、寺院の勢力、其隆を極むと雖も、能く其の教理に通じ、之によりて安心立命するものは僅少なる貴族あるのみ。談益高くして益々平人の需求に背く。併も平人の地位、代を追うて高まり、地下の民、天下の大勢力となりつゝあるに方つてや、佛教は長く此の状態を保つ能はざるや明かなり。是に於てか、村上天皇の應和三年、空也、六波羅密寺を建て、初めて時宗を唱へ、眼前の衆生、種々の作法も、また自家の觀念を助くと爲し、より、漸く平人の間に行はるべき宗教を起すの端を開きぬ。時宗は固より廣く天下に行はれずして、僅に東北の片隅に行はれたるに止ると雖も、是より後三百年、北條時宗の時代に至り、僧智眞其衣鉢をつぎ踵躰念佛し以て其道を廣む。かくて智眞は時宗の開祖となる。智眞は即ち一遍上人なり。空也より

の食を施すを待つ。弟子問ふに故を以てすれば即ち曰く、山中衆徒を教ふるに心閑ならざり、市中にありて種々の作樂を見るも、また觀念を助くるに足ると。四十七歳の天祿三年、六波羅密寺を以て天曆五年の開山とす。良忍は尾張郡多郡富田の人、音曲に巧なり、到る處々人と歌ふや、使々として人を泣かしむ。源空は美作國久米郡南條稻岡の人、法然と號す、其の淨土宗の始むるや、觀音の誓文を書して和讃を求む。僧聽かず龍禪院に召し空博論を試む。源空敵を屈す。是れより源空知慧第一の名を得。其勢第一下を動す。已に天野に幸し上皇の宮

下る約百五十年、鳥羽天皇の元永元年、良忍、融通念佛を唱ふ。融通念佛は人類を以て一の無邊なる一體となし、一人念佛を唱ふれば萬類に通入すとなし、而して念佛は萬善萬行の總體にして、人類は唯此聲によりて救はるべしと爲す。其言ふ所平易行ひ易く、民心に入り易く、且つ良忍聲明梵唄に長し、悽怨哀愴の聲を以て、念佛を唱へしかば、一時相和して天下に行はる。人心の需要此の如くなるに方つて、延曆・興福等の大寺は、濟世救人の業を怠り、干戈狼藉のみを事とせしかば、人心益々離れ、遂に高倉天皇の安元元年に至りて、源空始めて淨土宗を唱へ、他力を以て成佛するの説を教ふるに至つて、宗教益々平民の間に互る。之を三論・天台・眞言の哲理的教義に比すれば、雲泥の差にして純平たる他力救拯を主とする點に於ては、從來の宗教と全く表裏なるを見る。以て其空疎浮華なる、神學的の高調衰へて、實際的宗教生命の民間に普及せんとしつゝ、始まりしを見るべきなり。已にして鎌倉

覇府起り、備中の築西、其の再渡の支那留學を遂げて歸るや、政子之を延きて壽福寺を開き、頼家に至りて洛東に建仁寺を建て、築西の爲にす。是に於てか禪宗大に隆なり。是れより先き禪宗を傳ふる僧なきにあらざりしと雖も、皆その僧徒の本領にあらざりして、寧ろ附屬物として、僧徒の博識を示すの具たるに過ぎず。之に加ふるに其の説く所、直指心身、見性成佛にして、小乘・大乘の素養なき國民をして悟らしめんには、餘りに高遠に、其指さす所は、小乗權教を破するにありて、小乗權教の國

人出でて鹿谷の念  
佛會に參り源空の  
弟住蓮安樂等哀  
婉の音聲にて講  
を講誦す宮人之  
聞き住蓮安樂に  
延きて度を受く朝  
し宮女に控成せ  
す新り源空を流  
來寺の開基覺鑿死  
覺は肥前の人な  
るに父郷黨の名家  
に首を低うするを  
見て怪んで故を問  
へば、史は朝廷の  
命を奉ずるものに  
云ふ。覺鑿初めて  
父より尊きものあ  
るを知らず、更に朝  
廷の上を尊きもの  
あるを問ふ。父の  
曰く、佛者は天  
の尊主にして人之  
に過ぐるものなし  
とて佛を聞く大治  
元年根來山に相し  
て寺を創めんとし  
一祠を建てて鎮  
始なり。是れ根來寺  
めて天台新義を唱  
ふ。

北人の天下(下) 北條氏の治世 皇族鎌倉に媚附す、泰時の卒去 三六六  
民宗教とならざるに先つては之を破すべき目標あらざりしなり。ゆるに凡てを破するの目的を有する  
三論宗が、何の宗派も存せざるに先つて我國に來りて、遂に法相宗の爲に凌駕せられたるが如く、禪  
宗は、其の傳來の早きに係らず、遂に大勢力となる能はざりき。然るに今や多くの宗派は傳へられた  
り、多くの教學は教へられたり、其の浮華繁縟の理論は、多くの人に厭はれたり。故に淨土・融通念  
佛の如き、直截簡明なる他力成佛宗を歓迎したる社會は、また禪宗の如き直截簡明なる自力救拯宗を  
も歓迎したるなり。殊に剛健にして武斷、疎大にして實行を尊ぶ東方武士に取りては、此宗派最も能  
く歓迎せられたり。而して禪宗につぎて生じたるものは、他力成佛の極點、易行道の終末、魚肉を禁  
ぜず、妻帯を禁ぜず、坐して言ふべく、立つて行ふべき親鸞の一向宗にして、後に日蓮の法華宗に至  
つては、加ふるに軍隊的氣風を以てして、宗教の體相一變す。最澄・空海の時より、源空・親鸞・日蓮の  
時に至るまで、佛教の歴史は難行道より、易行道に移るの歴史なり。少數貴族の手より、多數平民の  
手に移るの歴史なり。是れ正しく政治上に於ても、政權南方貴族の手より、北方野人の手に移ると  
同じく、時代を一貫する一大精神は、平民の勃興にありしが故なり。北條氏の權力北方に固く、鎌  
倉の權勢、天下を制する所以は、實に此の時代の精神を握れるが故なり。

皇族鎌倉に媚附す、泰時の死去

斯くの如く北條氏が時代の精神に鞭つて出で來るに方つて、皇室は少しも

宮の人、仁安三年  
宋に遊び文治三  
年、また宋に入り  
印度に入らんとし  
て果さず敵禪師に  
遇つて禪宗の教理に  
親する所は臨濟宗な  
り。弘長元年五月、日  
蓮を伊豆に流す。同  
二年十一月親鸞  
寂す。弘長三年、日蓮教  
免を蒙り文永元  
年、安房に還る。文  
永九年再び佐渡に  
流さる。

此の精神と相觸著せず。堀河帝の位を去り、其の子秀仁立つて四條帝となるや、嬉戲を事とし宮郭の  
滑石に倒れて崩す。四條の崩するや、皇室の連枝、多く各々鎌倉に通じて立たんことを求む。泰時、  
土御門天皇が承久の亂に與せざりしを以て、其の皇子邦仁親王を立んと欲して秋田城介安達義景を京  
師に上らしむるや、義景道より歸りて問うて曰く、若し他の皇子にして立たば之を如何せん。泰時  
曰く、之を廢すべきのみと。遂に邦仁を立て、後嵯峨天皇とす。鎌倉の京師を見る此の如きものあり  
しなり。之を藤原氏の專權に比するに、彼は君主を易置するも、猶天下の刑賞は其府中に於て爲され  
しなり。今や名實共に、權力鎌倉の執權に移るに至り、前後雲泥の差あり、藤原氏は陽成天皇を廢す  
るも、なほ其の病の故を以て之を廢するのみ。北條氏に至つては、其の意中の帝にあらざるの故を以  
て、之を廢せんとす。是れ實に古今權勢の大變と雖も、然も當時の人心は、全く北條氏に依頼し、天  
下の治平、人民の安樂は、唯だ北條氏に於て擔保せらるべかりしが故に、天下之を如何ともする能は  
ず。六十餘州唯だ命を奉ずるを競ふの外なく、仁治三年六月、泰時病を以て卒するや、天下痛惜して  
賢者となし、帝王の崩御よりも、深甚なる感情を以て追悼せられ、天下其の皇室に對するの專權を議  
するものあらかりぬ。

北條經時、將軍賴經を廢す

然りと雖も北條氏の權勢信用は歴史的のものにあらずして個人的なり。一の

北人の天下(下) 北條氏の治世 北條經時、將軍賴經を廢す

「朝」を立てたるが故によりて力あるものにあらず、現下の實際政治より来るものなり。故に巨頭の去るや、内動搖を免れず。泰時の孫、經時の立つて執權となるや、其従弟光時あり。其父、名越朝時は義時の弟にして、幕府の政治に參與して重きを爲す。朝時卒して光時執權たらんと欲して得ず、即ち頼經に親近して權勢を作らんとす。經時、頼經が年漸く長じて野心を生じ、政權爭奪の孤注たらんことを慮り、寛元二年、諷して其位を去らしめ、其子頼嗣を立て將軍とす、頼經時に二十七歳にして頼嗣は六歳なり。光時望を失して怏々として樂まず。已にして經時病あり、寛元四年三月を以て死し、弟時頼代つて執權たるや、光時兵を擧げて叛す。然れども鎌倉大族の應ずるものあるなし。光時遂に髪を剃りて降り伊豆に流さる。

三浦氏敗れ、五攝家生じ、皇子將軍となる

此時に方りて頼朝以來の東方の大族、多く夷平せられて存せず、獨り三浦氏のみ、常に北條氏と力を併せしかば、其聲望、稍北條氏に次ぐ。其族長泰村は義村の子にして、泰時の婿たり。累代名家の故を以て北條氏に親近せられて機務に參與す。安達景盛は時頼の母、松下禪尼の父たり。平生三浦氏と權勢を争うて勝たず。三浦氏日に専横なるを見て、怫然として去つて高野山に入る。今や其の孫時頼の世となりしを見て鎌倉に入り、子、秋田城介義景等を集めて之を激し、三浦氏を謀らしむ。時に時頼、其父北條重時を六波羅より召して機務に參せしめんとす。

泰村之を遮る。是より三浦氏、北條氏と惡しく、時頼が前將軍頼經を京師に歸すや、泰村の弟光村等、頼經と約して必ず再び鎌倉に迎へんと云ふ。是に於てか安達氏、私に鶴ヶ岡に榜して曰く、「若狭の前司、専横驕恣なるが故に近時誅戮を加へん」と。三浦氏、其陰謀に中るの故を以て大に驚きて、急に一族郎黨を集め兵備を整へて、變を待つ。時頼之を聞き遂にまた兵を集む。泰村恐れて人を遣はし他なきを陳せしむ。時頼乃ち誓書を與へて他なきを示し、其兵備を解かしむ。光村等猶私に爲す所あらんとす。已にして安達義景等急に其族人を擧げて三浦氏を攻めしかば、三浦氏以て時頼の命に出づるとなし、其誓書の信なきを憤り、兵を發して之と戦ふ。鎌倉の諸士、多く分れて兩族長に屬せしかば、時頼已むを得ず兵を出して安達氏を助け、風に乗じて火を放つて之を攻む。三浦氏事の爲すべからざるを知り、徒に燒死せんよりは右大將の像前に死し、前代の恩に報ぜん。一族一百七十六人、郎黨、家の子二百二十餘人と共に、法華堂に入り、頼朝の像前に屠腹して死し、三浦氏全く亡ぶ。而して將軍頼嗣の父頼經、また北條氏に對して異圖あるの證ありとして、廢せられて京師に送らる。時頼因つて重時を招きて連署せしむ。鎌倉に於ける政變は、直ちに京都の朝廷に於ける公卿政權の消長となる。初め一條道家は頼經の父たるの故を以て、北條氏と極めて親近にして、其威權皇室よりも大なりしが、今や頼經の異圖によりて、北條氏の信任を失ひしかば、六波羅府より三浦氏の滅亡の變を

奏上するも、其手を經ずして西園寺前太政大臣實氏の手を經るに至り、西園寺氏の威權獨り赫々として同輩を越ゆ。初め攝政・關白たる藤氏は、頼朝の時九條・近衛の二氏あるのみ。時頼、藤原氏を分裂して其權を軽くせんと欲し、仁治三年、良實を關白とし、尋で寛元四年實經を關白として一條家を起さしむ。已にして一條家の己に利あらざるや、更に鷹司兼平を攝政として此に鷹司家を起し、今や宮中にありては、清華に西園寺家あり、攝家に鷹司家あり、交も北條氏の爲にし、而して貴族の北條氏に媚附するもの、其家を起すを見て滿朝多く鎌倉に親まんことを競ふ。大勢已に此の如くなれば、建長四年三月、時頼・重時、使を京師に發し、後嵯峨上皇の第二皇子、宗尊親王を請うて、鎌倉の將軍たらしめんと請ふや、上皇驚喜して之を許す。親王は其母藏人平棟基の女なるがため、皇太子たる能はざるものなり。其鎌倉に下るや上皇自ら微行して、其装儀を窺うて喜ぶ。之を後鳥羽上皇が政子の其皇子を請へるを拒絶したるに比して、如何に絶大なる變化なるぞ。

鎌倉武士氣質

此の如く、皇室・公卿の自ら見ること愈よ低くして、鎌倉の威權益々張る。然れども時頼は其權勢の頂上に昇つて、驕るが如き愚なる者にあらざりき。彼れ其の祖父泰時の風を慕ひ、且つ政府の立つ所、唯だ民信に存し、民信の來る所は、民政に存するを知れり。彼れ泰時の質實剛健に加ふるに、更に禪宗に親炙して得たる讀書を以てし、古に鑑みて今を戒しめ、欲を少くして、情を節

し、賢吏青砥藤綱を任用して民政を料理し、隱密を察して奸吏を發き、諸國を微行して守護・地頭の正邪を計較せしかば、天下益治平となる。而して此間に益鎌倉武士てふ一種の士風を生ずるに至りぬ。東方の風、古より疎獷、猛野、部落の少しく發達して、未だ民族とならざるものにして、其社會結合の連鎖は利益共同と、族長尊敬との二に過ぎずして、極めて薄弱なりき。之に反して、其個人は殆んど其の頂上まで識認せられ、主従と雖も意氣相投せずんば即ち争ひ、同族と雖も、利害相異なるや即ち戦ひ、未だ會て恭謙退讓の何たるを解せざるものありき。加ふるに其屈すべからざる猛氣と野性は、其治者、勝者に對して、反抗するは、何時にても辭せざるの風を生じぬ。彼等の社會に於ても鄰人・郷黨の評判を省みるの風なきにあらざるも、併も批評の標準は、正邪是非にあらざりて、彼れは勇なる乎、怯なる乎の二點に外ならずして、家の面目と云ひ、勇士の恥と云ふは、唯だ強者に反抗する熱心の程度を云ひ現はすに過ぎずして、後世の武士の如き理想を有する者に非ず。争は勇者の名を博すべき一手段なるが故に、争鬪は常に社會に絶えざりき。而も其争ふや、個人的なり、部落的なり。勇怯の争なり、利害の争なり。未だ會て一の道義的口實を有せざりき。否彼等は其私心を暴露して敢て耻づべきこととなさざるが故に、名を道義的原因に藉るべきの要を感ぜざるなり。然るに頼朝一たび起つて覇府を定め、其祖先英雄の記憶と、恩威とを以て人心を一統し、關東諸國の豪傑



を網羅して、源家の族人となし、家人と號するや、鎌倉は坂東諸國北人の中心となり、諸人は悉く其一枝たるの姿となり、家人なる者の、恩寵權勢の大なるに従つて、此風益盛となり、地方に於ては猶ほ族によりて黨を立て、數黨相合して一族を立て、純乎たる部落的生存の状態なりしも、中央に對しては鎌倉なる一種の愛國思想を有し、鎌倉の存亡と云ひ、鎌倉の大事と云ひ、鎌倉の利害を以て個人の利益とするの風を生じて、稍と封建の民族的統一思想を有したるころ、當時の文學もまた彼等に道德社會的の立法を與へたり。

鎌倉の士風を作りし文學

是より先き唯一の文學とも云ふべき和歌は新に起りたる人民に觸れて一大發達を爲し、新古今時代に至りて其の頂上に達したりと雖も、未だ全く國民の精神的需要を充たす能はざりしかば、散文興りて和歌に代り、其需要を充たんとするに至りぬ。散文は寛平・延喜の頃の竹取物語の佛説を翻案して小説を述ぶるあり、源氏物語・榮華物語の宮廷の生活を描けるあり。一個人の日記には、攝政兼家の妻が著はせる蜻蛉日記あり。和泉式部の日記あり、紀貫之の土佐日記あり、讃岐典侍の日記あり、阿佛尼の十六夜日記ありと雖も、其調軟弱にして、其想像婉婉、王朝の弱點を代表して、女性文學の範圍を脱する能はず。公卿の手中に發達せる纖巧なる和歌と同一性質のものにして、到底機心あり、争心あり、野性ある剛健・尚武・簡質なる新國民の需要を充たす能はざりき。ゆゑに北人が

其隣里郷黨公會の席に於て、互に語りて其祖先を誇る所の源平大戰の歴史は、此の新國民の需用に應ぜんがために新たに書かれぬ。平家物語・源平盛衰記等の戰記的長詩是れなり。此一書、マデッセー、イリヤッドの二大詩歌がホーマーなる盲人によりて作られしと云ふ傳説の漠然として存するが如く、唯だ葉室行長が、僧・慈鎮のために作りて、琵琶に合して盲人に歌はしめしと云ふのみ。其作家、年月を審にすべからずと雖も、鎌倉武士の鬱勃たる大精神より蒸生したる一大産物たりしや、疑ふべからざるなり。其の漢文の雄渾壯快の調に交ふるに、和文の輕妙優雅の調を以てせしかば、すでに女性的、貴族的、而して書齋的、孤獨の文學に飽きたる社會をして、靡然として之に傾かしめ、寺院の法會、豪族の會飲等琵琶法師の至る所、猛氣人を凌ぐの北人をして、青矜を露さしむ。而して其書中に包含する所の倫理的觀念は、弱を憐み衰へたるを哀み、榮華驕奢の恃むべからざるを教へ、積惡の遂に酬なくして已まざるを説き、恭謙の美なるを示し、人倫の守らざるべからざるを論じ、勇武廉恥の何ものよりも、尊きを歎美するにありしかば、悲憤感慨の聲のいたる所、無學疎獷なる鎌倉武士をして、其の野性を和げ、其猛氣を純清にし、其叛逆的の心性をして、讒つて弱者に向ふの俠義たらしめ、その争を好むの心をして、正しき面目を保つ眞個の廉恥心たらしめぬ。而して之を總ぶるに健武を以てし、北人が無意識的に爲せる善行美事は、作家のために激賞褒美せられ、高調に語られしかば、

此に鎌倉武士は倫理上の一大洗禮を領しぬ。しかして流風遺韻の及ぶ所、坂東八州の武士をして多く此の理想を慕はしめしかば、此に坂東武者なる一個の士風を生じたり。

將軍宗尊親王廢せらる、元の物興、時宗元使を追ふ

而も最も能く坂東武者の秀粹を代表せるものは北條時宗

なりき。時宗は時頼の子なり。康元元年、時頼病あり。剃髮して最明寺に閑居し、武藏守北條長時をして己に代つて執權となつて、時宗を助けしむ。時頼が泰時の風を承けしが如く、時宗は義時の風を承け、鋭意して政治を改めんとし、文永元年越訴奉行を設けて、奉行の裁斷を不正とする者の越訴を受くるなど、剛果健武、鎌倉の望たり。文永二年將軍宗尊病と號し、僧良基・嚴慧を招きて入つて禱らしめ、實は亂を計る。長時直ちに之を廢して京師に送り、宗尊親王の子、惟康親王を立て、將軍とす。時に甫めて三歳なり。此時時宗、十六歳、文永五年、十八歳にして執權となり、諸政の衝に方り、政村之を助く。是より先き土御門天皇の時、宋の寧宗の世、蒙古部落の間に鐵木真なるものあり。其父十三部落三萬家を領す。已にして父死し、鐵木真其家を襲ふや、部下多く其幼弱を侮つて服せず。鐵木真乃ち兵を擧げて其族人を征服し、勢に乗じて四方を攻伐し、遂に傍近の諸酋長をして幹難河(外蒙古)上に成吉思汗の尊號を上らしむ。成吉思汗は至大なる皇帝の義なり。是より進んで支那内地に入り、燕京に都し、兵を四方に發して武威を輝かし、西は波斯よりシリヤに及び、人類の起原地たる

其書に曰く上天眷命大蒙古國皇帝忽必烈可汗

チギリス、エウフレイトの河邊を横行し黒海バルチック海に及びて、遂にハンガリトを侵略し、北は露西亞よりポーランドに及び、モスコウ、キーフを抄掠す。其地皆灰燼となり、北人風を望んで靡附し、南は印度を略定し、東は朝鮮を憎服す。而して至る所、抄掠暴兇を縱にし、裏海よりインダス海に至る數百千里の地は、成吉思汗の軍隊が五年の間蹂躪したるがため、五世紀の後に至るもなほ容易に之を回復する能はざるものありといふに至りぬ。是れ世界ありて以來、最も人類を驚怖せしめたるもの、一なりき。而して成吉思汗の孫忽必烈に至り、殆ど支那を一統す。宋商・宋僧・朝鮮人は、仄かに此の恐怖を傳へぬ。北條氏は、禍の或は我に及ばんことを恐れ、兵備を治めて武事を勵ます。是より先き伊豆の僧日蓮、日蓮宗を創めしが、此外患を揣摩して人心を警醒す。形勢此の如くなるに係らず、朝廷の事、宴樂と改元の外なきに至りぬ。文永四年、初めて内裡に樂所を設け、公卿の舞樂を練りしが、其技極めて熟せしを以て、五年閏正月、舞の御覽あり。中將實冬・中將實守・中將經良、小將忠季・右馬頭隆良等、相競うて其技を闘はし、關白の子、自ら電舞の胡飲酒を演じ、四條隆行の子陵王を舞ひ、一座感歎して日暮を惜しみ、二月に至りまた之を催さんとす。時に鎌倉の急使あり。電馳して闕に入り、一片の奏文を上る。曰く、蒙古の王忽必烈、我を以て臣妾とせんとして牒書を送ると。歡笑の夢は驚破せられ、滿朝の公卿色を失す。已にして公卿相議し、官外記以上の意見を徴



の後を追はざるもの偶然のみ。幸に北條氏の威權、能く全國を統御し、時宗の膽氣能く諸武士を率ゐ、元兵我國に至る頃は、九州の武士太宰府の催促により、筑前・肥前に集るもの十萬二千に達す。已にして十月、元兵壹岐・對馬を攻むるや、對馬の守護代宗助國・壹岐の守護代平景隆、皆戰つて之に死す。元兵猖獗、婦女を虜にし、其掌に繩を貫きて之を縛し、戰士の腸を割きて之を食ふに至る。已にして進んで、肥前より筑前に寇し、今津・赤坂に連戰して博多に陣し、火を放つて我軍を攻む。此時に方つてや、源平の大戦を去ること殆ど一百年、勇將猛士、已に去つて跡なしと雖も、其の父祖の物語によりて鼓舞せられたる勇氣は、猶ほ全く失せず。戰士先を争うて進むと雖も、元兵は支那大陸に數十回の征戰を経たるものにして、部伍整ひ、進退度あり、自ら大軍練練の法あるに反し、我兵は猶ほ未だ一騎打の勇のみを尙びて、部伍の戰なかりしかば、先づ敵人の爲に膽を奪はれぬ。數萬の大軍、旗幟を盛にし、戰鼓の響を大にするや、我馬先づ驚き、勇士身を挺で、敵陣に入るや、隊伍の制の爲に徒に陣歿す。況んや鐵砲なるものに至つては、日本武士が千百年來未だ曾て其名すら知らざる所にして、音響の發する所、彈丸の進る所、軍士、茫然として爲す所を知らず。遂に退いて水城を守る。已にして日暮に及び、元兵夜襲を恐れ、退いて海中に入る。適々風濤大に起り、元軍轉覆して死するもの一萬三千人。元軍已に日本軍に勝つと雖も、日本の勇武また決して侮るべからざるを見、加

ふるに風濤の爲に氣を失し一夜軍を抜いて歸る。我軍之を知らず、翌朝海面を見て大に之を怪み、僅に一艘の敵船の期を失して志賀島にかゝるを見て、恐れて之に近よるものなかりき。之を文永の役と云ふ。

支那侵略の雄圖、第二回の元寇顛覆す

元主思へらく、筑前の勝利は以て日本武士の膽を寒からしめたるべし

と。乃ち口舌の間に屈せしめんとして、建治元年四月、杜世忠・何文著・都魯丁等五人をして、高麗の使と共に來つて和を議せしむ。太宰府之を鎌倉に送るや、九月に至り時宗之を斬り、以て我情偽を洩らす能はざらしめ、また公私の費用を節して、國防の用に供せしめ、北條實政を筑紫探題として、軍事を總督せしめ、宇都宮貞綱をして之を助けしめ、東國・四國の兵を九州に入れて、肥前・筑前・薩摩の吾田を守らしめ、山陰・山陽の兵をして長門を守らしめ、東山・北陸の兵をして越前敦賀を守らしむ。部署已に成るや、明年の春を以て、將に大軍を提げ、海に航して高麗を撃たんとし、西海の諸侯に命じて、水手・勇士・船舶・糧食を備へしむ。未だ果たさずして弘安二年、元將夏貴・范文虎等、其將周福・樂忠をして我僧の宋に學べる者を携へ、和議を名として來らしむ。時宗、また之を博多に斬る。此時、高麗の忠烈王、元朝の女を娶り、數ば元と來往し、元の日本に志を得ざるを以て其意を迎へ、兵を發して日本を攻めんことを乞ふ。此時元また宋の殘黨を匡山に撃つて之を滅くしかば、乃ち意を決して大軍を

杜世忠は蒙古人、何文著は漢人、都魯丁は土耳古人、也。元主あらゆる人種を用ひて戰ふ。

東寺文書に曰く、征伐等、年三月比可被征、異國也、不取手、省宛山陰、陽南、少貳、經、仰、大宰府、國海、知、仰、北頭、風海、人本所、一、取、水、手、普、健、備、一、取、水、手。